

# 第2回幕別町議会定例会

## 議事日程

平成16年第2回幕別町議会定例会  
(平成16年6月14日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）  
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名  
17番 永井繁樹 18番 伊東昭雄 19番 千葉幹雄
- 日程第2 会期の決定 6月14日～6月23日（10日間）  
（諸般の報告）
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 陳情第2号 国鉄分割・民営化にともなうJR不採用問題について政府の責任において解決することを求める意見書採択に関する陳情
- 日程第5 陳情第3号 国の緊急地域雇用創出特別交付金制度の延長・改善を求める意見書採択に関する陳情
- 日程第6 陳情第4号 「寒冷地手当見直しに関する意見書」の提出を求める陳情
- 日程第7 陳情第5号 「30人以下学級実現等教育予算の充実と、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情

# 会 議 録

平成16年第2回幕別町議会定例会

1. 開催年月日 平成16年6月14日
2. 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
3. 開会・開議 6月14日 10時00分宣告
4. 応集議員 全議員
5. 出席議員 (22)  
議長 本保証喜  
副議長 瀬瀬太郎
  - 1 豊島善江
  - 2 中橋友子
  - 3 野原恵子
  - 4 牧野茂敏
  - 5 前川敏春
  - 6 助川順一
  - 7 堀川貴庸
  - 8 乾 邦広
  - 9 小田良一
  - 10 前川雅志
  - 11 杉山晴夫
  - 12 佐々木芳男
  - 13 古川 稔
  - 14 坂本 偉
  - 15 芳滝 仁
  - 16 中野敏勝
  - 17 永井繁樹
  - 18 伊東昭雄
  - 19 千葉幹雄
  - 20 大野和政
6. 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 岡田和夫 助 役 西尾 治 収 入 役 小野成義  
代表監査 吉川 宏 教育委員長 辺見政孝 教 育 長 沢田治夫  
農業委員会会長 上田健治 総務部長 新屋敷清志 企画室長 金子隆司  
民生部長 石原尉敬 経済部長 中村忠行 建設部長 三井 巖  
教育部長 藤内和三 総務課長 菅 好弘 企画参事 羽磨知成  
企画参事 飯田晴義 町民課長 熊谷直則 税務課長 久保雅昭  
保健福祉センター所長 佐藤昌親 農林課長 増子一馬 商工観光課長 本保 武  
土木課長 田中光夫 土地改良課長 角田和彦 施設課長 小野典昭  
水道課長 前川満博 都市計画課長 高橋政雄 糠内出張所長 横山義嗣  
会計課長 堂前芳昭 車両センター所長 橋本孝男 経済部参事 古川耕一  
学校教育課長 飛田 栄 生涯学習課長 長谷 繁 監査事務局長 森 広幸  
農業委員会事務局長 長屋忠弘
7. 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
8. 議会提出議案  
陳情第2号 国鉄分割・民営化にともなうJR不採用問題について政府の責任において解決することを求める意見書採択に関する陳情  
陳情第3号 国の緊急地域雇用創出特別交付金制度の延長・改善を求める意見書採択に関する陳情  
陳情第4号 「寒冷地手当見直しに関する意見書」の提出を求める陳情  
陳情第5号 「30人以下学級実現等教育予算の充実と、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情
9. 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
10. 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
17番 永井繁樹 18番 伊東昭雄 19番 千葉幹雄

# 議 事 の 経 過

(平成16年6月14日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣告]

- 議長（本保証喜） ただいまから平成16年第2回幕別町議会定例会を開会いたします。  
これより本日の会議を開きます。

## [議事日程の報告]

- 議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

- 議長（本保証喜） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員に、17番永井議員、18番伊東議員、19番千葉議員を指名いたします。

## [会期の決定]

- 議長（本保証喜） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日から23日までの10日間といたしたいと思えます。  
これにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)  
○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日から23日までの10日間と決定いたしました。

## [諸般の報告]

- 議長（本保証喜） 次に、諸般の報告をいたします。  
監査委員から、例月出納検査の報告が議長宛に提出されておりますので、お手元に配付してあります。  
後刻ご覧いただきたいと思えます。  
次に、5月25日、地方財政危機突破大会が東京武道館で開催され、私が出席いたしました。  
次に、6月9日、第55回北海道町村会議長会定期総会が札幌市で開催され、私が出席いたしました。  
その議案の抜粋をお手元に配付してあります。  
後刻、ご覧いただきたいと思えます。

## [人事異動による職員の紹介]

- 議長（本保証喜） 次に、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。  
西尾助役。  
○助役（西尾 治） 4月1日付けで人事異動を行っておりますので、新たに異動になりました部長職、課長職につきまして、ご紹介をさせていただきたいと思えます。  
部長職でありますけれども、消防長土井昌一。  
課長職であります、土地改良課長角田和彦。  
どうぞよろしく願いをいたします。

## [行政報告]

- 議長（本保証喜） 日程第3、町長から行政報告の申し出があります。

これを許します。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 平成16年第2回町議会定例会が開催されるにあたり、日ごろより町政各般にわたってお寄せいただいております議員各位の暖かいご指導・ご協力に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げますとともに、当面する町政の執行につきましてご報告をさせていただきます。

はじめに、市町村合併について申し上げます。

本年1月23日からスタートいたしました法定協議会におけます協議につきましては、これまで、協議会が6回、小委員会が三つの小委員会で延べ10回の会議が開催され、ほぼ予定しておりますスケジュールに従いまして、協議が進められているところであります。

協議内容につきまして、若干触れさせていただきたいと思いますが、協議会におきましては、45項目の合併協定項目のうち小委員会に付託されました6項目を除く39項目について協議が行われることとなっておりますが、これまでに提案・説明された13項目のうち8項目が決定され、残る5項目については、来る25日の協議会で協議されることとなっているところであります。

また、今後におきましては、10月まで、毎回5項目程度の協定項目が提案・説明される予定となっているところであります。

一方、小委員会におきましては、先ほど申し上げましたように6項目の合併協定項目が付託されておりますが、このうち新町建設計画小委員会では、7月までをめぐりに新町将来構想の策定を行い、住民説明会を経て、8月から新町建設計画の具体的内容についての審議が本格化することとなっております。

また、新町名称候補選考及び議会議員の定数任期小委員会では、3町村住民の応募作品の中から、新町の名称候補として10点を選考することが決まっておりますが、これら候補作品につきましては、議会議員の定数任期の取り扱いの審議結果と併せて、11月の協議会に報告されることとなっております。

さらに、地域自治組織等小委員会におきましては、地域自治組織、事務組織機構の両面から、住民の意向が行政に反映され、合併後の地域の均衡ある発展と住民との新たな協働関係の構築が図られるための仕組みについて審議されることとなっておりますが、これらにつきましては、更別村、忠類村の住民にとっては極めて関心が高く、協議会といたしましても最重要案件との認識がありますことから、小委員会におきましては、住民説明会に間に合うように、7月下旬をめぐりに審議結果を取りまとめるべく、集中的に審議を行うこととされているところであります。

合併協議会におけます協議資料や協議の状況・結果につきましては、協議会日より、ホームページ、会議録の閲覧、出前講座などを通じまして、協議会、そして町村の双方から、町民の皆さんにお知らせをいたしているところでありますが、私といたしましては、町民の皆さんの意向を踏まえつつ、お互いの立場を尊重するという姿勢を大切にしながら、協議に臨んでまいりたいと思っているところであります。

こうした中で、最終的には、12月を一つの目途といたしまして、町民の皆さんや各種団体のご意見・ご要望を十分お聞きし、議会とも相談をさせていただきながら、合併について一定の方向を見出してまいりたいと考えているところであります。

次に、家庭系ごみ有料化について申し上げます。

家庭系ごみ有料化につきましては、3月の定例会におきまして議決をいただき、一定の作業を進めているところであります。

有料化導入に伴う周知などにつきましては、広報まくべつによる特集記事の掲載や、7月中旬から実施を予定いたしております住民説明会及び出前講座等で住民に対する周知徹底を考えております。

このほかに、住民の皆さんを対象にしたごみ処理施設の見学会を8月に開催し、住民説明会用リーフレット、ごみ分別冊子の作成、また、アパート・マンションの管理者及び入居者説明会につきましても実施するこことし、なお一層の啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

また、住民の皆さんから問い合わせの多い大型ごみの収集取り扱いにつきましては、ごみ収集日程カレンダーでは、10月に収集を計画いたしていたところでありますが、これを8月・9月に収集すること

とし、10月の有料化以前に終了させたいと考えているところでもあります。

なお、家庭系ごみのくりりんセンターへの自己搬入につきましても、十勝環境複合事務組合での協議の結果、本町の有料化に先行する形となりますが、本年8月1日より有料となることが決定いたしているところでもあります。

いずれにいたしましても、さらに各公区や各種団体等とも連携を図り、10月からの家庭系ごみ有料化に向け、住民の皆さんのご理解、ご協力を得られますように努力をしまいたいと考えております。

次に農作物の生育状況について申し上げます。

今年の冬は雪が多く、融雪の遅れが心配されておりましたが、土壌凍結が少なく、春先の天候にも恵まれ、融雪期は平年並みであったことにより、各作物とも蒔きつけ作業は順調に進んでいるとお聞きをいたしているところでもあります。

また、生育状況につきましては、野菜など4月下旬からの強風や低温により一部で初期生育が抑制されたものはありませんが、全体的には、平年並みあるいはそれ以上になっております。

主な作物の状況であります。6月1日現在の作況調査によりますと、秋まき小麦・馬鈴薯・大豆・てん菜が平年並み、小豆が平年より二日早い生育状況となっております。

いずれにいたしましても、今後の天候が順調に推移をし、昨年、あるいは一昨年を上まわるような豊穰の秋が迎えられるよう期待をいたしているところでもあります。

次に、町営育成牧場の入牧状況についてであります。5月25日より入牧を行い、現在のところ乳牛353頭、肉牛33頭、馬21頭が入牧を済ませているところでもあります。

全体では、例年並の407頭であります。飼育にあたりましては、事故などが起こらないよう適切な管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、世界ラリー選手権の開催について申し上げます。

国際的なラリーイベントで、世界最高峰の自動車競技であります世界ラリー選手「ラリージャパン2004」が、十勝を舞台として9月3日から5日までの三日間開催されることとなりました。

この競技は、世界16地域を転戦し、ラリージャパンはその第11戦として日本で初めての開催となり、足寄町、陸別町、新得町などでラリー競技が行われますが、私ども幕別町札内川河川敷においても、「スーパースペシャルステージ サツナイ」としてタイムを競う競技が行われる予定となっております。

町といたしましては、日本で初めて開催される大会であるとともに、幕別町はもとより十勝全体のPRにもつながることから、帯広市をはじめ関係機関等でラリージャパン支援歓迎実行委員会を組織し、その組織のもとで幕別町観光物産協会と連携し、受け入れに協力してまいりたいというふうに思っております。

次に、軍岡にありますホクレン十勝食品工場について申し上げます。

この十勝食品工場につきましては、スイートコーンの作付けによる輪作体系の確立と畑地への有機質の還元による地力の増進などを目的として、昭和60年に操業が開始されたところでもあります。

スイートコーン缶詰を中心に茹小豆缶詰やレトルト食品の製造など、最盛期には、年間にして24缶1ケースでおおよそ50万ケースが出荷され、また、工場に勤務する職員数も最高時で約70人になるなど、農業振興はもとよりであります。地域経済の活性化や雇用の場の確保などに寄与してきたところであります。

しかしながら、昨今の厳しい経済情勢の中、円高や消費者の缶詰離れ、また、冷凍設備が無いことによる売上の減少など、操業当初とは市場環境の変化した中で今後も操業することが困難な状況になり、平成16年度中に操業終了することで検討しているというお話をお聞きしたところでもあります。

町といたしましては、工場開設時において議会の議決を得て、その工場敷地を無償譲与するなど、企業誘致の観点から側面的な支援をしてきた経緯もあり、工場が操業終了することについては、非常に残念なことと思っております。

今後においては、JAやホクレンなどと十分連携を取りながら、ホクレン十勝食品工場の操業終了後についても、その工場跡地の有効な利活用について最大限の努力をしまいたいというふうに考えて

おります。

次に、国道242号千代田大橋の架け替えについてであります。

現在の橋につきましては、昭和29年建設で車道幅員が5.5mと狭く、加えて歩道も無いなど、大型車両の交差や歩行者の通行に支障や危険性があることなどの状況にありますことから、これまで、幕別町、池田町において改築促進に向けての期成会を設置し、国に要請活動を展開してきたところであります。

このような折、昨年9月の十勝沖地震で大規模な被害を受け、応急の復旧工事で通行ができるようになっておりますが、今後、中規模な地震でも橋脚の崩壊など致命的な被害が予想されるため、これまで要請してまいりました整備内容が盛り込まれた形での架け替えの実施となったところであります。

新たな橋につきましては、現在の橋より25mほど下流側に建設され、橋の長さは現在より12m長い718m、幅員は10.5mで、このうち歩道は2mで、橋の下流側に設置される予定であります。

なお、総事業費は約70億円で、供用開始は平成19年度になる見込みと聞いているところであります。1日も早い完成に向けまして、今後も要請活動を行ってまいりたいと考えているところであります。

以上、当面する諸問題等につきましてご報告をさせていただきましたが、議員の皆様には、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（本保証喜） これで行政報告は、終わりました。

#### [陳情の付託]

○議長（本保証喜） 日程第4、陳情第2号、国鉄分割・民営化にともなうJR不採用問題について、政府の責任において解決することを求める意見書採択に関する陳情、及び、日程第5、陳情第3号、国の緊急地域雇用創出特別交付金制度の延長・改善を求める意見書採択に関する陳情の、二議件は、産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第6、陳情第4号、寒冷地手当見直しに関する意見書の提出を求める陳情、及び、日程第7、陳情第5号、30以下学級実現等教育予算の充実と、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出を求める陳情の二議件は、総務文教常任委員会に付託いたします。

#### [休会]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

議事の都合により明15日から、6月16日までの二日間は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、6月15日から、6月16日までの二日間は、休会することに決定いたしました。

#### [散会]

○議長（本保証喜） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は6月17日、午前10時からであります。

(10:18 散会)

# 第2回幕別町議会定例会

## 議事日程

平成16年第2回幕別町議会定例会  
(平成16年6月17日 9時58分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条, 第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

20番 大野和政 21番 瀬瀬太郎 1番 豊島善江

(諸般の報告)

日程第2 一般質問(9名)

16 中野敏勝 15 芳滝 仁 17 永井繁樹 12 佐々木芳男

8 乾 邦広 3 野原恵子 2 中橋友子 1 豊島善江

6 助川順一

# 会 議 録

平成16年第2回幕別町議会定例会

1. 開催年月日 平成16年6月17日
2. 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
3. 開会・開議 6月17日 9時58分宣告
4. 出席議員 全議員
5. 出席議員 (22名)

議長 本保証喜

副議長 瀨瀬太郎

- |         |          |         |         |         |
|---------|----------|---------|---------|---------|
| 1 豊島善江  | 2 中橋友子   | 3 野原恵子  | 4 牧野茂敏  | 5 前川敏春  |
| 6 助川順一  | 7 堀川貴庸   | 8 乾 邦広  | 9 小田良一  | 10 前川雅志 |
| 11 杉山晴夫 | 12 佐々木芳男 | 13 古川 稔 | 14 坂本 偉 | 15 芳滝 仁 |
| 16 中野敏勝 | 17 永井繁樹  | 18 伊東昭雄 | 19 千葉幹雄 | 20 大野和政 |

6. 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 岡田和夫

助 役 西尾 治

収 入 役 小野成義

代表監査 吉川 宏

教育委員長 辺見政孝

教 育 長 沢田治夫

総務部長 新屋敷清志

企画室長 金子隆司

民生部長 石原尉敬

経済部長 中村忠行

建設部長 三井 巖

教育部長 藤内和三

札内支所長 瀨瀬良征

総務課長 菅 好弘

企画参事 羽磨知成

企画参事 飯田晴義

町民課長 熊谷直則

税務課長 久保雅昭保

健福祉センター所長 佐藤昌親

農林課長 増子一馬

商工観光課長 本保 武

土木課長 田中光夫

土地改良課長 角田和彦

施設課長 小野典昭

水道課長 前川満博

都市計画課長 高橋政雄

糠内出張所長 横山義嗣

会計課長 堂前芳昭

車両センター所長 橋本孝男

経済部参事 古川耕一

学校教育課長 飛田 栄

生涯学習課長 長谷 繁

監査事務局長 森 広幸

7. 職務のため出席した議会事務局職員

局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博

8. 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

9. 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

20番 大野和政 21番 瀨瀬太郎 1番 豊島善江



# 議 事 の 経 過

(平成16年6月17日 9:58 開会・開議)

[開会・開議宣告]

- 議長（本保証喜） これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

- 議長（本保証喜） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員に、20番大野議員、21番額額議員、1番豊島議員を指名いたします。

[一般質問]

- 議長（本保証喜） 日程第2、これより一般質問を行います。  
一般質問は通告順に行います。  
最初に中野敏勝議員の発言を許します。  
中野敏勝議員。

[16番 中野敏勝]

- 16番（中野敏勝） 通告のとおり質問いたします。

介護予防対策について。

我が国は今、世界でも例のない超高齢化社会への道を歩みつつある。生活習慣病対策・介護予防対策、健康で自立して暮らすことのできる、いわゆる健康で長寿社会を目指しての取り組みがなされようとしている。WHO（世界保健機構）によると、我が国の平均寿命は、男性78.4歳、女性85.3歳となっている。これに対して健康年齢、男性72.3歳、女性77.7歳。どちらも世界第一位となっている。

こうした中で、今、我が国に求められているものは、単に長寿社会のみならず、国民一人ひとりが生涯にわたって元気で活動的に生活ができる社会が何よりも求められている。生涯、自分のことは自分でできる健康生活でありたいと誰もが願っている。介護保険制度が始まった2000年4月から、2003年12月までに65歳以上の高齢者の数が12%増加し、要介護は70%の増加率を示している。要支援や要介護1の軽度の認定者が大幅に増え、しかも軽度から重度へ進んでいるのが現状である。これらを分析してみると、介護認定を受けることによって生涯介護に頼らなければならない。このことから、介護認定を受ける前、受けてからの軽度のときのリハビリ、トレーニングなどによって機能を回復して、健康体を取り戻しているケースも大勢ある。高齢者の要支援となる主な原因は、骨折や脳卒中、痴呆であり、これらを予防するためのスポーツや筋力トレーニング等ができる介護予防サービスの推進、地域相談窓口、長期診断が受けられる支援サービスの推進、痴呆症等のサポート体制を充実させるための専門的な知識を要する人材の確保が求められている。2005年は、介護制度の見直しのおきでもあるが、その前に介護にかからないための介護予防と、要介護を進行させないための方策が必要と考え、次のことについて質問いたします。

①幕別町の高齢者保健福祉の概要という本が600部作成され、配布を受けました。どのようなところへ配布し、どのように活用されているのか。

②高齢者保健福祉の概要、高齢者保健福祉ビジョン2003を見ると、さまざまな方法で介護予防サービスが行われているが、効果や成果はどのように出ているのでしょうか。

③介護予防事業に携わる専門的知識を有する人材は、現在、何名いて、具体的な対応は充分にできているのでしょうか。

④要支援や要介護1の軽度の認定者が増加している現状、どのように考え、今後の具体的な方策は。以上、このことをお伺いたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中野議員のご質問にお答えいたします。

介護予防についてであります。

はじめに、高齢者保健福祉概要の配布先と活用はということですが、「幕別町の高齢者保健福祉概要」は、食の自立支援サービス、いわゆる訪問給食サービスや軽度生活援助事業など各種在宅福祉サービスや老人クラブ活動などの生きがいくりに対する施策のほか、保健医療や介護保険サービス全般についてまとめたものであります。

平成12年に作成以来年数も経過したことから、制度の内容も一部変更となったため、本年の3月に改訂版を作成し、議員の皆様にも配付させていただいたところであります。

この「幕別町の高齢者保健福祉概要」は、制度の理解とサービスの利用促進を図るため、保健福祉センターや札内支所などの窓口にも備え付けているほか、すでに介護サービス事業者やケアマネージャー、民生委員、公区長、幕別町社会福祉協議会など多くの関係機関にも配布いたしておりまして、町民から相談があった際などに利用いただき、それぞれの立場でサービスの情報を提供していただいているところであります。

次に、提供されている介護保険サービスの効果や成果についてであります。介護保険制度の発足後5年目に入りましたが、居宅サービスや施設サービスなどの利用者は、平成16年4月末現在、要介護認定者784人のうち565人となり、前年同期に比べて人数で68人、率で13.7%の伸びとなっているほか、生きがい活動支援事業や外出支援サービスなどのいわゆる「介護保険を補完する事業」においても、同様に利用が伸びてきていることはご承知のとおりであります。

介護保険サービスの効果につきましては、平成13年度に居宅サービスを利用している本人やその家族を対象にアンケート調査を実施いたしておりますが、その調査結果によりますと、「サービスに満足している」とお答えいただいた方は、本人で71%、家族で81%という高い評価を得ることができ、具体的には「デイサービスが楽しい。」「サービスを利用することによって元気が出た。」「外出機会が増えた。」などのほか、「これらのサービスがあるおかげで、在宅生活を続けることができている。」などのご意見をいただいたところであります。

また、平成14年度には、介護保険施設や病院に入られている方の家族を対象に調査を行っておりますけれども、「現在のサービスに満足している」とお答えいただいた方が81%を占め、「安心できる。」「心身共にリラックスできる。」「家にいたら寝たきりになるところであったが、施設に入所でき、リハビリをしたおかげで寝たきりにならずに済んだ。」などという意見が寄せられております。

これら介護サービスを上手に使うことによって、本人の生活の確保はもとより、支える家族にとっても安心して介護を続けておられるものというふうにも思っております。今後も国や関係機関との連携を図りながら、制度の更なる充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、介護予防事業に携わる専門知識を有する人数と対応についてであります。介護予防事業につきましては、「幕別町高齢者保健福祉ビジョン2003」において、高齢者が寝たきりなどの要介護状態にならないためだけでなく、要介護状態になってもその状態が悪化しないようにするためのもので、この取り組みは高齢者自身にとっても、また介護保険制度の円滑な運営にとっても欠かせない重要な事業であると位置付けているところであります。

このことから、本事業の実施にあたりましては、保健師と栄養師の9名が中心となり、その専門性を活かしながら対応しているところであり、さらに、適宜、研修や講習等も受けている状況にあります。

今後も、より充実した事業の展開のために、必要な研修に参加させるなど職員の資質向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、軽度の認定者の現状と今後の対策についてであります。平成15年4月末における幕別町の要介護認定者は703人で、うち要支援が128人、要介護1が278人で、いわゆるこれら軽度の認定者が

全体の57.7%を占めているという状況にあります。平成12年4月末の軽度の認定者は40.6%であったことを考えますと、この3年間で17.1ポイントの上昇をみたこととなります。

一方、北海道全体の平成15年4月末での軽度の認定者は48.8%で、平成12年4月末は43.3%でしたので、この3年間で5.5ポイント上昇したことになり、北海道全体に比べて本町の軽度の認定者の割合の上昇率が極めて高いことを示しております。

この軽度の認定者の割合が高い要因、これは、なかなか特定できておりませんが、いずれにせよ、介護予防の取り組みが重要であると認識いたしております。今後も事業の充実を図ってまいりたいというふうに考えているところであり、併せて現在、国においても介護予防は介護保険制度の見直しにおける最重要テーマの一つとなっております。軽度の認定者の増加に対応した基盤整備を進め、新たな予防給付を探っていく議論もされるやに聞いております。その推移なども見守りながら対応してまいりたいというふうに思っております。

以上で、中野議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 中野議員。

○16番（中野敏勝） ただいま、縷々答弁がありましたけれども、高齢者要介護のサービスについては、効果、それから成果が出ておりますけれども、今月の広報まくべつのお知らせの部分に「いきいきエンジョイ教室」というのが載っておりました。こういうものも、もっと折り込みで入っているとなかなか見づらい面があると思います。そのために、もっと事業を拡大するというか、そういう意味での別なマップとかそういうものを作って、高齢者が、年間を通してこういうところへ行けばこういうことが受けられるというような、一目でわかるそういうものが必要ではないかというふうに感じております。高齢者の家庭に配布をして、ニーズに応じたきめ細かな対応というか、そういうものも必要ではないかというふうに感じております。

また、高齢者福祉サービス、介護予防事業に携わる専門的な知識を有する人材、これについても今、9名ほどで対応しているように伺いましたけれども、介護予防に対する意欲のある人材というか、こういうものはもう少し有料ボランティアとか、そういう形で公募して、そして数ある近隣センターとかコミセンとか、こういうものを使って、もう少しきめ細かに行っていくシステムづくりも必要ではないかと思っております。

この点についていかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目のいきいきエンジョイ事業、あるいは外出支援サービス、いろいろな予防対策を行っておりますけれども、このほかにも町の事業として転倒予防ですとか、痴呆予防、あるいは出前講座をはじめ健康教育。昨年だけでも、約1,850人余りの方がこうした事業にも参加をしているということでもあります。

また、先ほどお話がありましたように、いろいろな行事、事業の案内についても、できる限り広報を通じておりますけれども、そのほかにも民生委員さんを通じ、いろいろな方を通じながら、できるだけ多くの方にこうした事業に参加していただけるような方法、これからも何かいい方法があれば考えていきたいというふうにも思いますし、今もやっているつもりでおりますけれども、なお、きめ細かな周知の方法があれば、それらについても当然、検討していかなければならないものというふうに思っております。

それから、高齢者の在宅訪問なんかもやっておりますので、先ほど言いました9名というのは、町の保健師・栄養師の数であります。このほかにそれぞれの施設ですとか、社会福祉協議会なんかもケアマネージャー等の専門的知識を有した方がいらっしゃるわけでありまして、さらには、いきいきエンジョイ教室、これらにはそうした有資格者のボランティアの方も含めて参加をいただいているような現状でありますので、町職員のみならず、広くそうした有資格者の方々にも参加していただく中であって、全体的な取り組みの中で、なお、要介護、要認定、いわゆる介護者が少なくなるような方策にこれからは取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 中野議員。

○16番（中野敏勝） 最後に、成果の出ているところを紹介しておきたいというふうに思います。

もう既に、介護2以下の高齢者を対象にして、週2回、約90分ほど筋力トレーニングとかりハビリを行って、8割以上の要介護の介護度の改善が見られている自治体がございます。その半数の方は、要介護から介護を必要としなくなっている。しかも、年間一人当たり、100万円以上の介護費用の削減がなされているところもあるということです。もちろん、筋力トレーニングとかりハビリには、多少、お金がかかる関係で有料という形で行っておりますけれども、現在、2カ所で行っているところが、事業を拡大して7カ所にして、そして効果を上げようと努力している自治体もあるわけです。

このことから、もっと内容も検討されて積極的に進めていく必要があるのではないかと思います。

答弁はいりません。

今後の取り組みに期待をして、質問を終わります。以上です。

○議長（本保証喜） 以上で、中野敏勝議員の質問を終わります。

次に、芳滝仁議員の発言を許します。

芳滝仁議員。

[15番 芳 滝 仁]

○15番（芳滝 仁） 通告に基づきまして、質問をさせていただきます。

公区行政の改革について。

幕別町では、幕別町行政区設置条例に基づき行政区が設けられていますが、住民のニーズの多様化やコミュニティ意識の希薄化が進み、また、町財政がますます厳しくなっていく中で、そして町村合併を控え、行政区のあり方を改革する必要があると思っておりますが、次の2点について、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

1、町の公区に対する財政支出について、公区長報酬と公区運営交付金がありますが、それを一括にして戸数割り、均等割等で行政区に交付金として交付し、公区長をはじめ、役員の手当・事業費として支出し、公区行政を運営する形を取るべきだと思いますが、考えを伺いたいと思います。

2、公区に関する補助金・助成金について見直しをし、新たに地域の安全、福祉、環境整備等で、現在、町で行っている仕事で地域公区で行うことができる仕事や、また、地域のコミュニティ活動について補助金を出し、公区行政として取り組むことを推進していく補助事業制度を導入して、地域コミュニティを促進し、協働のまちづくりを具体的に推進すべきだと思いますが、考えを伺いたいと思います。

以上でございます。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 芳滝議員のご質問にお答えいたします。

公区行政の改革についてであります。

はじめに公区長報酬と公区運営交付金支出の一本化についてであります。ご承知のとおり、公区長報酬は幕別町行政区設置条例で行政区に公区長を置くことを規定し、その身分を非常勤の特別職とし、「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき報酬を支出しているものであります。

また、公区運営費交付金につきましては、たぶんに町が行うべき広報紙等の配布事務に対する手数料的な意味合いが強く、逆にいわゆる公区が行う事業等に対する補助金という意味合いは薄いのかなというふうに思っております。

また、公区長報酬と公区運営費交付金の一体化については、現在の行政区制度から町内会組織への移行といったことにも波及する問題だろうというふうにも思っておりますが、実は、この件につきましては平成10年、11年の2年間、公区長の代表者会議を設置いたしまして、公区長のアンケート調査を行うなど検討いたしました経緯がありますが、現状の行政区制度が行政と一体となったまちづくりを行えるということなどから、現行の行政区制度としているのが現状であります。

また、現在公区長代表者 12 名の方々により「協働のまちづくり検討委員会」を組織いたしまして、公区のあり方・活動、あるいは支援方策等広範な課題等について検討いただいているところでありますので、その中で過去の議論を踏まえながら、公区長報酬と公区運営交付金の一本化についても検討させていただければというふうに思っております。

次に、公区に関わる補助金・助成金についての見直しであります。芳滝議員のご質問のとおり、本町におきましても都市化の進展や少子高齢化等の社会的環境の変化による住民意識の多様化と、地域帰属意識の希薄化により必ずしも公区活動が円滑に行われていないなどの新たな課題も生じているようであります。

このことから、先ほど申しあげましたように、協働のまちづくり検討委員会で、公区活動がより活性化され、円滑な運営がなされるよう、今、芳滝議員からのお話がありましたように、総合的な「公区活動支援事業」を新たに検討しているところであります。先般、6月11日に第3回目の会議を開催し、その中で公区と行政の協働したまちづくりを行うための補助事業の素案について協議したところであります。

本事業につきましては、一つ目として、公区の何十周年年記念事業がありますが、こうした記念事業等に対する、いわゆる「公区活動に関する支援」、二つ目には、盆踊りや運動会など「地域コミュニティ活動の活性化を図るための支援」、三つ目として、街区公園や近隣センター、道路・植樹柵等に花を植栽するなどの「環境美化活動に関する支援」、四つ目として、老人一人暮らし世帯等の雪かきや除雪等に対する支援。あるいは地域内の防災意識の啓発を図るための「公区の助け合い活動に関する支援」など、大きく4項目に関する「公区活動支援事業」を現在検討いただいているところであります。

本事業につきましては、今後8月下旬をめどに事業内容案をまとめ、11月に開催されます地区別公区長会議で意見をいただくなど、事業内容を決定し、今年度から事業化できるものは今年度から事業を実施するとともに、事業総体としては平成17年度から実施してまいりたいというふうに考えている所です。

以上で、芳滝議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 芳滝議員。

○15番（芳滝 仁） 私も町内会形態の移行よりも、今の行政区のあり方である方が正しいと思っております。ある町では私が申し上げたように交付金を全体として交付をして、その中で役員を決め、その役員の手当につきましては、その中までわかっておりませんが、そういう形で運営されている。それは公区として設置されているところがありまして、私どもの町では条例がありまして、すぐそういう形にはならないと思うのでありますが、町長がおっしゃいましたようにご検討いただければと思うのであります。

具体的なことでありますけれども、現在98公区がありまして公区長さんの報酬が合計約1,340万円ぐらい支出をされております。公区の運営費は、約460万円になるかと思っております。合計しますと1,800万円の財政支出が行われていると思っております。

先ほどご答弁にありました公区運営費につきまして、広報等の、これは事務を分掌するためにおそらく交付をされているということだと思っております。ほとんどの場合、その交付の会計に入れられて、そして、その全体の予算の中で使われている形であって、例えば、部長・班長等に手当を出していくという形が交付金の意味であるかないかは、私はわからないのでありますけれども、ある公区では部長・班長に手当が出されている。そして、ほとんどの場合はそういうことがされていないのではないかなというふうな現状があるかと思っております。

そういうところで、少し一体感が損なわれている感があるかと思っております。その辺のところを私は危惧をするところであります。こういう質問をさせていただいているところでございます。

公区長さんはお葬儀等で、大変時間も取られ、財政的にも大変なことであります。ほかの役員さんもそうでありまして、ある公区では、公区として葬儀に出られた役員の方に手当を出していくというふうな形で、その負担の軽減をしている公区もあろうかと聞いています。

その辺のところ、もう一方、ひとつ一体感が取れるような形での話し合いを進めていただければなと思うことではあります、その辺のお考えを伺いたしたいと思います。

2点目ではありますが、大変すばらしい、私は方向性だなと、今、承りまして思っております。一つのところでは、大変財政難でありまして、町がかかわってたくさんお金がかかる事業につきまして、特に補助金を出して行政区として取り組んでいただいて、そしていろいろな仕事をお願いしていく。これは協働の意識も上がりますし、そして多少は町の財政が緊縮をされていく一つの方向性になるのではないかなと思うわけでありまして。今、ご答弁の中に出ていませんでしたけれども、敬老会の持ち方等も、また、公区を含めた地域等で、そういうことを補助金を出して地域の方がお年寄りを敬老をしていくというふうな形を取られていく。公区でされているところもありますけれども、そういう形で一本化をされていくというふうなことも一つの方向性ではなかろうかなと思うことではあります、その辺のことにつきまして再度、お伺いしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の報酬と運営費の一元化についてでありますけれども、ご承知のように本町は、行政区といわゆる町内会活動、自治会活動が混在しているといえますか、両面を併せ持った中で公区活動がなされているわけでありまして。そうした意味で、公区長報酬は行政区設置条例に基づく公区長報酬。そしてまた、運営費は、町のお仕事のいろいろな面でお手伝いいただいている面からの運営費。

そして、これは公区が98ありまして、いろいろなご意見があります。中には公区長報酬をやめてもいいのではないかとということもあります。

さらに、今、お話がありましたように、一部の公区からは公区長報酬だけではなくて、実際に苦勞しているのは公区の総務だとか、会計だとか、班長なのだから、公区長報酬以外にもそういう人たちにも手当を支給できるような方策を作ってもらえないか。そういった意見もあります。さらには、公区運営費の中から先ほどいいましたように、近隣センターの運営にかかるお金を出したりとか、公区それぞれがお互い知恵を出し合う中で運営がなされているのだろうというふうに思います。この問題については昔からいろいろな形で協議をなされてきておりまして、先ほど言いましたように、平成10年、11年にもこれらの話し合いがなされて今日に至っている状況であります。前段申し上げましたように、今また、たまたまそうした検討会議がもたれておりますので、再度また、お話をして協議いただければというふうに思っております。

それから2点目の補助金、先ほど大まかに4点を申し上げましたけれども、その中には当然、お話にありました公区による敬老会活動に対する補助金、あるいは雪の捨て場を提供していただける方に対する謝礼、あるいは機械の購入、細部にいろいろと検討しているわけでありまして、何とか町のみならず、地域の皆さんの協力がなければ進められない事業でありますので、十分公区長さん方、そして地域の皆さん方のご意見・ご理解をいただいた中で進めて、何とか成功させていきたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 芳滝議員。

○15番（芳滝 仁） 1点目のところではありますけれども、公区に対する運営につきまして、その公区運営交付金がいろいろな形で各公区で使われているのだと思うのであります、その辺のところの一つのある程度方向性、ある程度の統一性みたいなことが必要でなかろうかと思うわけでありまして。これは、あくまで行政の事務を分掌するということであろうかと思っておりますので、その辺のところ、協働まちづくり検討委員会が設置され、話し合われているかと思っております、そういうところを踏まえながら、ぜひとも、役員が一体感を持って取り組んでいけるような一つの形というものをご検討いただければなと思うところでございます。

ご要望を申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（本保証喜） 以上で、芳滝仁議員の質問を終わります。

次に永井繁樹議員の発言を許します。

永井繁樹議員。

[17番 永井繁樹]

○17番（永井繁樹） それでは通告のとおり、小学校からの英語教育についてを質問いたします。

2002年度から実施されています総合的な学習の一環として、英会話の時間を設けることを文部科学省が認めて以来、全国の公立の小学校でも英会話の授業を実施するところが増えてきております。

新学習指導要項の目玉である総合的な学習の時間は、小学校3年生以上を対象に実施されているところであります。英語のほかに環境問題、地域社会など、教科書に縛られない自由な授業が特徴であります。テーマ設定やカリキュラム編成は、各学校、教師に委ねられているため、すべての学校で英語教育を取り入れているとは限りません。学校、教師ごとに差が出てくることが予想されます。バラエティに富む民間の英語教育に対して、公の教育での英語教育導入が遅れすぎているのではないのでしょうか。使える英語を身につけているかどうかは小学生の頃にかかっているのです。幕別町においても、今後さらに、一歩進んだ英語教育を実施していく必要があると思いますが、以下、質問をいたします。

- 1、小学校における英語教育の現況について。
- 2、外国人英語指導助手、いわゆるAETの授業活用について。
- 3、英語教育推進校の設置と国際などの科目授業の策定について。
- 4、英会話能力を身につけるといふ明確な教育指針について。
- 5、親子と一緒に英会話を勉強することの重要性について。
- 6、学校の勉強に馴染まない子供たちに対して、学校教育の枠からはずれたところにある英語教育の重視について。
- 7、子供の適正を判断しての英語教育について。

これらを十分に考慮し対応できる今後に向けた小学生からの英語教育についての考えを伺います。

以上です。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 永井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

はじめに、小学校における英語教育の現状とAETの授業活用についてあります。

各学校の総合的な学習の時間の実践につきましては、ご質問の趣旨にありますように、各学校が地域や児童の実態などに応じて創意工夫し、特色を生かしながら子どもの興味・関心に基づく課題に取り組む学習の一つとして、「国際理解教育」があります。

幕別町では中学生の英語指導を主な業務とした、AETを平成14年度からは幅広く国際理解教育を推進できるように、CIR、いわゆる国際交流員と改め、この活用や、JICA（国際協力機構）及び外国人留学生などの協力を得ながら、昨年度は町内九つの小学校の内、6校が総合的な学習の時間に国際理解教育を取り入れているところであります。

内容といたしましては、英語を使った簡単な遊びやゲーム、外国でのさまざまな場面を想定した簡単な英会話、挨拶や自己紹介、さらに外国の環境や文化を学ぶなど、それぞれ工夫した授業を実施しているところであります。

また、幕別町のCIRは学校教育連携の一環として町立幼稚園においても、月に2回から3回程度、園児と一緒に英語を交えて歌ったり、遊んだり、挨拶するなど幼児期から英語に慣れ親しんでもらうなど、幼・小・中それぞれの教育場面に応じた活動をしていただいているところであります。

文部科学省の「公立小・中学校教育課程編成状況調査」によりますと、小学校の総合的な学習の時間に、約65%が何らかの形で国際理解教育を取り入れている調査結果が示すように、全国的にも小学生段階の早い時期から英語に慣れ親しむ教育実践が行われております。

次に、「英語教育推進校」の設置、「国際」などの科目授業の策定と「英会話能力を身につける」といふ明確な教育指針についてであります。小学校から英語教育を進め、英語に慣れ親しみながら実践的コミュニケーション能力を伸ばし、将来的に国際舞台で活躍できる人材を育成することは大事なことと理解しております。

しかしながら、ご質問の趣旨の実現に向けての第一の壁は、教科のバランスであります。総合学習や学校五日制の導入で教科の授業時数が削られたこともあり、授業時間の捻出が困難であることや、学力テストの結果は算数が苦手と出ておりますし、文科省の文化審議会は、国語授業の大幅増を求めていることから、現段階では英語の新規参入がかなり厳しい状況にあることも確かであります。

第二の壁は、教える体制にあります。小学校の教員に英語教授法の研修を受けてもらうには相当の年数と費用がかかります。民間の英会話教室への委託も考えられますが、財政負担の問題や義務教育は全国で一定水準の教育を提供することが大前提であり、都市と地方に差をつけてはならないと、こんな考え方もあります。

第三の壁には、英語の早期教育の効果にも定まった評価がなく、逆に本人の意欲と環境が伴わないと英語力が身につかないことや、指導を怠ると英語嫌いを増やす恐れもあると指摘されております。

その一方で、高まる一方の英語熱から文科省も小学校から英語を正式教科に取り入れることができるかどうか、現在、中央教育審議会の教育課程部会に調査グループを設け、検討しているとも聞いておりますのでその結果を待ちたいと思います。

したがって、それまでの間はこれまで同様、各学校において総合的な学習の時間に国際理解教育の一つとして英語を取り入れていただくよう、これからも学校にお願いをしてまいりたいというふうに思っております。

次に、子どもが幼児期から親と一緒に英会話を勉強することの重要性や学校の教育課程外での英語教育の重視、さらには、子どもの適正を判断した英語教育についてでありますけれども、こうした早期英語教育に関しては、現状、専門家の間でも賛否両論もあります。

賛成派の考えは、英語が、一つ目には国際的なコミュニケーション言葉であることや、二つ目には国際理解に最も役立つ言葉であること。3点目は人間形成に役立つ言葉であることや、4点目、児童期は英語学習の最適期であるとの考えがある一方、反対派の主な見解としては、一つには幼児期、児童期における言葉獲得の臨界期そのものについて、脳科学の確たる裏付けがないこと。二つ目には指導者、教材、指導法など深刻な課題を抱えていること。3点目には日本の文化、伝統、日本語の正しい使用法、表現などをきちんと習得させ、基礎学力を養うほうが先決との考え方。4点目には、アメリカの幼稚園や小学校で行なわれている「ショウ・アンド・テル」。いわゆる、見て話すといったように単純な物事を母語（日本語）で説明できる力を養うほうが先決だなど、さまざまな考え方があります。互いに、私ども、現段階で良し悪しは言えませんが、早期英語教育ブームが巻き起こっていることは確かであることから、どの時点で子どもに英語を学ばせるかについては、個々の子供の発達状態に合わせてそれぞれの家庭で良く考え、親子で十分に話し合いのもと判断すべきものと思います。

いずれにいたしましても、町を歩けば幼児児童向けの英会話教室の看板が目にとまりますし、通販やインターネットでも誘いの案内などもありますけれども、大事なことは英語教育の情報洪水の波に足をすくわれないことがないよう、自己決定、自己責任の原則をもって家庭での教育を行うことが望ましい、そんなふうに考えています。

教育委員会といたしましても、それらに対する様々な学習の機会づくり、これまで同様に努めると同時に、早期英語教育に対する研究を深めていきたいと思っております。

以上で、永井議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○17番（永井繁樹） ただいまのご答弁の中でお聞きしたかった点で答弁されていない部分がありますから、そこから入らせていただきますが、まず、過去の教育行政執行方針の中で、11年度からみてみましたが、当初、岡田町長の1年目からのスタートになると思っておりますが、国際理解教育はやはり一つのテーマになっておまして、今の教育長の答弁のとおり、国際交流員、C I Rですね。それが英語指導助手というかたちにつながっていくのだと思っておりますが、それと中学生の海外研修派遣事業というテーマで、ここずっと続けられてきている状態です。

議会の中でも、英語教育についての執行方針はほとんどこれ以上は触れられていないというところだ



と思うのです。昨年になって、やっと国際交流ホストファミリー事業ということで、海外に行った、そして向こうから来たという形の中でホームステイを実施しているという、やっとここまで来ているという状況です。

今、ご答弁の中になかったのですが、中学校では、この執行方針の中には英語が最重点科目という表現をしているのです。

そうしますと、私が今、一番懸念しているのは、小学校での教育に対する考え方と、中学校へ行ってからのすぐ重点科目になるという、この連携というのですか、これが今のご答弁の中からはちょっと窺えない。

ですから、私のお聞きしたいのは、今、現状、全国的に見ても教育長のおっしゃられるとおりでと思いますが、今後、幕別町においてどういう方針をとるかというときに、今の状態で果たしていいのですかという問いかけですから、ここからお聞きしますが、それでは、いつ何時どの時期が一番最適かというときに、教育委員会でどう考えられているか、まずお伺いしますが、まず幼児期から小学校の低学年における英会話、どのようにあるべきだと考えられているか。

それから、次に小学校の中学年になりますが、3年から4年にたってはどのようなあり方がいいのか。しいては5、6年にあたってはどのようなあり方がいいのかということ、まず、お考えがあるかどうか確認をしたいのです。このことがないと、小学校の適正なる英語教育という指針には向かっていけないと思うのです。

今、私は質問の中に細かくこういうことを申し上げませんでしたから、お答えにならなかったのかと思いますけれども、これらについてのお考えをそれぞれお伺いしたい。それが、しいては中学校の重点科目にどうつながっていくのか。そのところを、まず、お伺いをしていきたいと思います。

それから、出ました国際協力員のC I R。もう一つはJ I C A云々という問題がございますが、外国人の協力を得ての英語指導というものについての考え方をお伺いするわけですが、これらの人たちの協力を得て9カ所6校実施とありますが、実施校の数はわかりますが、問題なのは年間何回これを実施しているかということです。月当たりどの程度の実施率で、かつ9校中6校で3校が実施していないという理由ですね。それも幕別町における英語教育の水準の統一化には3校欠けるわけですから、その辺の理由もお聞きしたいと思います。

併せて、この国際協力員、もしくはJ I C Aとかという外国人の協力を得てやっつけていただいているのですが、今後、例えば、より充実したこういった人たちの協力を求めるために、私の言う、俗に言うA E Tといわれる外国人の英語指導助手というものを新規に取り入れていく必要があるだろうと。ということは、今まで人材だけでは多分充分ではないのだろうと思うのです。

ですから、その辺の今後に向けた考え方。特に、俗に日本人バイリンガルといわれる海外駐在経験があるとか、例えば、国際結婚をしていて英語が日常会話で堪能であるとかという人が、やはりいろいろなおられると思うのです。そういったものの、例えば、協力を得ての英語教育の実施とかというものも当然、私は考えていく必要があると思うのですが、それらについての考え方をお伺いいたします。

それから、教育長もご存じだと思いますが、全国的に見ますと、やはり先進的な事例という中で、年間に30時間程度、この小学校における英語教育を既にこの4月から実施しているところもあります。これは、名前をいうと地方分権研究会とありまして、そこでやっている6県が、岩手、宮城、和歌山、鳥取、福岡、佐賀の6県ですけれども、ここは非常に積極的にカリキュラムを組みまして、特に公立小学校の先生が、英語を教えることを目的としてはいないのです、先生としてなるときに。ですから、どうしても、私もそれを思うのですけれども、教えるときの道具と申しますか、方法というのは非常に不足しているわけで、先進的なところというのは、これは北海道の教育全体の問題につながりますから、幕別町だけに聞いてもう云々という問題はあるでしょうけれども、方法としてやはり、これから方策として確認をしていきたいのですが、やはり先進地では、専門のCD ROMを使って、それ相応のきちっとしたカリキュラムの中で積極的にとり行っているというところは事実です。これは、もちろん教師用とい

うことです。それと児童用は写真ですとか、イラストをつくったワークブックを非常に多用しております。

ですから、今後に向けた小学校全校における教育委員会としての方向性について、もう少し具体的にお伺いをしたいと思います。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○議長（本保証喜） 1点目から4点いろいろお話しありましたが、決して英語教育を私ども早くからやること、これについては否定していないという形の中で、AETなんかの派遣なんかもやっているということでもあります。

小中の連携、うまくできていないのではないかと。この実態としては、小学校に英語教育を新たに入れるだけの授業実数がないというのが今の現状であります。議員もきっとお話しの中でご存じだと思っておりますけれども、総合的な学習の時間、これは決して英語だけを入れるのではなくて、それぞれの地域、特性に合わせたものをやっている。ですから、幕別町においては福祉もやっていますし、地域の歴史はどのようなのだろうか。そういったものをひっくるめた形の中で、ある学校では国際理解教育をやっていると。それが6校ですと。

ですから、年間、国際理解教育をやっているのは、それぞれの学校によって違いますけれども、平均すると3回から4回ぐらい。そんなような形であろうかと思えます。

でも、これがすべて英語の会話をやっているかといったらそうではなくて、日本と他国との違い。こういった歴史、生活、こういったものを学ぶ。そういった学習が、総合的な学習ということですから、いろいろとお話しのあった中に、きわめて英語を学校の教育課程の中に入れるというのは、現状、先ほど申し上げましたように難しいのであります。

小学校の高学年で例えて言いますと、年間の総授業数というのは1,040時間持っているわけでありませうけれども、これを本来の総合の時間も含む教育課程、これを945時間、小学校の高学年で必要となりますから、差し引きますと、残り95時間しかないわけであります。この95時間、これがどんな形で使われるかといいますと、卒入学式だとか参観日、あるいは児童の健康診断、運動会、学習発表会等々の行事等が、いわゆる45時間ぐらい入ってまいりますので、残り50時間しかない。残り50時間は何なのだといえますと、このうちの約25時間というのは、台風だとか、去年のような地震、あるいはインフルエンザ、こういったもので臨時休校をやらざるを得ない。残り25時間。こうなると残り25時間何ができるかといえますと、やはり今、繰り返して学習、基礎基本、こういったものが大事だという形の中で、学校の中では教科の補充、こういったものを実施しているという現状であります。

ですから、私ども気持ちとしては入れたい。そして学校もそういった英語の科目を入れたいということもありますけれども、現状の枠組みの中では入りきれない。ですから、先ほど申し上げました、今、教育課程審議会の中で、中教審の中でそういったものもやっているということは、きっと総合的な学習時間の時間なんかも、今度は見直しをしながら新たな学習指導要領が出てくるだろうと。ですから、議員がおっしゃるような英語をこれからという形、大切さはわかっているながらも、学校では今、どうにもならないということが現状だということをご理解いただきたい。

これは教育委員会がいつでも実際の教育課程の編成権は学校でありますので、これ以上のことはなかなか、私どもは、お願いはできますけれども、なかなか現状では厳しいのだろうと、そういうような思いであります。

ですから、後の形にも全部つながってまいりますけれども、AETの人が少ないから代替りの者、こういったものはまた違った形の中で、私どもの生涯学習という分野の中でやっていくことも大事な。こんなふうにご考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○17番（永井繁樹） 端的に理解しますと、今の現状では、教育委員会としてはどうしようもないのだというところでございますと、これからの子供たちは少しかわいそうだなという気がするのですね。

我々も英語教育についてはそうですが、外国へ行って英語がしゃべれないというのが日本人の現実な

のです。それで、この国際社会を見たときに、今の子供たちが近い将来、海外に出てとか、もちろん母国内での外国人との接触ですとか非常に増えていくだろうと。そのときに、今の状況でいきますと、英語が全くしゃべれない子供たちの率というのは高いという。

ですから、私がここで求めているのは、地方からの英語改革をしていただきたいということが、自分の気持ちなのですよね。ですから、そのための手段をこういった形の中で話が出たきっかけをスタートとしまして、やはり今のご答弁の中から、行政ができるだけのことはしていただきたい。ですから、ある程度やっぱり学校と教師に委ねられた部分が多いというのが今の現状で、英語教育が伸びていかないわけですから、こここのところを教育委員会が改革してくれないのであれば、どこがどうやってやるのですか。では文部科学省が言ったり、道教委が言うの待っているのですかということになるわけですから、そここのところを聞きたいわけです。

当然、法律にのっかった状態でできないことはいっぱいあるのはわかっています。

でも、私たち地方議員が聞くのは、幕別町としてどうするかということを知りたいわけですから、その点の考え方もあればお聞きしたいと思います。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○議長（本保証喜） 確かに子供が、幕別だけ遅れていくのでないかというご心配なのではしょうけども、実際に、何回も申し上げますけども、やっぱり公教育というのはやっぱり全国一律。そのために学習指導要領というのがあって、それに基づいて一つの時間割がある。それは先ほどお話しした時間数であります。

ですから、全体的にこれからどうなっていくか。これは幕別町でなくて、これは教育委員会連絡協議会というのがありますけども、こういった中でもこの種の話は話題になっております。というのは、学習指導要領、平成14年度にスタートしたわけでありまして、今3年目ですけども、いつもであれば大体10年サイクル。でも、これはきっと早く変わっていくのでないかな。ですから、そこに、先ほどもお話しとおおり、総合的な学習の時間、この時間をどうしたらいいのか。もうここしか時間の空いているところありませんので、ここをどういう形でやるかということが、答えとして出てくることを私ども期待していますし、別に私ども何も言わないでやっているわけでもありませんので、極力、行政のこれからのできること、これはまた違った角度でやっていきますし、学校の今の教育課程の中では限界があるということを知りたいということでもありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、永井繁樹議員の質問を終わります。

この際、11時15分まで休憩をいたします。

(10 : 59 休憩)

(11 : 14 再開)

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、佐々木芳男議員の発言を許します。

佐々木芳男議員。

[12番 佐々木 芳 男]

○12番（佐々木芳男） 通告に基づきまして、次の件について質問をいたします。

男女共同参画社会の推進と今後の方向性についてであります。

我が国の戦前の封建的社会による男尊女卑がもたらした社会的損失は非常に大きいものがあります。今なお、その痕跡と影響は計り知れないものがあります。

1975年、国際婦人年を契機に、国内においても女性の地位向上と女性差別撤廃に向けた取り組みがなされ、平成9年には男女雇用均等法の改正が行われました。さらに平成11年には、男女共同参画社会基本法が制定されました。

少子高齢化の急速な社会変化の中であって、女性の持つ優れた感性や能力を生かした自立と社会参画が求められております。

政府が6月11日に発表した2004年版男女共同参画白書によりますと、女性の就職率は2003年で4.1%と、8年前よりも0.6ポイント上昇したと言われております。女性の社会進出度を測る2003年のジェンダーエンパイアメント指数、これによりますと、日本は世界70カ国の中で44位と言われておりましたが、前年の33位から大きく後退しております。

女性の管理職率においては、8.9%、前年比で0.3ポイント低下し、賃金の面でも男性を100としたとき、女性の賃金は65.3で、その格差は0.2ポイントも拡大したと言われております。

男女共同参画基本法が制定されて5年になります。子育て後に職場復帰を志す女性が増えていると言われますが、就労はパート、派遣労働などに限られ、女性の社会進出は依然として改善されない現状にあります。

本町でも、第4次幕別町総合計画の中に、男女共同参画社会を位置付けております。その基本方針に、男女が、職場で、地域で、家庭でそれぞれの個性と能力を発揮できるような男女共同参画社会の実現を目指すとなっております。

この法律の理念の実現こそ、極めて重要であり、本町の政策に積極的に取り組んでいく必要があると考えます。

そこで、次の4点について、お伺いをいたします。

一つは、男女共同参画社会の実現に向けて、第4期総合計画に対する認識について、お伺いをいたします。

二つ目は、女性の視点や価値観を重視したまちづくりについてであります。

女性の視点や価値観を重視して、まちづくりに組み入れることは、誰にとっても生活しやすい社会を築き、人間性の尊重にもつながり、町民主体のまちづくりへの道を開くことにもなると考えます。

今後、町としてどのように取り組んでいくお考えか、お伺いをいたします。

次に、女性労働者に対する取り組みについてであります。

女性の雇用に関する現状を踏まえ、女性が社会においてその能力を発揮し、安定して働き続けていくために労働条件の整備や必要な職業能力の開発など、きめ細かな政策の検討が必要と考えますが、現在の取り組みと今後の対策についてお伺いをいたします。

また、少子高齢化時代を迎え、今後、女性の労働力の活用についてどのように取り組んでいかれるかお伺いをいたします。

最後に、幕別町男女共同参画社会推進条例の設置についてであります。

男女が社会の対等な構成員として自らの意志で社会のあらゆる分野に参画する機会が確保され、男女が等しく政治・経済・社会及び文化的利益を受けることができ、共に責任を担うなど、男女共同参画社会の推進をより確かなものにするためにも条例化が必要かと考えますが、いかがでしょうか。

ご所見をお伺いし、質問を終わります。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 佐々木議員のご質問にお答えいたします。

男女共同参画社会の推進と今後の方向性についてのご質問であります。

男女共同参画社会の形成につきましては、その基本理念、並びに方向性を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、お話ありましたように、国は平成11年6月に男女共同参画社会基本法を制定し、併せて男女共同参画基本計画を策定し、各種施策を実施いたしてきております。

北海道も平成13年4月に北海道男女平等参画推進条例を施行し、平成14年3月には北海道男女平等参画基本計画を策定し、今日に至っております。

本町におきましては、平成12年に策定いたしました第4期総合計画にその基本方針を定めたところでもあります。

まず、ご質問の1点目の「男女共同参画社会づくりに対する認識について」であります。平成12年に第4期総合計画を策定する中でも、昭和50年の国際婦人年を契機とした女性の地位向上や女性差

別の撤廃に向けた取り組みと、平成11年に制定された男女共同参画社会基本法の基本理念、さらには、少子高齢社会の到来による地域社会のさまざまな課題を捉え、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むことの必要性を強く認識し、新たに男女共同参画社会の節を設け、町としての取り組む基本方針を定めたところであります。

急速に変化する地域社会の中で生じてくるさまざまな課題、その課題解決には男女がお互いにその人権を尊重し、責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりの必要性に対する認識は今も変わるものではありません。

次に、「女性の視点や価値観を重視したまちづくりについて」であります。ご質問の要旨にもありますように、女性の視点や価値観を重視して、まちづくりに組み入れることが、町民主体のまちづくりへの道を開くことにもなるという考えは意を同じくするものであります。これまでに各種委員会や審議会はもとより、検討会議等にも積極的に女性の参加を働きかけるなど、女性の視点やご意見などを大切にしてきたところであります。特に、幕別町エンゼルプランや都市計画マスタープランなど、各種計画策定時には多くの女性の参加をいただき、女性の目線からのご意見を数多く盛り込まれたところでもあります。

今後、各種委員会や審議会委員への女性の登用や検討会議等への女性の参加を積極的に働きかけてまいりたいというふうに考えております。

質問の3点目であり、「女性労働者に対する取り組みについて」であります。労働条件の整備、または職業能力の開発、女性の労働力の活用につきましては、現状から必要性は感じますものの、一町村での施策となるとなかなか難しいものがあるというふうに考えております。国全体の中で制度の改正等が図られ、より充実されることを願うところであります。

なお、女性の労働力の活用につきましては、保育事業や子育て支援事業など、これらをより充実させ、女性が持つ能力や労働力が、有益に活用されますような条件整備には努めてまいらなければならないものというふうに考えております。

次に、ご質問の4点目の、「幕別町男女共同参画社会推進条例の制定について」でありますけれども、管内の芽室町をはじめ、道内で五つの市・町が推進条例を設置したとの先進的事例は承知いたしておりますが、国・道において基本法や推進条例が制定され、併せて基本計画も整備され、総合的に施策が推進されている状況を踏まえ、町独自に条例の制定の必要性について、今後、調査研究をしてまいりたいというふうに考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で、佐々木議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 佐々木議員。

○12番（佐々木芳男） ただいま町長からご説明をいただいたわけですが、そのとおりであろうかと思っております。

ただ、最後の女性参画条例につきましては、他でもあまりやっていないということも含めて、将来的には考えてみたいということでございますけれども、実は十勝でも先ほどお話がありましたように、芽室町では実施されておりますし、それから清水町や池田町でも、今、作成中だというふうに聞いております。

それから、管外でもそれぞれ様似、それから上磯、白老等においても施行されているところもございまして、現在作成中というところもございまして、それから、大きい市とか、そういうところになると、これまた、だいぶ違うわけですが、札幌市をはじめ、4市では既に作成されているというふうに聞いております。特に札幌、旭川、それから恵庭市等では、15年度には作成が終わっているというふうに聞いております。

そういう面から見て、まだ時期的に早いのではないかというお考えだろうと思っておりますけれども、この件については、できるだけこういった問題については先取りという考え方はおかしいのですけれども、率先してやっていくことが町の活性化につながる大きな要因になるのではないかと、こんなふうに考えております。

最近、この男女は常に平等であるという認識はお互いに強まってきておりますし、一般的な社会常識からいうと、それが生かされているというふうには考えられますけれども、必ずしもそれがすべてに徹底しているかという点必ずしもそうではない。特に家庭等においては、まだまだ男子上位で、それに女性の方が従うということが日本の今までの印象等から含めて、まだまだ捨てきれないものがあると。こういった中で、特に言われているDVの問題であるとか、そういった問題が社会的に問題になっているところがあります。本町においては、こういったDVなどはあまり表には出ておりませんが、ひょっとすると泣き寝入りしている方がいないのかなというふうにも感じております。特に道外でそういうことに積極的に取り組んでいる市や町がございます。特に、このDVについては、あまり大きい町でなくとも積極的にそれに取り組んでいる市がございます。そういったことによって女性の方々が安心して社会生活ができる、家庭生活ができるというふうにいわれています。

そういった観点からして、もう一度、条例についてお考えがどうなのか。実はこれは、3、4年ほど前に同僚議員から質問がありまして、それについては考えを置くというふうには聞いておりましたけれども、その後、どういふふうなことを進めてこられたのか、このことについては行政がやっぱり取り組まないと進まない問題だろうというふうに思います。

そこら辺をまず、一点お伺いしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 条例制定につきましては、先ほども申し上げましたように、道内、あるいは管内の先進地の事例なども見ながら、これから、また、調査研究をさせていただきたいというふうに思いますけれども、要するに条例を制定する。問題は、その制定された条例がいかにか有効に活用されるかというところが一番大事なことになるだろうというふうに思います。

そうしたことも踏まえ、この条例が現実に先進地辺りでどのように活用されているかという面も研究しながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから、DVのお話がありました、ドメスティックバイオレンスであります。町内では、町の担当として保健婦の方に聞きますと、昨年度、3件ほどの相談があったというふうには聞いておりますけれども、具体的な中身については承知はしておりませんが、これらについても、やはり相談業務から始まって解決に結びつけていくことが大事であろうというふうに思っております。引き続き内部でもいろいろ体制づくりなども含めながら、対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、佐々木芳男議員の質問を終わります。

次に、乾邦広議員の発言を許します。

乾邦広議員。

[8番 乾 邦 広]

○8番（乾 邦広） それでは、通告に従いまして、2項目について質問をさせていただきます。

初めに観光振興について。

幕別町行政改革大綱、第2次において、より効率的・効果的に観光・物産両面の振興を図るため、観光協会と物産協会との統合について働きかけるべきとの答申がなされ、これを受け、両協議会において協議・調整の結果、本年3月31日をもって解散し、4月1日付で新たに幕別町観光物産協会が設立されたところでありますが、幕別町の観光施設・資源を有効に活用し、広く町内外にPRに努めるとともに、観光客を積極的に誘致することにより、町の財政を豊かにし、町の活性化を図ることが重要であると思っております。

そこで、本町における観光振興について伺います。

まず、はじめに、今後の観光振興施策について。

2番目、観光が地域にもたらす波及効果について。

3番目、統合によるメリットについて伺いをいたします。

次に、食育の推進について質問をいたします。

飽食の時代といわれて久しい今日、小中学生の親もまた、子供のころから恵まれた食環境の中で育ってきたと思われますし、同時に加工食品や外食の増加傾向に伴う食生活の簡便化傾向が進み、今では大人も子供も、食べたいものがいつでも簡単に手に入るこうした状況下にあるのではないかと思います。

そうした意味では教育行政執行方針の中で、これまで言われていた知育、徳育、体育に加え「食育」の必要性も新たに加えられたことは農業者にとっても誠に心強く、そして次期を得たものと感じたところであります。

いま全国的に朝食抜きや、子供たちが一人で食べる孤食の増加、偏った栄養摂取、そして肥満による生活習慣病の低年齢化など、子供の食の問題が憂慮されていると思います。いわゆる切れやすい子供を作ったのは食生活にも問題があるのではないかと私は思うわけであります。

そこで、次の点について伺いをいたします。

1点目として、子供たちに地産地消の観点、さらには地場産の旬を取り入れた季節感のわかる学校給食として年に何日か「地産地消と旬の給食の日」を創設し、子供たちに地産地消の重要性を理解してもらってはと思いますが、いかがでしょうか。

2点目には、これまで教育現場において食育についてどのようなことをしてきたかお聞きをいたします。

3点目には、途別といえば昔は米、いまでもそうした自負を持つ地域ですが、統計によれば日本人の一人当たりの米消費量は59.5キロ。戦後、初めて1俵を割ったと聞き、極めて寂しさを感じるもの一人であります。

そこで、現時点での学校給食における米飯給食等の実施状況についてお伺いをいたします。

4点目には、学校給食への地場産業を導入しやすい体制づくりに向けて、農政サイドとして基本的にはどのようなシステムが必要だと考えているのか。また、現段階ではどのような状況下にあるのかをお伺いいたします。

5点目として、食育は成長期の子供の健全な発育を促進するための大事な視点であり、将来の幕別・十勝産食品の消費拡大と1次産業の振興のためにも、その取り組みは重要であると考えますが、町としては農畜産物に関する食育の推進に向けては、どのような取り組みを行おうとしているのかをお伺いをいたします。

最後に、帯広市では食の安全安心推進プラン、3カ年の行動計画を策定し、約70項目の施策達成年度を具体的に示し、生産者や消費者など、共同して地産地消や付加価値の高い農業生産体制を推進するために、地産地消の日を設定するなど、地場産品の消費促進に力を入れるとしているが、本町でもこうしたプランを策定するなど、具体的な取り組みをし、食農に対する振興策とすべきと思いますが、町長のお考えをお伺いします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 乾議員のご質問にお答えいたします。

観光振興についてであります。

はじめに、観光振興施策についてであります。余暇時間の増大やライフスタイルの変化などに伴い、観光やレクレーションに対するニーズは多様化し、自然との触れ合い、ゆとり体験などが重視される傾向にあります。

また、資源環境や農業、農村の価値を再認識する気運が高まってきていることから、十勝・幕別の自然や風土、食などの特性を生かした参加体験型観光など、新たな取り組みが必要であろうと考えているところであります。

今後の施策につきましては、従来の観光事業に対する取り組みに加えまして、幕別発祥のパークゴルフを中心に、生活・文化・風土など五感で楽しむことのできるツーリズムの育成や、第4期総合計画における十勝エコロジーパーク計画の推進、農業体験を活かした観光と農業、食料生産基地としての食観光など、観光客が求めている「温泉・自然・食」についての地域づくり、環境づくりを観光物産協会など関係機関との連携のもとに進め、通過型観光地からの脱却を図ってまいることが大事であろうという

ふうと考えております。

また、地域づくりが滞在型交流産業に結びつくよう、アウトドア体験や温泉資源・自然資源を活かした広域観光ルートの形成など事業環境づくりをすすめるとともに、自然・文化・人々との交流など農村の魅力を活かしたグリーン・ツーリズムを各方面と協議しながら、取り組みを進めてまいりたいというふうと考えております。

次に、波及効果についてであります。観光の振興が地域にもたらす効果といたしましては、大きくは経済的効果と社会的な効果があるものと思われまます。

経済的効果につきましては、観光客が物を購入したり、あるいは入場料・宿泊等による直接的な効果と、入湯税等の税收効果、あるいは雇用効果等の間接効果があり、それらが波及して地域経済の活性化に資するものというふうに思われまます。

また、社会的効果としては、経済的効果のように計量的に捉えることはできませんけれども、観光事業・イベントなどを通じて人的交流を深めることにより、本町をPRするとともにイメージアップ等につながっていくものと思われまますし、しいては、これらの人的交流を通じて、企業誘致などが展開されるというような効果も予測されるところであります。

次に、観光協会と物産協会統合によるメリットについてであります。効率的・効果的に観光の発展・振興を図るために、本年4月1日をもって観光物産協会が設立されましたことは、私どもにとって、大変喜ばしいことというふうに思っております。統合により、活動・運営していく上で協調関係が構築され、お互いの意思疎通が図られることはもとより、情勢の変化に柔軟かつ円滑に対応でき、より効率的・効果的な事業執行に努めることができることが大きなメリットであろうというふうに考えているところであります。

また、観光と物産の一体化により、魅力ある観光事業の総合的な展開や、推進体制のさらなる強化・発展につながるものと考えられておりました。その成果に期待をするものであります。

次に、順序がちょっと逆になりますけれども、食の推進についての6点目の「食の安全安心推進プランの策定」に関する質問について、私の方からお答えをさせていただきます。

昨今の農業を取り巻く状況は、BSEや鳥インフルエンザの発生、そして度重なる食品の偽装表示問題、また、無登録農薬使用問題や外国産輸入野菜からの残留農薬検出など、食品に関する事件・事故が後を絶たず、食品の安全性や品質に対する消費者の信頼を根底から揺るがすような状況が発生しているところであります。

こうした状況の中で、生産者の方々にとりましては、農産物の生産履歴を追跡できる仕組み、いわゆるトレーサビリティシステムの導入が求められるなど、消費者と生産者の「顔の見える関係」の確立が求められているところでもあります。

本町におきましては、平成12年度に策定された「幕別町農業・農村振興計画」に基づいて各種施策を実施しているところでありますが、本年度予算の中におきましては、トレーサビリティシステム導入のための補助事業や、また、予算には出ておりませんが本年度初めて取り組みをしております。新和の試験圃場・ふるさと味覚工房・農業担い手支援センターを活用して町内の小学生を対象とした「農業体験塾」を開設したところであります。この農業体験塾では、実際の農作業を体験する、そして、農作物を調理することにより農業を身近に感じてもらい、食の安全・安心に関心をもってもらおうということを目的としているものであります。

野菜や牛乳などの農畜産物を自ら肌で感じることによって、食と農の一体化を図る契機になるものと考えているところであります。

また、現在北海道におきましては、平成14年9月に「道産食品安全・安心フードシステム推進方針」、平成15年3月には「道産食品安全・安心フードシステム行動計画」を策定し、さらに本年度中に、仮称ではありますが、「食に関する条例」を議会に提案すべく準備を進めているというふうなことをお聞きしているところであります。本町といたしましても、これら道の条例、計画、指針、あるいはお話がありました帯広市の取り組み内容、また、他の市町村の先進的な事例などを調査の上、今後、研究課題と



させていただきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、地産地消の推進はもちろんのこと、幕別で生産された農畜産物がより全国で消費され、また、町内農家の生産力が向上するような施策について、私どもも意を用いてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上で、乾議員に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（本保征喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 乾議員のご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の学校給食に「地産地消と旬の給食の日」これを創設してはとのご質問でありますけれども、幕別町では、学校給食に地場農産物の消費・普及を目的として「ふるさと給食の日」を設けております。

この「ふるさと給食の日」には、いちごやアスパラ、かぼちゃ、長いもなど地元で生産された農産物を給食食材として利用しておりますが、ご提言にありますように、地産地消、季節感がわかる食材の活用は大変重要なことでありますので、引き続き、こうした食材の活用機会を拡大するなどした取り組みを図ってまいりたいと考えております。

次に、「食育」に関する取り組みですけれども、学校においては、給食時間における指導はもとより、特別活動や総合的な学習の時間には稲作や野菜づくりなどの農業体験学習、家庭科では栄養バランスのとれた食事のとり方や身近な食材を用いた調理の学習など、教育活動全体を通して、児童生徒に望ましい食習慣を身につけさせるための指導がなされております。

こうした取り組みによって、児童生徒は地域の自然や食文化に対して関心を高めることはもとより、食材の生産、流通に携わっている人々への理解を深めるなどの教育的効果が期待できることから、引き続き、「食育」について研究するとともに、給食センター栄養職員の派遣による情報交換や協力・支援のための体制づくりと併せ、小学校から中学校までの一貫した食指導を行うため、教職員の理解と協力の下、学校全体で食指導の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

次に3点目の、学校給食における米飯給食の実施状況についてであります。現在、月9回、週当りで申し上げますと2回、月の最終週のみ3回の給食献立となっております。

参考まで現在の週献立の基本パターンは、パン食が2回、麺類が1回、米飯が2回でありますけれども、児童生徒や教職員のニーズ調査では米飯給食回数を増やしてほしいとの結果も出ておりますので、今後、回数増について検討したいと思っております。

次に、地場産品を導入しやすい体制づくりについてでありますけれども、給食センターではこれまでも安全・安心、地産地消の観点から、平成15年度には、じゃがいも、人参、キャベツ、大根、こういったものを含めた18種類の農産物使用量46トンあるわけですけれども、このうち町内及び十勝産など道内産農産物33トン、約72%を購入し給食材料として提供しておりますけれども、使用条件の第一は何よりも端境期も含め、価格面は勿論のこと、安定的、継続的に食材が確保できることにあります。

このことは、給食センターのみならず町内の消費者も同じ考えだと思いますけれども、「安全・安心・安価」いわゆる3Aを求めているでしょうし、ご質問にもありますように近年は道や県をはじめ、道内の市町村においても、農務サイドが中心となって「地産地消推進協議会」こういったものを生産者や関係機関、団体の協力のもとに組織され、郷土食や伝統食を見直すためのスローフード運動や、地域の生産物をその地域で消費するフードマイレージ、あるいは地産地消といった、こういったものを推進するために、具体的に農畜産物等に対する推進策を講じていると聞いておりますので、こうした体制づくりについて、教育委員会としても研究をし、可能性について町長部局と協議してまいりたいと思っております。

5点目の農畜産物に関する「食育」推進についてであります。

BSEや鳥インフルエンザなど食の安全をはじめ、子どもたちの食生活の在り方などさまざまな課題が現出する中、「北の大地のめぐみ愛食運動道民会議食育部会」ここでは、昨年4月に策定した「北海道スローフード宣言」の取り組み指針の中にも食育推進を盛り込み、北海道らしい食育のあり方について検討し、このほど「どうする“食育”北海道」と題しまして、北海道における食育推進にかかる基本

的な考え方をまとめております。

この中で、北海道の自然を生かした食育を進めることなどを明記し、ふれあいファームや酪農教育を通し、食の背景に対する理解を進めることにしていますし、栄養や健康に関する正しい知識を持って、安全で健康に暮らすための食品選択能力を身につける、こういったことを謳っています。

また、その一方で食育に関しましては、今国会、閉会いたしましたけども、議事日報で「食育基本法」が提出されていましたが、今回は成立しておりませんが、今週の臨時国会での成立を目指す。こういったこともお聞きしておりますけども、この法案の中では、食育についての基本理念を明らかにし、その方向性を示すとともに、食育推進における国、地方公共団体及び国民の責務などを明記するなど、国を挙げて、食育教育を総合的にかつ計画的に進める旨を示しているところでありますし、本年6月4日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」この中でも食育を推進するため、関係行政機関等が連携し、指導の充実、国民的な運動の展開等に取り組むとされております。

幕別町におきましても、こうした国、道の動きに合わせて、地元農畜産物を使い実際に料理をつくり、美味しく食べることや、学校での取り組みでは、食事のマナーなど給食の時間を活用した指導、子どもたちが自ら食に関心を持つことや、地元産業である農業や酪農業への理解を深めるための体験学習など、いわゆる「食農教育」の重要性を踏まえながら、健康は、すべての人間の基本、その健康を支える食のあり方については、単に教育委員会だけではなく、全町組織を挙げて、食育推進に取り組むべきと考え、生涯学習の分野に位置づけ、現在、その体制づくりに努めているところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上で、乾議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 乾議員。

○8番（乾 邦広） 観光振興と食育について、1点ずつ、再度質問をさせていただきたいと思います。

幕別の三大祭り、夏フェスタ、冬まつり、産業まつりですか。この祭りに対しましても、まず、町内外からの参加者も多いと聞いておりますし、また、町民の皆さん方も大変楽しみにしているとお聞きしております。この三大祭りを基礎に、しっかりと堅持をしていただきまして、発展させていただきたいと思います。

それに加えまして、帯広市、あるいは近隣町村とタイアップをいたしまして、幕別のいくつかの観光コースをつくり、例えば、蝦夷文化考古館、ふるさと館、あおさぎ公園、さけますふ化場、新田の森記念館、育成牧場、また、十勝カルメル会修道院、十勝正直村、そして、パークゴルフなどのインパクトのある観光パンフレットを作成し、旅行会社に働きをかけまして、ツアーコースに入れてもらうなどして、内外の観光客の積極的な呼び込みを図ったらいかがかと思っておりますけども、その考え方も再度お聞きをしたいと思います。

また、食育についても、大変従来から知育、徳育、体育に加え、今回、新たに食育を加えましたことに対して、関係者にも敬意を表するところであります。

現在、日本の食糧自給率は約40%、裏を返せば約60%が海外からの食料に頼っているわけでありまして。多くの輸送エネルギーを消費して、細々とようやく成り立っているというのが現状であるかと思っております。食育に関してでありますから、住んでいる地域になるべく近いところで採れた食べ物を消費する。地産地消を心がけることは大変大切なことと思っております。

そこで、食べ物の輸送距離が短縮されることにより、また、鮮度の高い食材が食卓に上がることにもなります。エネルギーの節減、CO2の削減につながり、ひいては地球温暖化対策にも貢献することになります。なるべく近いところで採れたものを食べる。それが無理なら国産のものを食べるということ、教育現場におきましても、また、広く町民の皆さんのご理解をいただくよう、行政としても真剣に啓発、PRしていくことが必要ではないかと思っておりますけども、再度、お伺いしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の観光に関する再質問でありますけども、お話ありましたように、幕別の三大祭りの継続、さらに内容を充実して、多くの方々に来ていただく。あるいはまた、多くの方々に楽し

んでいただくような方法で、これからも物産協会、観光協会ともに頑張らせていただければと思っております。

それから、観光パンフのお話がありましたけれども、ちょうど何年かに一度つくるのですが、今年ができたばかりでありまして、1万5,000部印刷されたということで、先ほど、乾議員が挙げられました各施設、あるいは観光地については、一応網羅しているのだろうというふうに思いますが、これはつくるだけでなく、これが有効に活用されて多くの方が来ていただけるような方法について、さらに検討していかなければならないのだろうというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 今、お話しありましたように、これから以降もやっぱり給食センターに関しては、安全・安心、あるいは地産地消、この観点の中で、極力、幕別産あるいは道内産、こういったものを使っていきたいというふうに考えていますし、その反面といたしまして、生涯学習の分野では、また違った意味で、地域の人たちにこういった地産地消、こういったものを普及していきたい。そんなふうにご理解をいただきたいと思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、乾邦広議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩をいたします。

(11:59 休憩)

(12:59 再開)

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

[3番 野原恵子]

○3番（野原恵子） 通告に従いまして、次の質問を行います。

保育サービスの充実、環境の整備について。

幕別町第4期総合計画の児童福祉施策では、保育サービスの充実、環境整備の充実、その実施を謳っています。

女性の社会進出や各家族化などが進む中、安心して子供を育てるための環境の充実が求められています。激しさの増す経済状況の中で、再就職の希望や体調を崩し、通院したくても、元気な子供を病院に連れて行く不安、家族の介護などで保育ができないとき、一時保育をしてほしいという要望が、お母さんたちから多く出されています。エンゼルプランのアンケートでも、一番の要望は一時保育となっております。早期の実施が望まれています。少子化が進む中で、社会全体で子育て支援を進めていくためにも、現状の中で可能なところから実施する対策を講ずるべきと考えます。

また、子供は十分に体を動かし、遊ぶことで知恵も体力もつきます。テレビやゲームの普及などで、幼児期から室内で遊ぶことが多くなり、屋外で遊ぶ働きかけをすることで、室内とは違う楽しさを体験することができます。

市街地では空き地もなく、主に街区公園で遊んでいます。整備不十分な公園もあります。遊具についても子供の発達段階に応じた設置の要望も出されています。

従いまして、次の2点について伺います。

一つ、一時保育の実施について。

一つ、街区公園の整備、遊具の保守・整備について。

次に、交通安全指導員の今後について伺います。

交通手段として自動車を利用する社会となった現在、幕別でも車の交通量が多くなり、交通事故が増えています。就学児童の交通安全を守る指導員は、交通安全の啓発・指導のみでなく、学校の登下校の一声や児童の学校や家庭での悩みごとを聞いたり、日常会話で児童を支えています。

また、子供にかかわる犯罪の抑止でも大切な役割を担っています。

帯広市では、来年度から指導員を廃止すると聞いています。幕別でも同様に廃止されると、通学時の安全確保が心配と、保護者や教育関係者、地域から不安の声が挙がっています。

交通安全はもちろんですが、犯罪の抑止や不安を抱える子供たちの心のよりどころとしても、指導員の必要性から現状維持すべきと考え、今後の方向性について伺います。以上です。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 野原議員のご質問にお答えいたします。

保育サービスの充実についてであります。

最初に、一時保育の実施についてありますが、本町の児童福祉政策につきましては、安心して子どもを生み育てることができるよう保育事業や保育サービスの充実、子育て支援センターの設置など子育て環境の充実を図ってきたところであります。

また、第4期幕別町総合計画や国・道との整合性を図り、行政、家庭、地域など社会全体で協力しながら保育対策事業などの子育て支援に関する各種政策の実現に向けて、平成14年12月に「幕別町エンゼルプラン」を策定したところであります。

この幕別町エンゼルプランでは、「特別保育事業の充実」として、一時保育、延長保育、乳児保育、障害児保育、休日保育等を推進するとしてとっております。

野原議員ご質問の一時保育の実施については、私もお母さんたちから直接お話しを伺っておりますし、この一時保育についての必要性については十分認識いたしているところであります。

ただ、現在開設いたしております子育て支援センター「あおば」は札内青葉保育所に併設する形で運営しているところであり、同センターはご承知のとおり一事保育を実施するスペースの確保が困難な状況にあります。利用を希望される方には大変ご不便をおかけしておりますけれども、今、札内共栄町にあります「さかえ保育所」の移転改築時に合わせて子育て支援センターも移設し、一時保育等も実施すべく計画をしているところであります。

なお、この移転改築事業につきましては、早急に十勝支庁とも協議を進めてまいりますので、もうしばらく、お時間をいただきたいというふうに思っております。

次に、街区公園の整備、遊具の保守と整備についてであります。現在町内には58カ所の街区公園があり、公園内の草刈、清掃等については公区にお願いし、良好な管理がなされているところであります。

公園内にある遊具につきましては、年に一度、春に業者により一斉点検を実施するとともに、職員によるパトロールを随時行う中で安全確保に努めているところであります。さらに砂場のある公園では、清掃やネコ等を寄せ付けないため薬剤散布を月1回実施するほか、砂の汚染検査等も実施いたしているところであります。

遊具の充実につきましては老朽化や利用状況等を確認し、必要に応じ毎年1カ所あるいは2カ所程度の公園に遊具を設置させていただいているところであります。

なお、今後におきましても、地域の皆様の身近な公園として楽しく安全に利用していただけるよう維持管理に努めてまいりたいと思っております。

次に交通安全指導員の今後についてであります。この制度は道路交通の安全を保持することを目的に、昭和44年「幕別町交通安全指導員設置条例」が制定され、町としての体制がつくられたところであります。

本条例制定以前においては、子供たちを交通事故から守ろうと町民の方々が自主的な活動、いわゆるボランティアの位置付けの中で、特に小学校低学年の学童に登下校時における安全指導を目的に行われておりました。

当時の本町における道路事情につきましては、交通信号機設置状況をみても、幕別地区に1カ所、札内地区に1カ所というような状況でありまして、歩道の整備も非常に悪い状況にあり、その後、車社会が進展し、車が多く往来する時代になった時期でありまして、本町においても、先ほど申し上げましたように、条例による指導員の設置が明文化され、学童の登下校時の交通安全対策を図りながら今日に

たっているところであります。

ご質問にあります交通安全指導員の制度を継続すべきとのことでありますが、前段、お話しさせていただきましたように、本町における道路交通安全対策に関しましては、当時と比べ対策も充実され、特に学童の通学路も安全性を最大限配慮し、かつ整備もされてきているところであります。

これからの交通安全対策としましては、現行の指導員による登下校だけの交通安全対策ではなく、日常において児童が交通安全に対する理解を高める必要もありますことから、学校、家庭、行政が一体となって今までの教育と新たな視点から見た交通安全教育の必要性を痛感いたしているところであります。

最近の新聞、今、お話もありましたように、帯広市が指導員制度のあり方について見直しをするという報道がありました。本町においても昭和40年代の道路事情と比べても非常に整備が進み、安全に配慮された状況は隔世の感があります。

こうした状況を踏まえ、また、管内市町村の動向なども参考としながら、学校など関係団体の皆様のご意見を聞かせていただき、今後の幕別町の交通指導員のあり方について検討を進めてまいりたいというふうに考えるところであります。

以上で、野原議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○3番（野原恵子） 一時保育のことなのですが、前回、12月でしたか、そのときにもさかえ保育所が新規に建設されてから実施したいという答弁いただいています。

その後も、お母さんたちから非常にこの要望が強いのですよね。それで、このエンゼルプランのアンケートを見ましても、その一時預かりのアンケート、要望が一番強くなっています。

そこでは、前段、お話ししましたように、病気ですとか介護ですとか、そういう要望もあります。そして、職を探したいとか。そのほかにもやはり今のお母さんたち、第一子が若いお母さんから30代から、世代層もいっぱいあるのですけれども、そういう中で要望も多様になりまして、育児の疲れからリフレッシュをする、そういう時間もほしいという要望も、このエンゼルプランから見ますと約40%以上のお母さんたちから、そういう要望が出されております。今のこの子供を取り巻く環境から見ましても、お母さんと子供との関係が本当に良好になっていく中で初めて良い子育てもできるという、そういう社会の状況もあると思います。そういう中で一時保育の要望というのは非常に強いというのがまず1点と、それからさかえ保育所が新しくならなくても、この子育て支援センターの「あおば」なのですが、この日程表を見ましても、子供の年齢に合わせて、時間を決めて子育て支援センターを開設しているのですね。

こここのところを工夫して、毎日ではなくても、週1回ですとか週2回ですとか、1日3時間とか4時間とか、そういう形でできるところから、一時保育をしていく。そういう対策も必要ではないかというふうに思います。これは、もちろん母親の要望だけではできませんから、保育士さんとの検討というか、話し合いも十分進めていかなければならないと思いますが、やはり行政の方でやっていくという姿勢があれば、それに現場の保育士さんたちも応えてくれるのではないかと思いますので、その点、一つお聞きしたいということと、それから、公園の整備なのですが、年に1回一斉パトロールをしているということと、それから公区にその公園の整備、草刈りですとかトイレ掃除とか、委託というかお願いをしているということなのですが、その年1回のパトロールでは、遊具の壊れているところですか、それからトイレの清掃ですとか草刈りだとか十分ではないと思います。

それで、この間、婦人の人たちが公園ウォッチングということで、ずっと幕別の公園見ました。そういう中では、草が30センチ、40センチ伸びていて、子供の背丈からすれば、腰ぐらい草が伸びているけどそのままという公園と、きれいに刈ってあって走り回れる公園、その差が随分とあります。

それから、トイレの清掃もきれいにしているところと、紙が詰まっていて使えないような状況。その違いがあまりにもあるので、公区に委託というかお願いしているからそのままいいというふうにはならないと思うのです。そういうところをしっかりと町の方からも指導していくということが必要ではな

いかというふうには、ひとつ思います。

それともう一つ、遊具は年1回ぐらい買い換えているというお答えだったのですが、子供の年齢に合わせて、やはり遊具も違ってくると思うのですが、街区公園は意外と古い公園もあるのですが、そこはブランコですとかシーソーですとか、同じような遊具しかなくて、子供の年齢に合わせて違う遊具を街区公園に買い換えるときに設置してもらえれば、子供たちが移動して楽しめることもできるので、そういう買い換えるときに、違う遊具も買い換えていただけないだろうかという要望が出ております。

その点、ひとつお聞きしたいと思います。

それから、交通指導員ですが、いろいろなところと相談しながら検討していきたいというお答えだったのですが、これはそのまま続けていくというふうには受け取ってもいいのか。それともこの制度そのものをこれからどういうふうにしていくか考えていきたいということなのか。

その点、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の一時保育のことでありますけれども、先ほどもお話ししましたように、お母さん方からも強い要望があることは私も十分承知をしております。

ただ、さかえ保育所の建て替えというようなことも、実はできる限り早い機会に実施したい。ご承知のとおり北栄町の区画整理事業が始まっておりますので、これらと併せる中で何とか整備をしていきたいということで、それが一番いいのだろうというふうには実は思っているのですが、その前段で、今、お話ありましたように、あおば保育所の利用、あるいは一時どこかの近隣センターを活用することで一時保育もできないかというようなことも、内部での検討もしたのですが、これはこれでまた近隣センターの担う役割、地域の皆さんが利用されるというようなこともあって、なかなかそれも難しいな。

あるいは、札内南保育所の一部を増築してというようなことも考えたのですが、やがて保育所ができて、支援センターが移り、一時保育をやれば、今、増築してもそれも無駄になってしまうのではないかと。いろんなことを内部でも検討しながら、最終的にはもうしばらく我慢をいただいて、さかえ保育所の建て替えのときに一気に整備していくことがどうかというようなことで、今日を迎えているというようなことで、これは何とかご理解をいただきたい。

もちろん、今、ご提言ありましたあおば保育所の利用についても、あるいは内部担当の方でも協議をさせていただきますけれども、今の考えとしては、もう少し時間をいただければというふうに思っているのが実情でありまして、決して必要性云々はないというようなことでは思っておりませんので、ご理解をいただきたい。

それともう一つは、昔のことを言うと笑われるのですが、やっぱりお母さんがどこかちょっと出かけるときには、子供をおじいちゃん、おばあちゃんに預かっているのだとか、隣の方にちょっと預けて行ってくるというような、いわゆる家族、大家族、あるいはコミュニティ、町内会というのがあるのですが、今はもうそういう意識がないものだから、自分がどこか行くときは、もう町に預けていかなければなかなかどこも活動ができないという、その辺の何て言いますか、できれば家族の絆と言いますか、地域のつながりというものを大事にさせていただくことも必要でなかろうかなというふうにも思っていますけれども。これはちょっと答弁にならないかもしれませんが。

それと、公園の整備ですが、これは今言いましたように、公区に一定の整備の、委託金とはいっていませんけれども、管理交付金というような形でお金を出して地域にお願いしているわけで、確かにそれは公区ですから、伸びているところときれいにしているところの差はあるし、トイレの掃除もどういう当番制でどういうふうに行っているのかはわかりませんが、町としましては、どこまで指導と言いますか、お願いするとしても、絶えず目を配ってまわって、そこをもっとやれとか、早く草刈れというようなことまでは、これはなかなかできないのが実情であります。

ただ、先ほど言いましたように、遊具の点検というのは、春先に1回やるのは、これは業者に委託し

て、危険でないかどうかを全部点検してもらおうということで、それ以外に町の担当は、その都度随時、公園の整備管理についての巡回をしておりますから、その中で危険箇所等があれば、当然、注意しながら整備をしていく。

それと、もう一つ、その遊具を子供の成長に合わせて整備していくというのは、これは公園は不特定多数の方々が使われる。小さい子供も、あるいは小学生も使うかもしれないのに、そのたびに遊具をそれに合わせたものに整備していくというのは、なかなか難しいのでないかなというふうにも思うのですけれども。逆に子供に合わせて小学生用を基準につくれば、今度はそれでは下の子はどうなるのだということにもなるのだらうと思いますので、これは更新するときに、地域の意見を聞くというようなことは必要なかもしれませんけれども、なかなか子供の成長に合わせて、公園の遊具を揃えていくということは、ちょっと難しいことなのかなというふうにも思っております。

それから、2番目の交通指導員の設置。これは私は決して見直しをする。やめるとか、来年すぐ人を減らすとか、そういうつもりで言っているわけではなくて、先ほど来申し上げましたように、昭和44年にできて以来、ずっと同じような方向できている。先ほど言いましたように、信号機も増えた、歩道も整備されてきた。そういった中で、今までのままでいいのかどうかというようなことを、関係機関の皆さん、いろんな方のご意見をいただく中で、検討をしていきたいということで、すぐやめるとかという考えは持っておりません。

ただ、今後のことについては、今言ったいろいろなご意見をいただく中でどうなっていくかということとは、また、別の話でありますけれども、今の段階ですぐ来年やめるとかそういう考えは持っておりません。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○3番（野原恵子） 一時保育の件なのですが、今、町長お答えしたこともわかります。けれども、やはりお母さんたちの要望が強いということと、それからちょっと自分がリフレッシュするのに、親族に預けてという時代も、私たちの時代はそうだったのです。ですけど、今、核家族っていいまして、預ける場所がないという、そういうお母さんたちも多いというのも事実なのです。

ですから、行政で子育て支援というのをやっているのはそこだと思うのですよね。ですから、そういうお母さんたちからの要望が強いということが一つあるものですから、何とか工夫して、新しくできたところで常時一時保育できるというのはもちろんベターなのですけれども、それ以外にも、できるところから、週1回4時間とか、そういうふうな形で一時預かりをすることができないかという、そこを検討というか、実施の方向でちょっと考えていただきたいということです。

それから、遊具の件なのですが、どこの公園にも子供の年齢に合わせた遊具を変えるときに設置してほしいということではなくて、この公園には幼児の遊び用具、もっとこっこの公園には、ちょっと低学年が使える用具。そういうように設置するとき、取り替えていくことによって、今、お母さんたちが子供を連れて、今日はじゃあ子供に合わせてここの公園で遊ぼう。じゃあもうちょっと大きくなってからこっこの公園でその遊具で遊ぼう。そういう意味での取り替えのときに違う遊具を設置できないかということで、どこもブランコとシーソーというのが街区公園の遊具なものですから、その切り替えをしていけないでしょうかということです。

その点、お伺いいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 一時保育については、答弁繰り返になりますけど、先ほどから言いましたように、十分私どもその必要性は認識し、そして内部でもいろいろ何か良い方法はないかということの検討は続けているということでもありますので、先ほどのご提言も含めてさらに検討させていただきますが、何かもう一つは、先ほど言いましたように、さかえ保育所の建て替え事業を1年でも早く実施することによって、これらの問題も解決していくのではなかつたかというふうにも思っておりますので、その点もひとつご理解をいただければというふうにも思います。

それと、その街区公園の遊具は、一つの街区公園には、なんぼかの町内会というか公区が使うわけで

すから、そこには1歳の子供もいれば、小学生もいるわけで、今度小学生になったからここの公園でなくて向こうの公園に行ってしまうようなことは、これはなかなか親の方々にも理解していただくというのは難しいのかなと私は思うのですけれども、これは街区公園があり、近隣公園があり、地区公園があり、そしてもっと大きいのであれば、総合公園という公園があるわけですから、それはそれなりの施設が揃っているわけですから、小学校の高学年であれば総合公園に行くとか、中学校になればそちらへ行って遊具を使って遊んでもうらう、楽しんでもらうというのはいいのですけれども、街区公園が一番基礎となるというか、小さい範囲の中での公園ですから、そこに一つは幼児向け、一つは中学生向け、小学生向けということは、これは現実的には私は難しいし、果たしてそうやることの必要性があるのかということになると、私はかえって逆に理解得られられないのではないかという気もするのですけれども。これは内部でも話してみますけれども、私自身としては難しい問題でなかろうかなというふうには思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

[2番 中橋友子]

○2番（中橋友子） 私は3点について、質問をさせていただきます。

まず1点目は、国民健康保険におけます資格証明書、短期保険証の発行の割合が、幕別町は大変高いという問題がありまして、改善を求めて質問をいたします。

2004年より国民健康法が改定されまして、滞納世帯に対して、資格証明書、短期保険証の発行が義務付けられました。制裁措置の強化となりました。資格証明書の制裁措置を受けた世帯は、受診の際には全額自己負担となり、治療が受けられずに死亡にいたるなどの大きな問題が全国的に起きています。

長引く不況による所得の減少に加えて、介護保険の導入、このちょうど制裁措置が導入されたのは、介護保険の実施と同じときであったものですから、保険料の上乗せが行われ、さらに保険料の引き上げなど、負担を増やす一方で、制裁が強行されたとなりました。

ですから、このような事態は、当然起きるべくして起きたものというふうに思います。

国民健康法の第1条では、この制度は社会保障及び国民保険の向上に寄与すると目的を謳っております。この目的、法に照らしても、受領権の剥奪につながるような制裁措置は、本来はあってはならないものと考えます。

法改定に当たってもその点が考慮され、特別な事情のあるものについては制裁は行わないということにされており、その判断も基準のほかに自治体の判断というふうに委ねられています。

そこで、今回提起している問題であります。幕別町の制裁措置の世帯数は、十勝管内の中で群を抜いて多いということです。2004年1月1日現在の北海道の道の保健福祉部のまとめたデータ資料によりますと、十勝管内のこの間の資格証明書の発行は、全部で11自治体、116世帯です。そのうち、幕別町は33世帯で、実に35%にのぼっています。帯広を除いて町村段階では断トツに一番で、2番目の音更町と広尾町は、発行件数同じなのですが、5件です。幕別町の6.5分の1ということになります。このような結果になっているのが非常に疑問に思いますが、短期保険証も幕別町では107件、町村全体の約2割というふうには押さえています。人口の割合、加入の状況、それから納入の状況、これらを基礎としてこの結果を見るものですが、しかし、どの町村にも大きな差はなく、なぜ幕別町がこのような事態になっているのか。問題は町民に受領権を保証する立場に立って、対策と改善を行っていくこと。この姿勢が大事であると考えます。

そこで、4点について伺います。

一つは、審査基準を備えて指導にあたっていくことが何よりも大事だと思います。

それから二つ目は、減免制度の拡充です。社会保険制度と言いながら、この国民健康保険制度は、大半の方たち、加入者の2分の1が職がなかったり、あるいは年金生活者です。そういう中で、滞納を生



み出さない手だてをとっていき、この手法も非常に大切だと考えます。

三つ目は、やはり担税能力を超えていると言われる国民健康保険税そのものの引き下げの努力も大切ではないでしょうか。

そして、何よりも国が社会保障制度、憲法に照らしてその制度として確立した以上、今日の地方に対する負担だけを多くしていくその責任放棄のやり方をやめさせてしっかりと責任を果たさせていく、そういう取り組みが必要であると思います。

以上、所見を伺います。

2番目は、介護保険制度についてであります。

介護保険制度は、ちょうど来年が見直しの時期に当たります。それに当たっての改善を求めたいと思います。

介護保険制度は5年の一度の見直しを行うことになっており、2000年4月にスタートして以来、今年4月にはこの制度の抜本見直しを行う体制が整われ、来年に向けての準備が進められています。すでに厚生労働省の社会保険審議会、介護保険部会で審議が行われているわけですが、これらの試案は今年12月に提案される運びと聞いております。

現在、この6月中に試案を審議会の中ではまとめて、これをたたき台にしながら決定を見るというわけですが、この内容が非常に介護を利用する人、また、町村にとっても厳しい中身となっています。具体的に審議として挙げられ示されている内容の問題点としてみれるところを、この5点として挙げました。

一つ目は、まず2号保険者の対象。現在、40歳から64歳ということですが、ここを40歳のところを20歳に引き下げて、20歳から64歳までを対象にするということになります。

それから、二つ目には、本年スタートいたしました障害者支援費制度と介護保険の統合、ここには障害者支援費制度そのもの見通しが予想をはるかに超えた利用という形になって、スタート段階から財政の赤字をきたす状況が生まれました。そこを介護保険と統合することによって、プールをするというような考えもあるようです。これは負担の増加につながります。

三つ目は、サービスの利用料を現在は1割ですが、これを2割ないし3割に引き上げることが出されてきました。このことも、ただでさえ利用を差し控えている、そういう一面がまだ解決されていない中でサービスの低下を招くものと考え、行ってはならないと思います。

それから、4点目は特別養護老人ホームの問題です。今でも待機者が多いということで施設の拡充が求められているところですが、新しく出されて方向は、現在のような老人ホームの形ではなくて、新型の個室形の施設を取り入れて、そこでは1割の利用料のほかに月額4万から5万円の家賃を徴収することが示されました。これでは低所得者は入れないということになります。

それから、軽度の要介護度サービスのデイサービスやヘルパー派遣、これは介護保険の対象からはずすという提案です。介護サービスの利用が非常に増えていることから、サービス抑制を考えたものと考えます。

以上、制度発足から4年が過ぎ、幕別におきましても利用がようやく広がりだし安定を見るときに、このような改定が国の手によって行われてしまえば、利用したくてもできない人を生み出すことになってしまいます。国に対して、幕別町としてこれらの見直しについてしっかりと意見を挙げ、改善を図ることを求めていると思います。

さらに、町民の利用状況や待機者の状況についても伺うものです。

最後は、合併問題について伺いたいと思います。

地方財政が依然として不透明のまま、合併の協議が進められています。三位一体改革による地方交付税の削減額は、今年度は12%と大変大きいものでした。このまま推移すれば、合併財政のシミュレーション、つまり財政の土台としていた数字すら崩れ、大変な事態になると考えます。この現状から、十勝管内では、例え合併を行っても行わなくても財政は厳しいと判断し、協議会については解散するところも生まれ、現在、法定協議会は2カ所のみにとどまっています。

国は期限内に合併にいたらなかった場合の延長策ともいえる新法を成立させ、強行姿勢を続けています。そして、さらに、道州制の導入の動きも強まっています。これらは強制ではないと言いながら、しかし、形を変えた強制であると考えます。

いずれにしても、住民に立脚した住民が求めるまちの将来をしっかりと築き上げることが大切だと考えています。現在進められております中央合併協議会においては、全体の人口の8割を占める幕別町が、町民の意志に上に立ってしっかりと提言を行い、将来のまちづくりに必要な論議をとことん尽くすべきと考えます。その上で、4月に発表されました中央合併協議会によりますアンケートの結果、これには町財政の削減に効果が生まれると期待される反面、行政サービスの低下や地域間格差の拡大に対する懸念、これらが強く出されていました。

また、アンケートそのものが全体を対象にされなかったことや、実施の時期、住民投票の考えなど、さまざまな提案や意見がありました。幕別町の町民でアンケートで答えられた方は、全体では1割強と多い声ではありませんが、しかし、これらもしっかりと踏まえ、反映していくことが大切であると考えます。これらに反映に仕方と併せて、取り組みに当たっての現状での考え方を伺います。以上です。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

最初に、国保の資格証明書等の発行割合が高い。改善をというご質問であります。被保険者資格証明書につきましては、昭和62年1月に老人医療費の公平な負担という理念を踏まえ、国保の被保険者間の負担の公平を図る観点から、特別な事情がないにもかかわらず保険税を滞納している被保険者に対し、被保険者証の返還及び被保険者資格証明書の交付の措置、保険給付の全部又は一部の支払いの差止めの措置などを講ずるとともに、保険者の歳入面での経営努力を一層推進することを目的に創設されたものであります。

その後、お話ありましたように、平成12年の介護保険制度導入を機に、措置の実効性を確保するため措置の義務化がなされたものであります。

資格証明書の交付を行う場合にあっても、老人医療受給対象者や身体障害者福祉法の更生医療などの公費負担医療の対象者は除外することとし、医療を必要とする方への受診機会の確保がなされているところであります。

法におきましては、災害などにより保険税を滞納してもやむを得ないような特別な事情がないにもかかわらず、1年間保険税を滞納している世帯主に対して、被保険者証の返還措置を行うこととしておりますが、本町では、滞納者対策実施要綱を定め、社会的に弱い立場に置かれている重度心身障害者医療費扶助対象世帯や母子家庭等医療費扶助対象世帯の方など、加えて個々の事情をお聞きすることになりますが、生活に困窮されている世帯の方々につきましては、資格証明書の交付を見合わせているところであります。

しかしながら、一方では、納税相談の呼び出しに応じていただけない方や納税誓約を履行していただけない方など、納税に対し誠意の見られない方に対しましては、資格証明書交付対象世帯として、来庁を呼びかけているところであります。

中橋議員から、今お話ありました、本年1月1日現在での資格証明書の交付対象世帯は33世帯41人となっておりますが、これは実施された、交付された世帯ではなくて、あくまでも一般証や短期被保険者証を交付せず、資格証明書を交付するとした対象世帯の数でありますので、発行数とは違いますのでご理解をいただきたいというふうに思います。実際には、その対象世帯のうちから、実際に役場へ来庁いただいて、生活が困窮しているなどの特別事情の届け出書を提出いただき、可能な限り、あるいは納税をしていただいた。そういう方については、短期被保険者証を交付しておりますので、今申し上げましたように、対象世帯であって交付世帯ではないということをご理解をいただきたいと思っておりますし、今現在におきましては、対象世帯27世帯33人ですけれども、さらに、この33人27世帯に郵便を出しますと、転居先不明で返ってまいります。ということは、ほとんど住んでいらっしやらないというようなことで、実質的な数字は、おそらく12世帯14人というのが、本町の今の対象でなかろうかと。

さらに、この方々にも通知を出すのですけれども資格書を取りに来ないということで、結果的には、うちは資格証明書はゼロというのが現状であります。

それでは、どうして取りに来ないのだということになるのでしょうか、おそらく病院にかかる必要がないということで、逆に病院にかかる必要が出たときには急いで来るのだらうというような状況にあるものですから、先ほどお話ありましたように、いろいろと資格証明書の発行についてもそれぞれの事情がある中で進められているというのが実態であります。

次に減免制度についてであります、これも何回か今までの議会でも論議をされたところであります。

国保税の減免につきましては、地方税法第 717 条の規定に基づき、国民健康保険税条例第 14 条において「災害等により生活が著しく困難となった者若しくはこれに準ずると認められる者又は特別の事情のある者に対し、国民健康保険税を減免することができる」というふうに規定いたしているところであります。

また、地方税法におきましては、減免とは別に徴収猶予という救済条項も定めておりますが、これは、納期限内に納入できないと認める特別の事情がある場合には、申請に基づき、1 年以内の期間に限り、その徴収を猶予することができる、というものであります。

本町におきましても、実際には、納付相談に来庁いただいた際に、納期限内に払うことができないというような場合は、このような措置も講じているわけであります。

減免につきましては、災害など、年度当初に保険税を賦課したときには想定し得なかったような事情により、一時的に負担能力の著しい低下が認められたような場合に、この徴収猶予によって、あるいは分納といった支払困難のような方に対する方策を講じているところでありまして、ご理解をいただきたいというふうに思います。

今後とも、広報紙や医療費通知送付の際のリーフレットなどを通じながら、納付相談の呼びかけを行うなど、大きな滞納につながる前に早期に相談いただくことによって、そうした問題にも波及しないで終わるのだらうというふうにも思っております。広報活動にも努めてまいりたいと考えております。

さらに国保税の引き下げについての努力についてであります、ご承知のように、平成 13 年度に国保会計が初めて赤字決算に陥りました。平成 14 年度には、医療分の国保税の税率を 4 年ぶりに改正し、一般被保険者にあつては一人当たりの医療分の国保税額が、対前年度比で 7,601 円増額させていただきました。

税率ベースにおきましては、一般被保険者医療分の現年分で前年度に比べて 7,776 万円、退職者被保険者も含めると 9,956 万円、前年比で 13.7% の増収となったところであります。

しかしながら、平成 14 年度は、老健の拠出金が前年の対比で 1 億 3,300 万円、20.5% の大幅な増額となったことにより、残念ながら平成 13 年度に引き続き、3,917 万円の赤字決算となったところであります。

平成 15 年度におきましては、被保険者が増えたにもかかわらず、一般被保険者の医療分調定額は前年に比べて 2,347 万円の減となりました。さらには、収納率の改善などによりまして、減収額を 1,185 万円に留めたこと、また制度改正による国保財政基盤の支援策の効果の後押しを受け、2,087 万円の決算剰余金を生じたところであります。

しかしながら、国保財政を安定的に運営していくためには保有すべきとされている基金につきましても、私どもの町は、現在、基金残高がありません。医療費の動向によっては、平成 16 年度以降もいつ歳入不足に陥らないとも言い切れない状況にあります。

また歳出においては、医療費に次いで大きなウエイトを占めております老健の拠出金につきましても、制度改正により保険者負担が逡減されております。今後、創設が予定されております 75 歳以上の高齢者を対象とした「新しい老人医療制度」における保険者負担がまだ確定となっておりません。黒字決算になったからといって、直ちに税率を引き下げることができない状況にあることも、ひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、国保財政を安定的に運営するためにも、加えて被保険者間の負担と給付の

公平を確保する観点からも、さらなる収納率の向上に努めてまいらなければならないものと思っております。

次に、国に責任を求めていくことについてであります。急速な高齢化の進展により国民医療費が伸びる一方、景気低迷による保険税収入が伸び悩むという国民健康保険の脆弱な財政状況にあって、国は、平成14年度に老人保険制度の対象年齢の75歳引き上げなどの改正に合わせて、老健拠出金の公費負担割合の引き上げを行いました。今までの3割から5割に。そして保険者支援制度の創設、高額医療費共同事業の拡充など、国保財政支援策を同時に打ち出しました。これらに係る国・道の負担もされているところでありまして、先ほど申し上げましたように、平成15年度の黒字決算は、これらの支援策によるところが多大であったのだろうというふうに思っております。ただ、この制度は、平成15年度から平成17年度までの3年間の時限措置として、今、法律上で定められておりますので、平成18年度以降も継続していただけるよう、機会をとらえ強く要望をしてみたいというふうに思っております。

次に介護保険制度の改善の見直しを国に求めることについてであります。介護保険制度につきましては、ご承知のとおり、法施行後5年を目途に制度全般に対して検討を行い、その結果に基づき必要な見直しを行うこととなっております。このため、厚生労働省が所管する介護保険部会が昨年5月に立ち上がり、その後、幾度となく審議が行われ、本年6月にはとりまとめをという話でありましたけれども、何か最近の情報によりますと、今、参議院選挙があるものですから、選挙後、8月ぐらいになるのではないかというような情報もありますけれども、いずれにしても、厚生省内における保険部会の中で、今、論議が進められているわけでありまして、お話ありましたように、例えば、被保険者の範囲の見直しの問題について、「対象年齢の範囲を拡大すべき」という意見がある一方では、「給付のあり方も見直さずに安易に範囲を広げるべきではない。」というような意見も出てお聞きしております。制度全般において慎重なる審議が行なわれていると思っておりますので、私どもとしては、その推移を見守っていきたいというふうに思います。

なお、このたびの見直しに際しましては、昨年、北海道は道内の市町村の意見をとりまとめ、安定的な財源措置の確保や低所得者対策の充実などを既に国に申し入れを行っているところであります。

いずれにいたしましても、介護保険は制度発足後間もないということもあり、これからも不備な点を改善し、より良い制度となるよう努力していかねばならないと思っております。私どもも必要な際には全国町村会や北海道町村会などの各関係機関を通じ、さらに改善に向けて要望をしてみたいというふうに思っております。

次に、介護保険サービスの町民の利用状況と待機者の現状についてであります。本年4月分のサービス利用者は、介護老人福祉施設、いわゆる特養、介護老人保険施設、老健、それから介護療養型医療施設、療養病床群などの施設サービスにおいては、特養で75人、老健64人、病院で29人、合計168人となっております。また、訪問介護、訪問入浴、デイサービス、グループホームなどの居宅サービス12種類につきましては、合わせて延べ699人となっております。

前年同期に比べまして、施設サービスでは6人の減、居宅サービスにおきましては104人の増となっております。

また、待機者につきましては、本年5月末現在、特養札内寮では52の方が待機中で、老健あかしやにおいては9の方が入所を予約していると伺っております。

昨年11月末までの状況は、特養札内寮が59人でしたので7人の減、老健あかしやでは10人でしたので1人が減という状況であります。

次に、合併協議会のアンケートに関するご質問であります。先の第1回町議会定例会におけます中橋議員のご質問にお答えいたしましたように、このアンケートにつきましては、合併協議会が策定することとされております新町将来構想及び新町建設計画に住民の声を反映するための方策の一つとして、2月上旬に実施されたものであります。

アンケートは、3町村の住民3,000人を対象に、3町村が合併した場合における「期待される事項」、「懸念される事項」、あるいは「望ましい将来像」など、構想や計画作りに反映させるための項目にお

答えいただくものでありましたが、この結果につきましては、住民組織からいただいた意見・要望とともに、現在策定中の新町将来構想に生かされているところであります。

また、アンケートの中の「自由意見記載欄」におきましては、「新町の名称」、「事務所の位置」、「各種住民サービス」などの合併協定項目に関わる意見・要望をはじめ、「合併の協議にあたっての姿勢、枠組みの是非」、あるいは「現在の3町村における行財政運営」など自治体運営全般に及ぶ意見・要望等をいただいたところでありまして、合併協議会といたしましては、これらの意見・要望を十分踏まえて協議に臨まなければならないものと思っておりますし、町に対するものにつきましては、それぞれが真摯に受け止めさせていただいているところであります。

今後、十勝中央合併協議会におきましては、主たる住民サービス・負担に関わる合併協定項目や、特に更別村、忠類村の住民の皆さんにとって関心の高い地域自治組織・事務組織機構の取扱いに係る協議結果が出揃う8月下旬を目途に、住民説明会を開催する予定としておりますので、私といたしましては、町民の皆さん方の意向を十分に聞かせいただき、その後の合併協議に生かすとともに、合併の是非を判断するうえでの判断材料とさせていただきたいと考えております。

最終的には、12月に開催の住民説明会、出前講座、各種団体の意見等を通じ、できる限り多くの住民の皆さんのご意見を伺った上で、議会とご相談させていただきながら、一定の方向を見出してまいりたいというふうに考えております。

以上で、中橋議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○2番（中橋友子） それでは再質問をさせていただきます。

まず、1点目の国民健康保険制度におけます資格証明書、短期保険証明書の、私は発行状況ということでお尋ねをしたところです。北海道の保健福祉部のまとめの資料に基づいて質問をさせていただきました。現状は、町長のお答えの中では、発行部数はそれよりも減って、その中でいろいろな指導もなされて、その3分の1程度ということと押さえたいと思います。

その上にたって質問させていただきたいのですが、実はこのデータというのは、全道一斉に行われたデータでありまして、それぞれの町もそのときの2004年1月1日時点での対象となりうる人、資格証明書の発行であれば、1年間の滞納があった場合にその対象と見なされるわけですが、その間に指導に応じなかった、あるいは様々な状況があって、数として道に報告をしなければならない数として挙げられたものというふうに押さえます。その数が、他町も同じ発行された部数とみないで押さえられた数というふうにみた場合にも、あまりにもやはり差が大きいということで、本当に実態が似たような状況であれば、結果としてあれば、あえて問題にするということはいたしません。しかし、現実と同じ調査項目に対して答えた結果が、あまりにも開きがあるということに私自身も非常に驚きました。これまでもこの問題は繰り返し、繰り返し、予算や決算や一般質問の中で同僚の豊島議員などからもどんどんありまして、町の対応について認識は私どももお答えいただいた認識で押さええてはいたのですが、例えば、全道の今の時点での発行の数字を見ますと、資格証明者の対象となりうる人は、この時点では北海道全体で1万7,907世帯だったのです。これは、圧倒的に札幌圏が全体の件数で1万7,164ですから、郡部はほとんどないのです。743。十勝の場合にも、十勝全体で押さえられたのが116の中で帯広は56。町村が60で、そのうちの33が幕別とカウントされているのです。

だから、やっぱりここが基準になってそのあとの指導というふうになっていくわけですから、入口のデータとしてはやはりこういうデータがあるということは紛れもない事実だと思うのです。そうすると、その差自体がなぜ生まれてくるのかというふうに思いました。私も町長が今お答えくださいましたように、特別の事情の目安については押さえまして、もちろん今の時点で公費負担医療は対象外でありますし、災害のときであるとか、特別な事業の倒産であるとか、特別の事情のときにはこれらが目安となってきたことも押さええてまいりました。こういう基準は、帯広であっても、音更であっても、幕別であっても同じなのです。芽室町であっても同じですよ。問題は、その自治体の裁量といいますか、判断というのも、これは、介護保険がスタートしてこれが義務化された後の国会の答弁の中で、自治体の判断

というのも、一つ盛り込まれてきた経過があるというふうには押さえました。そうすると、違いはやっぱり自治体の判断によるものなのかなというふうには率直に思ったのです。あとは全部同じですから。そうなると、うちの判断のやり方の結果が、郡部60の中の33を占める結果になりうる判断をしているのではないかというふうには思いまして、やはりそうなると改善がいるのではないかというふうには思った次第です。いかがでしょうか。

私は国保に関しては、本当にこれは、どれだけ幕別町も苦勞をしてきたかといいますか、私は十数年前に国保のことを携わることをごさせていただいたときには、基金がたっぷりありまして、「こんなに基金があって、上げちゃだめよ」なんていう話をしていたのです。

ところが、このところ、一昨年でしたか、前倒しで使わなければやっていけないような状況。これがこんなふうになってきた事業者としての苦勞は本当に大きいものがあると思うのですけれども、やっぱり背景は、経済状況は絶対はずせないです。どんどんどんどん国保の加入者が増えてきている。全体でも5割近くになってきている。日本全体の資料を見ましたら、日本の国民の2,300万の世帯がもう国保しなくて国保に入っていて、そのうちの18%、412万が滞納世帯だと。だから、いかに困難な状況の中で、保険者も被保険者も苦勞して今いるということなのです。

だから、私は今、当面の数字の違いがあって、指導上の問題で何か改善することはないかということをごきちっとお答えいただきたいと思いますが、もう一つはこういう状況の中で、やっぱりこのまま維持するということが難しい。町長も言われましたように、今示されている国の改善政策も時限立法ということで、この3年間なんかはすぐに来てしまう。そうなれば、やっぱり一番国民の健康に関わる制度でありますから、推移を見守るというのではなくて、頑張っって改善に向けての取り組みを、これは介護保険にも通じますが向かっていただきたい、このように思いまして、改めて町の対応指導のあり方についてと国に対する姿勢を伺います。

次に介護保険の方ですけれども、これも非常に問題だなというふうには思っております。

町長が、今お話していただきました町村会であるとか、それから市長会であるとか、きちっと国に対して要望書を出していらっしゃるのですよね。それについても、主に財政面が多くて、それで3点にわけて出されていることも承知しております。しかし、今年のスタートの時点では既に施設の整備部門で300億近い削減、国の予算そのものが23%かに値するというふうになっていりましたが、そういうギャップがやっぱりあるわけです。そういう中で、また制度を維持していく。見直しの時期が来た、やっぱりみんなに負担していただければならない。こういう図式なのだと思うのです。やっぱりここも、せっかく介護を個人のものでなくて社会で支えるという大理念の基にスタートした制度でありますから、これも推移を見守るというのではなくて、積極的な働きかけを求めたいと思います。

それと具体的な数字でいつでもお尋ねするのですが、ただいまの待機者の解消にいたる見通しなのですが、昨年の10月から比べて減っているというのは良かったと思うのですが、でも少ないですね。この方たちがきちっと入れるようになるにはどのぐらい待っていくのか、そして、またさらに求められる方もいらっしゃると思いますから、恒常的な待機という関係になっていないかどうか、お答えをいただきたいと思います。

それから合併問題です。

流れにつきましては、中央合併協議会の町民の方に対する報告書、あるいは特別委員会の中でもお知らせいただいておりますので、細かいことについてお尋ねをする、そういう考えはございません。

ただ、この合併問題で、今、心配しながらやっていかなければならないということは、一つには、当初よりも財政のシミュレーションがぐんと厳しくなっているのではないかというふうにはひとつ思います。地方交付税の削減と三位一体の改革という点では、町長がいつも言うとおられるように、交付税を削られても財源の移譲なんて言われてもないのだという中で、今回12%というふうになってきましたから、いろいろ救済措置もあって、結果としては頑張ってきたのだけれども、今年なんかはそういう厳しい状況の中で苦小牧でしたか、小樽でしたか、予算自体が最初から収支が合わないという。だから、地方自治体は本当に崖っぷちに立たされている状況の中で、合併を選択しなさいというように私は受け

止めているのです。

だから、この問題についても、非常に国の財政の動きと、うちの町の選んでいく選択をかみ合わせながらやらなければならないという大きな仕事があると思うことと合わせまして、一番今言われていることは、住民論議、徹底した論議がやっぱり足りないという。これは、これまでもいろいろな形でやってこられた、出前講座も説明会もやってきたとかというのですけれども、しかし、これは北海道全体、十勝もすべてそうなのですが、なかなか住民自身も本当に興味を持ってこうなのだよというふうに言いづらいテーマだ。見えないテーマといいますか、そういうことなのだと思うのです。

幕別町で講師として呼ばれました北海道大学の教授の横山先生も、ときどき新聞などに登場してきておりますけれども、本当に大事なことは、重要な課題についてはとことん論議をして議論を尽くして結論を出すべきだ。ここなのだと思うのです。だから、私は今回、合併問題で出されたアンケートの結果、幕別町の町民の方、心配なこと4点挙げまして、一番多かったのが行政サービスの低下と料金の値上げです。それから2番目は、公共料金などの住民負担の増加。3番目は、合併後の中心地域と周辺地域の格差拡大。4番目は、きめ細やかなサービスが受けにくくなる。これらが報告いただいた資料から拾っていきますと、そういうことになると思うのです。

だから、こういうのはやはり重要課題というふうに押さえておりまして、議論をとことん尽くすというのを求めたいと思います。以上です。

○議長（本保証喜） 質問の途中でございますけれども、この際、14時20分まで休憩をいたします。

(14:06 休憩)

(14:20 再開)

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中橋議員の再質問にかかわって答弁させていただきます。

国保についてでありますけれども、先ほどから数値のお話、私もこの表を見ているのですけれども、今も休憩時間、担当の方ともいろいろ話を聞いてみたのですけれども、なかなか捉え方もいろいろあるようです。

これを見ますと芽室町なんかゼロ。普通、芽室ゼロというのはあり得ないと思ったのですけれども、聞いてみると全然、資格書を発行したことがないのではないかというような状況ですし、それと、うちが三十何件あって音更が5なんて、これもちょっと考えられない数字で、聞いてみますと、音更は最初から対象世帯があっても郵便出して戻ってきたやつは、職権で落としてしまうから数字から落としているとか、来たやつには短期交付証を渡したから、その分はそちらへカウントしてここから落としているとか、いろいろな数字的なことがあるものですから、私どもも今言ったように、それはできるのであればそれはやった方がいいのではないかということで、住民票はあって国保に入っていると言いつつも、現実にはがきを出しても手紙を出しても戻ってくるわけですから、そういうのを整理していけば、先ほど言った12世帯、十何人というような答えになるのであろうというふうに思っておりますけれども、いづれにしても就納率が他町よりは低いというのが現実です。それでも、税務課職員をはじめ、大変頑張っていて、去年あたりは前年を上回ったということで努力はしているつもりであります。

また、減免の関係も自治体の判断によってできるということですが、一方で、中橋議員から質問があったように、国保税を少しでも引き下げる。そのためには、やはり就納率を少しでも上げていくということが、そういった方向にも結びついていくのだろうというふうに思います。

先程来言いましたように、苦しくて払えない方に強制するということはもちろんしているわけではなから、何とか担税能力、払える方について、払っていただくような就納率の向上に努力をしていかなければならないというふうに思います。

それから国に対してはいろいろな形で要請事項はっております。町村会、あるいは、知事が町村の要望を取りまとめて出しているというようなことです。いろいろ国保についても、このあとの介護保険についてもそうありますけれども、私も、これはもうちょっと全道の町村会の決議事項の中に、当然、

国民健康保険財政の充実についてというような表題で要請活動をしているわけでありまして、もう一つは、今、町村会が強く求めているのは、何とか国保を都道府県単位の保険者にさせていただいて、もう一つは、保険制度の一元化。町村で国保財政というのは限界があるというふうに運動しております。というのは、国保が赤字になる。あんまり受益者から保険税を上げられない。結果的には一般会計から普通外というのですか、繰り入れ。法で決められた以外の赤字対策の繰り入れがどんどん進んでいくというようなことですから、これは、なかなか町村では持ちきれないのではないかとというのは事実上で、何とか都道府県を保険者としての国保にしてほしい。ただ、これには今度、知事会が反対しているという事情もありまして、なかなか難しい状況にもあるのですけれども、私どもの要望としてはそういう状況で、これが本当に国になり都道府県の責任でやっていただくことがというふうに思っております。下げたいという気持ちは、これは私どもも当然持っておりますし、下げたいというより、これ以上上がらないように精一杯努力していかなくちゃならないというふうに思っております。

それから特養の待機者ですけれども、先ほど52人というような数字を申し上げましたけれども、これは内訳を見ますと、52人のうち、老健に入っている方が19人とか、病院に入っている方が9人、グループホームに入っている方が8人ということで、本当に在宅で待っている方が16人ということでもあります。これが大体、今まででいくと大体1年程度の待ちで入れるのかなというようなことありまして、これはなかなか決められたものではありませんから、そのときの事情にはよると思いますが、そういった状況でありまして。老健の方も、これまた待機者10人、今は9人ですけども、いわゆる農作業が暇になったら自宅に連れて帰るといったような場合もあるようですので、これらもそう長く待たなくても入れると。いわゆる先ほどお話がありましたように、恒常的に何年も待っているという方はそう多くはないのだろうというふうに思っております。

それから、合併問題でアンケートの結果いろいろな意見が出てくる。当然、意見が出てくるのは当たり前だというふうに思っていますけれども、お話にありましたように、今、国の財政、なかなか先行きが不透明な中であって、合併問題を論議する。一回出したシミュレーションが1年も経たないうちに、また変わってくるのではないかと。これはいろいろ、確かにあるのだろうというふうに思っております。

ただ、私どもが考えるのは、合併してもしなくても財政が厳しくなるのは間違いない。しかし、合併しないよりは、合併を推進した方が間違いなく財政的にはより有利だろうというふうには思っております。ただ、具体的になんぼがなんぼで、どのぐらいの差があるかということまでは当然今の段階では出ませんが、合併しなくたっておっしゃるとおり、合併しても交付税が減っていくことだけは間違いないでしょうけれども、少なくともその減り方だけは間違いなく合併した方が、落ちる率は少ないだろうというふうには思っております。

それから住民サービスが低下する。これも合併したからサービスが低下するというのではなくて、私は逆に合併しない中の方が住民負担が多くなったり、サービス低下をしていく率の方が高いのではないかなというふうにも思っています。

それから、サービス低下とか、声が届きにくくなるとか、役場の距離が遠くなるという、どちらかという、本町よりも2村の方がそういう声が強いらろうというふうに思っております。いつかもお話しましたが、私の町もそうですけども、どこも合併に対する住民の皆さんの意識といいますか、関心が薄いといいますか、説明会をやってもなかなか人が集まらないというのは、これは全国ほとんど共通と言ってもいいぐらいそういう状況にあるのだと思います。これはいろいろあるのですけども、これは町長に任じた、議会に任じたのだという声もありましょうし、合併したからって我々の生活がそう変わるものではないのだから、どんどん合併すべきではないか。もう国が決めてしまったものだから我々が会場へ行ってどうこう言うこともないのではないかと。あきらめた方だとか、いろいろあるのだというふうにいわれておりますけども、ご指摘にありましたように、十分大事なことを論議して、これからは進めていくというその姿勢は大事にしていかなければならないものだというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 中橋議員。



○2番(中橋友子) それぞれの町の事務整理の仕方によって数が変わってきているのではないかという  
ようなお話は、3月の予算のときだったでしょうか、あったと思います。

ただ、そうであっても、芽室町がゼロであるとか、十勝が11の自治体ですから、カウントされている  
のが、だから九つは最初からないということですから、こういう点はやっぱりきちっと調査もする必要  
があると思いますし、全道の資料ですから、それぞれのやり方で変わっているのですなんて資料自体が  
おかしいと思いますので、そこはやっぱりきちっと実態が反映される提示を幕別町もきちっとしてい  
くということと、それからやっぱり現実に町長、12の方が未だに保険証をもらっていないというのは、  
これは事実でありまして、音更が発行しない、芽室が発行しないといっても、幕別町では12人いらっし  
やるわけですから、ここでの指導というのは、受療権を補償するというきちっとした観点での対応は、  
やっぱり求めたいというふうに思います。

それと、二つ目の介護保険で町長、国に対する働きかけのところで町村会の基準の中では言われまし  
たけれども、今、私、5点示した中身では、1回目のご答弁では推移を見守るということだったと思う  
のです。でも実際、この5点が本当にやられてしまったら、とんでもないことになっていくというふう  
に思うのです。だから、このとおり決めさせてはならないということで、見守るのではなくて責任を負  
う自治体としてはこうあるべきだということを、ぜひ持っていたきたい。その考えを示していただき  
たいと思います。

合併問題につきましては、今のような形ですと今後も住民説明会などをやられても、私も町長が心  
配するとおりに多くの参加というのは期待できないのかなというふうに正直思っております。そういう中  
で、今うちの町の計画としては、来年度の17年度3月末というような一定のゴールを決めて、逆算の形  
でそれぞれやるべきことをやっていくというやり方じゃないかと思うのですけれども、国の新法による  
新しい救済措置であるとか、あるいは財政の方向性だとか、そんなふうにしていく、変わっていく背景  
もあることも考えれば、本当に決められたルールに乗せることだけが責任を果たすことではないのでは  
ないかという気もするのです。だから、その辺はやっぱりそのときの状況を見極めながら、誤りのない  
判断ということになるかと思えます。

あと、確かに町長はずっと、どっちも大変だけど合併しない方がもっと大変だということを言い切っ  
てこられました。それは幕別町の出したシミュレーションでもそうっております。でも、これに対す  
る見解も、例えば、町村会長の陸別町の金澤町長あたりの、これは私は新聞記事でしか見ていませんけ  
れども、そこの中では、合併の方はより困難だというようなニュアンスに取れるところもあります。道  
内の東川の町長なんかは完全に合併した方が大変だという、こういうふうにはっきりと見解を述べてい  
る町長も生まれだしています。ですから、その辺もきちっと今後の推移を見守りながら結論を出してい  
くということを求めたいと思います。

○議長(本保証喜) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) 先程来の数値の話は、私も決して逃げるつもりで弁明するつもりで言っているわけ  
でなくて、現実に私どもの町の国保の収納率というのは大変低いわけですから、こういう数字が出たの  
だろうというふうに思いますけども、ただお話にありましように、私も、やはりせつかくの資料  
である限りは、やはり正確なものでなければならぬだろうというふうに思っておりますので、これ  
また、担当を通じながら資料の正確さを目指していくということについては、協議していただければと  
いうふうに思っておりますし、私どももそうした、変な意味での1番にならないように充分頑張ってい  
かなければならないというふうに思います。

それから、介護保険の推移を見守る。ただ、これは先ほども言いましたけども、1町村が20歳から保  
険料をとるのをやめて60歳以上、これはなかなか1町村が声を出して国に要請するというのは難しいの  
だろうと私は思います。ひょっとしたら、受付で投げられるのではないかという心配もあるわけで、で  
きる限りやはり多くの仲間の皆さんと一緒に行動していくことが大事なだろうというふうに  
思っておりますし、これも民主主義の世界では我々の代表が国政の場にいるわけですから、当然そこで  
我々の意向を汲んだ中で頑張ってもらわなければならないだろうというふうに思っています。

それから合併ですけども、決められたルールに乗ってといいますけども、仮りに合併をしたら、やはり今の決められた年度、決められた年次の中で合併する方が、あとからできた新法よっての何年か先の合併するより、はるかに有利であることだけは間違いのないわけですから。これはできるかどうかはわかりません。ただ、目指す方向としては、今の期限内で合併できればいいなということで、今、協議を進めているということで、ダメな場合もあるかもしれませんが、年次がずれ込むこともあるかは、それはこれからの協議でありますし、特に住民の皆さんのご意見だと思いますし。これは住民の皆さんのご意見がなかなか反映できないということになれば、なお以上に議員の皆さんの意見が大切になってくるのだろうというふうにも思っておりますので、その辺もまたよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（本保証喜） 以上で中橋友子議員の質問を終わります。

次に、豊島善江議員の発言を許します。

豊島善江議員。

[1番 豊島善江]

○1番（豊島善江） 通告に従いまして2点について質問いたします。

1点目は、少人数学級への取り組みです。

いじめや不登校、少年犯罪など、学校教育の現状は深刻です。すべての子供に基礎学力を補償し、人間形成を助けることが学校教育の重要な責務です。一人一人の児童・生徒と充分に向き合い対話をし、心を通い合わせる細やかな教育が求められます。そのための条件整備が必要であり、30人以下学級の実施は町民の強い願いでもあります。教育基本法は行政の任務について、第10条で、教育は不当な支配に服することなく国民全体に対し、直接に責任を負って行われるべきものである。教育行政は、この自覚の基に教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備、確立を目標として行わなければならないと定めています。

しかし、国は、少人数学級の実施には消極的で、文部科学省は、特定の科目だけその都度少人数にするとし、学級定数は変えずに40人学級をこれからも続けるという姿勢を示しています。少人数事業でのやり方は、クラスが解体される1日に何度も教室を移動するなどの弊害もあり、それよりも少人数学級をというのが関係者の声となっています。サミット3カ国の学級編成は25人前後です。国の責任で30人学級の実施が求められます。

また、2001年度から都道府県の判断と財政負担で自治体独自に少人数学級を編成することが可能となりました。北海道でも、今年度、1年生35人以下学級が実施され、幕別の白人小学校が対象となりました。大変喜ばれていますが、残念ながらこの事業は1年生対象であり、2年生に進級したときに3学級から2学級に戻ってしまうクラス替えがあるということに不安の声も出ています。少なくとも、この事業を1、2年という低学年に拡大すべきではないでしょうか。道に対し要望を強く挙げるべきです。

また、町独自に実施している「ゆとり生き生きパートナー事業」は、現在、1年生が対象です。対象を拡大してほしいという声も広がっています。この事業の成果を踏まえ、さらに2年生まで拡大できないでしょうか。

以上、国の責任で30人学級の確立、道の施策の拡大、町の単独事業の拡大について質問いたします。

次に2番目です。生活保護の引き下げではなく拡充をについて質問をいたします。

長引く不況と医療をはじめとする各所制度の改悪によって、町民の暮らしは大変な状況になってきています。こういうときこそ生活保護の役割はますます重要となっています。

ところが国は、2003年度に0.9%削減に続き、2004年度も生活扶助費の0.2%削減を行いました。さらには、高齢加算を3年間で段階的に廃止することや母子加算の廃止まで検討をしています。生活保護を受けている世帯の保護費は平均すると一般家庭の生活費の7割にもならず、憲法に定められている健康で文化的な生活が保障されているとはいえない実態です。生活保護基準の切り下げは、生活保護を受けている世帯を一層大変な状況に追い込むものです。さらに、生活保護基準は税金の課税最低限を決める

物差しにも使われています。また、就学援助など、他の制度利用の適用基準としても使われることが多く、この保護基準の引き下げは、他の制度の適用基準引き下げにつながる重大な問題となります。

また、2005年度からは、生活保護に対する国の負担を4分の3から3分の2に引き下げようともしています。憲法のもとでつくられたこの制度の引き下げは、国の役割を放棄し、国民の生活権をも否定するものです。これらの切り下げや国庫負担の引き下げではなく、充実こそが求められます。

1 点目、生活保護基準の切り下げによる影響は。

2 点目、切り下げをするなという声を国に上げるべきです。

3 点目、級地を帯広と同じにすべく、求めることが必要です。以上です。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 順番が逆でありますけども、私の方から豊島議員のご質問にお答えをさせていただきます。

生活保護にかかわってのご質問であります。

はじめに、生活保護の切り下げによる影響についてであります。生活保護はご承知のとおり、生活保護法の規定により、「生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保障を行い、その最低限度の生活を保証するとともに、その自立を助長することを目的とする。」とされており、生活扶助や教育扶助など8種類の扶助があるほか、老齢加算や母子加算など各種加算の制度が整えられております。

ご指摘のとおり、今年度から生活扶助費が0.2%削減されることとなりましたが、これを金額に換算しますと、例えば4人世帯の方で月額では340円程度の影響になるものであります。

また、老齢加算につきましては、68歳以上から70歳未満の高齢者の方におかれましては、月額5,630円。70歳以上の高齢者または65歳以上の障害者の方におかれましては、月額7,510円の削減となるというふうになっております。

これらの削減は、生活扶助基準においては、政府経済見通しの民間の最終消費支出の伸びを基礎とし、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案し改訂した結果、引き下げることとなったものであり、老齢加算においては、60歳代と70歳代の方の消費支出を比較した結果、70歳以上の方に老齢加算をするのに必要な特別な需要があるとはいえないこと、さらには70歳以上の方の消費支出額と被保護高齢世帯全体の基準額を比較すると、生活保護の基準額の方が高いことなどが検証されたためと伺っております。

なお、老齢加算の削減においては、生活水準の急激な低下に配慮して、平成16年度から段階的に実施することになったところでもあります。

次に、引き下げをしないように国に声をあげて欲しいとの要望についてであります。昨年7月に厚生労働省は、保護基準などを含めた生活保護制度の見直しについて、「生活保護に関する専門委員会」を設置し検討はじめているところであります。

ただいま申し上げましたとおり、保護基準の見直しにつきましては、国民の一般的消費動向、特に一般低所得世帯及び被保護世帯の生活実態調査を検証しながら、その保護基準が妥当な額であるのか、あるいは加算をするのに必要な特別な需要があるのかということ専門の立場の方が検証しているものと思っておりますので、私どもとしては、その推移を見守ってまいりたいというふうに考えております。

また、幕別町の級地を帯広市と同じにという質問についてであります。幕別町は、国が所在地域別に応じて生活様式や物価水準などを考慮し、全国の市町村すべてを6区分に定めたものであるとあります。現在、3級地1に指定されている幕別町が、2級地1である帯広市と同じ級地になれば、支給される生活保護費が増額となるわけでありまして、今申し上げましたように、級地の指定は地域的な公平性を考慮しつつ総合的な見地からの判断であると思っておりますので、私たちの町だけが帯広市と同じ級地をめざすことについてはなかなか困難であろうというふうに思っております。

ただ、町村会においては、級地の見直しについてのとりまとめを行っているところでありますので、それらの行動の中で我々も参加していきたいというふうに思っております。

以上で、私からの豊島議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 豊島議員のご質問にお答えをさせていただきます。

はじめに、国の責任で30人学級の実現についてであります。

国への働きかけにつきましては、これまでも北海道市町村教育委員連絡協議会を通しながら、国はもとより道教委に対し、学級編成の弾力的な運用に伴う財源的措置や標準法の改正による少人数学級の実現に向けて要望をしてきたところですが、引き続き、少人数指導等の実施に必要な教員定数の改善がなされるよう要望してまいりたいと考えております。

次に、道の事業、1年生「35人以下学級の拡大」についてであります。

道教委におきましては、平成14年度から実施してきた少人数学級モデル事業の成果を踏まえながら、本年度から指導方法の工夫改善にかかわる国の定数を活用して、小学校第1学年において、2学級以上を有する学校を対象に、35人以下の少人数学級を本格的に導入し、幕別町においても白人小学校がその適用を受け、児童の基本的な生活習慣をはじめ、学習における基礎・基本の定着などの面で効果が見られているところであります。

今回の少人数学級につきましては、道の基準によって実施されておりますが、ご承知のように、幕別町のみならず十勝管内の小学校、これは全道的にも同じでありますけれども、第1学年から第2学年へはクラス替えをしないのが一般的でありますので、道教委に対し、平成17年度は第2学年まで拡大して少人数学級を実施するよう、十勝管内教育委員連絡協議会を通しながら、今、要望しているところであります。

3点目の、町の指導助手制度の拡大についてであります。

平成14年度9月議会でも同様のご質問をいただきましたけれども、幕別町では少人数学級やチームティーチング等、いわゆる少人数指導につきましては、児童生徒に対してきめ細かな指導ができるなど、相当の効果があると考え、十勝管内はもとより、道内、全国でも早い時期に同制度を導入したところであります。

導入に当たっての考え方は、児童の基本的な生活習慣をはじめ、学習における基礎基本の定着を目指すことはもとより、一つには、少人数指導等の実施に伴うこうした効果をもとに、必要な教員定数の改善がなされるよう、国・道に対して働きかけをする、そういった意味もありましたし、いま一つは、ADHD、LD児、そして高機能障害児など軽度発達障害児に夢と自信、希望を与え、早い時期に普通学級の児童と交流を図り、学校に慣れ親しんでもらうなど、いわゆる、今国が進めようとしている特別支援教育の先取り策として平成13年度から本町で実施し、全道からも注目されたところであります。

このように幕別町の制度、単なる少人数指導だけでなく、軽度発達障害の児童に対する特別支援教育を目指したチームティーチングといった、幅広い形で制度を実施するなど、他の市町村に比べると相当充実しているのではないかと、そんなふうと考えております。

また、幕別町が率先してこうした取り組みをした、このことから、平成14年度には道教委においても少人数学級モデル事業として1年生、35人学級の実施。そして2年間の試行期間を終えて、道教委もその効果を認め、本年度からの本格実施につながったものだというふうに思っております。

いずれにいたしましても、小中学校におけるチームティーチング、これらの少人数指導につきましては、児童生徒一人ひとりの実態や特性等を踏まえた多様な指導方法の工夫によって、学習指導や生徒指導の面においてきめ細やかにできるなどの効果があると理解はしておりますけれども、現段階でこれ以上の拡充につきましては、町の財政状況や他の施策等々を考慮すると、町単独で2年生までということについては極めて厳しいものがあるのかなというふうに考えておりますので、先ほども申し上げましたように、2年生まで少人数学級について道が実施してくれるよう強く要望しながら、ご理解をいただければというふうに思っております。

以上で、豊島議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 豊島議員。

○1番（豊島善江） それでは少人数学級の方から再度質問をしたいと思います。

今、教育長がご答弁なさったように、町で行った指導助手の制度が道に与えた影響はものすごく大きかったと思いますし、多くの子供たちや、またお母さん方からも、この制度が本当にいい制度だということで歓迎されている、そういうことも本当に私も承知しております。この間、ここ2年間の教育行政執行方針も、ちょっと再度改めて読ませていただいたのですが、この中にも幕別は教育に新しい風を吹かすというか、教育の風は幕別からということが2回にわたって書かれています。やはり先駆けてこういう制度を行うということが、やはりそういう風を吹かす一つでもあったのではないかなというふうに私は思っております。

さらに、その上に立って、この町で行ったこういう制度がさらに発展できるというか、そういう意味でやはり教育に贅沢なしというふうなことも教育長がおっしゃられていましたが、そういう観点から、そういうところにやっぱり財政を使うべきではないかということで再度お聞きしたいと思うのです。

なぜ私がこういう少人数学級のことでも何回も取り上げてきているのですけれども、それはやはり教育の中身が、この間、長崎での児童が児童を殺すという殺傷事件があって、そのすぐあとに今度は中学生が自殺をしてしまうというそういうこともありました、相次いでそういう事件が起きました。その背景だとか、中にどういうことが含まれているのかなというふう考えたときに、やはり今、ものすごく多様に変化している時代、たくさんの情報があふれている中で、そういうものと子供たち自身の成長が追いつかない、アンバランスが非常に出てきてしまっている。そういうのが、非常に影響を与えているのではないかなというふうに思うのです。そして、パソコン教育などに国は力を入れてきましたけれども、実際に教育は、人と人のかかわりで学ぶということがものすごく大きな役割を果たすのです。その中で、集団の中で自分の役割を見つけたり、自分が誰かのためになっているということ、そういう人と人の交わる中でつかみ取っていくというのが、私は教育だと思うのです。それが今は、その間に機械というものが介在をする。それから選ばなくてもいろいろな情報が入ってくる。そういうことから、やはりこういうような事件がなかなか後を絶たない要因でもあるかと思うのです。そのところをやはり改善していくには、教育本来の原点に戻って、本当に人間と人間が大事にされる、そういう関係をつくる、そういう現場を国がきちんと補償するというのが、私は今、非常に大事なことだと思うのです。

だから、一番は、先に書きましたけれども、国が責任を持って30人学級を実施する。これがまず、大事だと思います。

今、国はたくさんの施策を新たにいろいろなことをやっているのです。5日制が導入されて、総合学習が行われて、パソコンの教育も強化されてという、いろいろなことをやっていますけれども、肝心の父母や先生方が一番望んでいる少人数学級というところだけは、なかなか踏み切れていないというところがあります。

だから、まず一つは、さらに強く、先ほど町長は国に対してはなかなか難しいとほかのところでおっしゃいましたが、町独自でも国に対してやはり要望すべきだということが一つです。

それから、2点目の道に対しては要望をしているということでした。その感触はどうでしょうか。引き続き、来年度の2年生までできそうな感触はあるのでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、生活保護のことなのですが、今、町長のご答弁の中では、専門委員会の中で検討をしていることだとか、生活実態だとか、いろいろなことを踏まえてこういうふうになっているというふうなお話でした。

しかし、この影響額を見ても、これは非常に大きいですね。5,630円に7,510円、これは非常に大きな減額ということで、生活というものが今までそれで成り立っていたものが、これだけ減らされるということは、やはり私は大変な問題だと思うのです。

それからもう一つは、この国保の基準がほかの制度を受けるときの基準にもかなり影響する。この辺はどのようにお考えでしょうか。そういう保護の基準が切り下げられることによって、ほかの制度が受けられなくなるということも私は出てくるのではないかなと思うのですが、その辺もお聞きしたいと思います。

それから、物価の水準だとか、いろいろなことに合わせて扶助費なんかも削られて、2年間連続で削られてきているのですが、こういう生活保護の基準が、また日本の給与だとか、それから生活水準だとか、それをやっぱり引き下げていくという逆の区割りも私は果たしているのだと思うのです。その辺のことはどうでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 老齢加算がなくなることによって、月額にしてそれぞれ大きな影響額がある。これは確かに私もそう感じました。

ただ、そのことがこれからのほかの、例えば、就学援助の場合の生活保護を基準にして1.3倍とか、いろいろな事業にそのことが使われている場面もありますけども、それ以外は町の行政の中では公営住宅の関係ぐらいかと思えますけども、ただ、これもどういうふうにこれからしていくかは、まだ決めているわけではないのだろうと思えますけども、生活保護基準がこれから先もまた、どういうふうに動いていくのかはちょっとわかりませんが、少なくとも、この生活保護基準が見直しをされたこと。このことは、やはり今の日本の国内的な情勢の中で判断をされたのであろうと。特に、これは私ども生活保護については、どちらかという受け身の方でありまして、町独自でどうのこうのということがないものですから詳しい内容はわかりませんが、担当なんかから聞きますと、今この国の財政資質、いわゆる国民生活の中での生活最低基準の見直しということで、このような専門的な意見の中で定められたということでもありますので、私どもとしてはこれが決まったことによって、自分たちの調整の中で影響ができる限りないようにしていかなければならないと思えますけども、具体的な教育委員会で就学援助をどうするか、1.3倍がどうなるのか、あるいは家賃の積算はどうなるか、その辺の詳しいことは聞いておりませんが、それらが関連するとすれば町としてどう対応していくかは、当然、検討していかなければならないというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） いってみれば、国に対しての要望と申しますが、まさに今、豊島議員がおっしゃったこと、私が全部答えようと思ったこと、全く同じ考えであります。いわゆる、何回も言っておりますけども、文科省自体も学校教育に対してこんなふうになっているのです。「学校は公の性質を有するものであって、その設置と運営は国家社会が責任を持って取り組むべき公共性の高いものである。」こんなふうにはっきり明言しているわけですから、やはりおっしゃるように、これは基本的に公教育というのは国の責務、ここでやっぱりやってもらわなくてはだめだ。

したがって、私の持っている力、全部出し切りながら要望を強めていきたいというふうに考えております。

もう一点、道の要望していることどうなの。これは、道の指導方法の工夫改善、これは国の定数改善のお金を使ってやっているということで、今の段階ではなかなか見えないものがあります。

でも、これは十勝管内だけではなくて、先ほど言ったように2年生までは学年持ち上がりという形になりますので、そこまでは大抵学級は同じという形になっておりますから、これは全道的にもそんな要望が出ておりますので、これらがどんなふうに変わっていくかなというふうに考えております。これらも引き続き強く強く要望していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（本保証喜） 豊島議員。

○1番（豊島善江） 生活保護の関係ですが、一番影響を受けるのはやはり町民だと思うのです。

それともう一つ、質問の中にも書かせていただいたのですが、国の負担ですか、これが4分の3から3分の2に引き下げる、そういうような検討もされているというのもお聞きしているのです。こういうことになれば町民も影響を受けるけども、町そのものも非常に大きな影響を受けるのではないかなと思うのです。その辺のところ、いかがでしょうか。

だからこそやはり、町民が不利益にならないようにきちんと私は声を出すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

それから少人数学級のことですが、本当に期待したいと思います。

それから、町で今年も国の制度や道の制度、また単独で加配ということで、さまざまなことをやっています。こういうことを、例えば、国の制度は加配の範囲の中で定数増に対応できるのだということが変えられたということも示されていましたが、そういうものも使って、例えば、30人学級というふうなことに移行できないのかというのは、これは難しいことなのでしょうか。

そういうように、国も昔は30人学級に使うべきではないというような言い方でしたけども、加配の範囲内での30人学級の実施はできるのだよということに変えられたというふうに聞いているのです。その辺はどうでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 生活保護費の国負担が4分の3から3分の2に減る。これは私どもの町には直接影響はないというふうに思っております。

ご存じのように、生活保護。私どもの町は道が主体でありますし、市以上になりますとこれは市が直接影響が出てくるのだらうと思います。ただ、道の補助金が減れば道の影響が町村にいくってことは間接的にはあるのかもしれませんが。それと、これは今言っているのはきっと、三位一体の国庫補助負担の関係の中で生活保護費の負担割合も、今捉えられているのだらうというふうに思いますので、国庫補助負担金の削減については、知事会が一定の方向でまとめるというようなことでありますので、そういった中でも論議はされていくのだらうというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 加配につきましてはそれぞれ幕別町も活用をしているわけですが、今お話がありました30人学級自体、国が認めていないわけですから、これにこの加配分を使うということはだめなわけですが、でも、そうではなくて習熟度別という形の中で、国語、算数、こういった三つぐらいの科目、これについて20人ぐらいの単位にわけてやる。こういった習熟度別については、使うことは認められているということでもあります。

○議長（本保証喜） 以上で、豊島善江議員の質問を終わります。

次に、助川順一議員の発言を許します。

助川順一議員。

[ 6 番 助 川 順 一 ]

○6番（助川順一） それでは、通告に従いまして、協働のまちづくり・現状と課題について質問いたします。

平成12年、幕別町まちづくり町民参加条例が制定され、町の意志形成の段階から町民の意志が反映され、町が行政執行する段階で町民と町が協働すると、町民参加が謳われています。町民と町がそれぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補い協働する。そのためには、町は情報の提供、そして十分な説明に努めるとあり、附属機関、各種審議会の委員は3割を目標に公募により委員を選考するとあります。

条例が施行され4年目を迎え、それぞれ取り組みがなされてきました。町はサービスの提供を、そして町民はそれを受ける側という従来の意識をどう考えていくのかというのが大きな課題と考えます。

1、委員の公募の状況等、町民の参加意識をどう捉えているのか。

2、今後の取り組みについてどう考えているのか。

以上、2点について質問いたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 助川議員のご質問にお答えいたします。

協働のまちづくりにかかる現状と課題についてのご質問ですが、協働のまちづくりは、私が町政を担う上での基本理念であり、町政推進の全てにおいて心がけてきたところでもあり、この基本理念は、今後も変わるものではないというふうに思っております。

ご質問の1点目、委員の公募の状況等、町民の参加意識をどうとらえているのかということですが、条例に基づいて初めて公募が行われたのが平成13年度であります。四つの委員会・審議会で合わせて12名の委員を公募し、応募が11名おりました。応募者1名が所属できるのは二つの委員会・審議会までとなっており、また、応募者は最大三つの委員会・審議会に応募できることになっておりますので、公募枠全てを決定いたしました。平成14年度は、三つの委員会で合わせて11名の委員を公募いたしました。これに対する応募は12名ありました。内公募委員8名を決定させていただきました。平成15年度には、八つの委員会・審議会で合わせて27名の委員を公募いたしました。これに対しての応募者は18名あり、内公募委員21名を決定いたしました。さらに平成16年度は、四つの委員会・審議会で合わせて16名の委員を公募いたしました。これに対する応募は9名、内公募委員13名を決定したところであります。

公募委員枠に対し決定した委員数が下回っておりますのは、ちょっと不思議に感じるかと思いますが、27名の公募の枠を公募します。そこに今回でいくと18名が応募されたわけですが、この18名は、一つ最大3つまでの委員会の応募ができますし、最終的には二つまでの委員会に加入できることとなりますから、実際の人員は18名ですが、公募委員21名がそれぞれの委員会に張り付いたということになるわけでありまして。

次に、町民の参加意識をどうとらえるかということですが、私がお聞きしている中では、「委員になるには専門的知識が必要なのではないか。」あるいは「他に適任の方がおられるのではないか。」ということから、応募にしないのだというような方もおられるようですが、そういう意味では応募者の数、若干減ってきているのですが、これだけでは図り知れないものがあるのかなというふうに思っておりますが、何とか、これからも今までの状況を踏まえながら、町民の皆さんが、さらなる参加意識の向上に向けて浸透を図られるよう、その必要性を訴えていきたい。ぜひ、参加していただくように訴えていきたいというふうに思っております。

また、条例では附属機関の委員について規定をしていますが、この他にも各種委員会、あるいは検討会議等においても、多くの町民の参加をいただいているところでありまして、協働のまちづくりに向けて着実に進んでいるものというふうに考えているところであります。

次に、2点目の今後の取り組みについてどう考えているのかということですが、ご質問の要旨にもありますように、まちづくり町民参加条例は、一つには「町民の意思形成過程の段階から町民の意志を反映すること」、二つには「町民と町が情報を共有し、協働してまちづくりを進めること」、三つには「町民参加の具体的な手立てとして、附属機関の委員を委嘱する際、公募枠を設けること」。この3点を基本的な考え方としております。このことは今後より一層進められる地方分権時代に求められる「まちづくりのかたち」であろうと考えているところでもあります。

また、ご質問の要旨にもありますように、「自発的な参加、そして、責任の分担」が究極の目標でもあると意を同じくするものであります。このようなことから、今後も、町が持つ情報を町民に対し、より一層提供に努めるとともに、附属機関の委員の委嘱はもとより各種委員会・検討会議等においても広く町民の皆さんの参加を呼びかけ、協働のまちづくりが推進されるよう努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ひとつご理解をいただきたいと存じます。

以上で、助川議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 助川委員。

○6番（助川順一） 現在の状況、町長としての評価は伺ったわけですが、これからは町村合併とかいろいろな問題がありますけれども、財政の状況、そういったいろいろなことを考えますと、町がすべての責任を負って町民と一緒にやっていくということは、なかなか難しいのだと考えます。

そんなことで、例えば、先ほどから公区の状態とか、いろいろ芳滝議員のお話とか、あと佐々木さんのお話にもありましたけれども、やっぱり地域でやれること、やっぱり地域でやるという体制をどうやってつくるか。前の議会ですか、前川議員の方から、「地域の町村の枝払い自分たちでやるから遠慮なく言ってくれ。」そんな話もありましたし、今、町道の整備で草刈りなんかもありますけれども、そんな



ことも今、農家の方には畑の縁を刈るディスクモアだとかいろいろなものがあります。

そんなことで、小さなことからそれぞれ住民が自分の道路を良くする、町を良くすると言うことで取り組めることがたくさんあるのだと思います。そんな意識で、町も地域と話し合う、そんな姿勢が大事なのだというふうに考えております。

そんなことで、町の職員の人たちにも、職員も地域の、公区の住民だということで、それぞれ町に住んでおられるわけですから、そんな中で、もちろん職員の人たちの意識改革、我々もそうなのですが、そういった中で、住民と共に働くという姿勢が職員の人たちにもやっぱり発揮されていないと、そういう町長の理念が生かされていないのだと思います。

そんなことで、我々もそれなりのことを地域で、地区でやるということで、町も職員の皆さんにも一緒にやってやるという姿勢をやっぱり強めていただきたい、そう考えております。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 大変ありがたいお言葉をいただいたなというふうに思いますけども、やはり先程来申し上げておりますように、これからの時代、協働のまちづくりということは避けては通れないときにあるのだろうというふうに思います。もちろん町が、何でもかんでも住民にお任せする、仕事を逃げる、そういう意味ではなくて、共に仕事をして良い町をつくっていくということがやっぱり大切なことなのだろうというふうに思っております。

そういった意味で、最初に芳滝議員のご質問にお答えしましたように、何とか公区長さん方のご理解、ご協力もいただく中で、共に地域がやれるものは地域で、そして、それぞれが担う役割を果たしていくということが大事だろうというふうに思っておりますので、また、ご協力をいただければというふうに思います。

それからもう一つ、職員の意識改革。いわゆるコミュニティの参加、まちづくりの参加。これは私が町長になってから、機会あるごとに職員に申し上げておまして、何とか進んででもいいから町内会、公区の役員でもやって、一緒に公区の皆さんと共に話しを聞いたり、仕事をすれど。これは、私も今までも言ってきたことでありまして、できればこれからも公区の、すべての職員ということはこれはもちろんならないのだと思いますけども、できる限り公区の行事に職員としてでなく、その地域の一人として参加することが大事ではないかということは申し上げているわけでありまして、まず、これからも、それがさらに浸透するように、そして実効が上がるように私も意を用いてまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、助川順一議員の質問を終わります。

これで一般質問を終結いたします。

#### [散会]

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれを持って散会いたします。

なお、明日の会議は午前10時から開会いたします。

(15:14 散会)

# 第2回幕別町議会定例会

## 議事日程

平成16年第2回幕別町議会定例会  
(平成16年6月18日 9時58分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）  
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名  
2番 中橋友子 3番 野原恵子 4番 牧野茂敏
- 日程第2 報告第1号 平成15年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第3 報告第2号 平成15年度幕別町公共下水道特別会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第4 報告第3号 幕別町土地開発公社に係る平成16年度事業計画書及び平成15年度決算に関する書類の提出について
- 日程第5 報告第4号 幕別町農業振興公社に係る平成16年度事業計画書及び平成15年度決算に関する書類の提出について
- 日程第6 報告第5号 専決処分した事件の報告について  
(損害賠償額の決定及び和解について)
- 日程第7 承認第3号 専決処分した事件の承認について  
(平成15年度幕別町一般会計補正予算(第14号))
- 日程第8 承認第4号 専決処分した事件の承認について  
(幕別町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第9 承認第5号 専決処分した事件の承認について  
(幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第10 承認第6号 専決処分した事件の承認について  
(平成16年度幕別町老人保健特別会計補正予算(第1号))
- 日程第11 議案第31号 幕別町重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第32号 幕別町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第33号 幕別町老人医療費助成条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第34号 財産の取得について
- 日程第15 議案第35号 町道の路線認定及び変更について
- 日程第16 議案第36号 平成16年度幕別町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第37号 平成16年度幕別町老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第40号 工事請負契約の締結について  
(札内駅南北線交通安全施設整備工事(その1))

# 会 議 録

平成16年第2回幕別町議会定例会

1. 開催年月日 平成16年6月18日
2. 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
3. 開会・開議 6月18日 9時58分宣告
4. 出席議員 全議員
5. 出席議員 (22名)  
議長 本保証喜  
副議長 額額太郎  
1 豊島善江      2 中橋友子      3 野原恵子      4 牧野茂敏      5 前川敏春  
6 助川順一      7 堀川貴庸      8 乾 邦広      9 小田良一      10 前川雅志  
11 杉山晴夫      12 佐々木芳男      13 古川 稔      14 坂本 偉      15 芳滝 仁  
16 中野敏勝      17 永井繁樹      18 伊東昭雄      19 千葉幹雄      20 大野和政
6. 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 岡田和夫      助 役 西尾 治      収 入 役 小野成義  
代表監査 吉川 宏      教 育 長 沢田治夫      総務部長 新屋敷清志  
企画室長 金子隆司      民生部長 石原尉敬      経済部長 中村忠行  
建設部長 三井 巖      教育部長 藤内和三      札内支所長 額額良征  
総務課長 菅 好弘      企画参事 羽磨知成      企画参事 飯田晴義  
町民課長 熊谷直則      税務課長 久保雅昭保      健福祉センター所長 佐藤昌親  
農林課長 増子一馬      商工観光課長 本保 武      土木課長 田中光夫  
土地改良課長 角田和彦      施設課長 小野典昭      水道課長 前川満博  
都市計画課長 高橋政雄      糠内出張所長 横山義嗣      会計課長 堂前芳昭  
車両センター所長 橋本孝男      経済部参事 古川耕一      学校教育課長 飛田 栄  
生涯学習課長 長谷 繁      監査事務局長 森 広幸  
農業委員会事務局長 長屋忠弘
7. 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 高橋平明      課長 平田正一      係長 澤部紀博
8. 町提出議案  
報告第1号 平成15年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書について  
報告第2号 平成15年度幕別町公共下水道特別会計事故繰越し繰越計算書について  
報告第3号 幕別町土地開発公社に係る平成16年度事業計画書及び平成15年度決算に関する書類の提出について  
報告第4号 幕別町農業振興公社に係る平成16年度事業計画書及び平成15年度決算に関する書類の提出について  
報告第5号 専決処分した事件の承認について  
(損害賠償額の決定及び和解について)  
承認第3号 専決処分した事件の承認について  
(平成15年度幕別町一般会計補正予算(第14号))  
承認第4号 専決処分した事件の承認について  
(幕別町税条例の一部を改正する条例)  
承認第5号 専決処分した事件の承認について  
(幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

- 承認第6号 専決処分した事件の承認について  
(平成16年度幕別町老人保健特別会計補正予算(第1号))
- 議案第31号 幕別町重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第32号 幕別町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議案第33号 幕別町老人医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議案第34号 財産の取得について
- 議案第35号 町道の路線認定及び変更について
- 議案第36号 平成16年度幕別町一般会計補正予算(第1号)
- 議案第37号 平成16年度幕別町老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 議案第38号 工事請負契約の締結について  
(札内駅南北線交通安全施設整備工事(その1))

9. 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

10. 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

2番 中橋友子      3番 野原恵子      4番 牧野茂敏

# 議 事 の 経 過

(平成15年6月10日 9:59 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（本保証喜） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、2番中橋議員、3番野原議員、4番牧野議員を指名いたします。

[付託省略]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

日程第2、報告第1号から、日程第18、議案第40号までの17議件については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、報告第1号から日程第18、議案第40号までの17議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[一括議題]

○議長（本保証喜） 日程第2、報告第1号、平成15年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書について、日程第3、報告第2号、平成15年度幕別町公共下水道特別会計事故繰越繰越計算書についての、2報告を一括議題といたします。

報告を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 報告第1号、平成15年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご説明申し上げます。

議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。

繰越明許費につきましては、歳出予算の経費のうち、年度内にその支出が終わらない予定のものにつきまして、地方自治法第213条の規定によりまして、翌年度に繰り越して使用できるというものであります。

翌年度に繰越しをした当該経費につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、繰越額及び繰越財源の内訳について、繰越計算書を翌年度の5月31日までに調製し、次の議会において報告しなければならないとされているところであります。

今回報告いたしますのは、農林業費の相川道営畑総事業負担金、以下三つの事業でありまして、これらの事業につきましては、工事の一部が計画変更になったことにより事業実施が遅れたため、あるいは、関係機関との協議に時間を要したことから事業の一部が冬期に入り、年度内に完了することが困難になったために事業主体であります北海道が繰越しをしたものであります。

各事業ごとの繰越額につきましては、先の3月定例会で議決をいただいたとおりでありまして、3事

業で、総額 1,103 万円であります。

なお、財源の内訳につきましては右の欄のとおりとなっております、財源も併せて繰越しをしております。

以上で報告第 1 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、報告第 2 号、平成 15 年度幕別町公共下水道特別会計事故繰越繰越計算書について、ご説明いたします。

議案書の 3 ページをお開きいただきたいと思います。

事故繰越につきましては、先ほどの繰越明許費と若干異なりまして、年度内に支出負担行為をしたものの、避けがたい事故のために年度内にその支出が終わらないものにつきまして、地方自治法第 220 条第 3 項ただし書きの規定によりまして、翌年度に繰り越して使用できるというものであります。

翌年度に繰越しをした当該経費につきましては、繰越明許費と同様に、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定において準用しております同令第 146 条第 2 項の規定によりまして、繰越額及び繰越財源の内訳について、繰越計算書を翌年度の 5 月 31 日までに調製し、次の議会において報告しなければならないとされているものであります。

繰越しをいたしました経費につきましては、札内地区雨水流末整備事業に係る経費でありまして、支出負担行為額 1 億 4,677 万円のうち、支出未済額 5,825 万 2,000 円を翌年度に繰越しをしたものでありまして、財源といたしましては、地方債が 5,530 万円、一般財源が 295 万 2,000 円となっております、財源も併せて繰越しをしております。

また、繰越しをいたしました理由につきましては、下段の説明欄にもありますように、当初、札内さけますふ化事業場との協議により、工事を秋から冬にかけて実施する予定で発注をいたしました、発注後におきまして、当該工事の一部がふ化事業に影響を与える恐れがあることが判明いたしましたことから、一部工事の年度内完成が困難になったために繰越しをしたものであります。

以上で報告第 2 号の説明を終わらせていただきます。

○議長（本保証喜） 報告が終わりましたので、2 報告について一括質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

したがって、報告第 1 号、平成 15 年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第 2 号、平成 15 年度幕別町公共下水道特別会計事故繰越繰越計算書についての、2 報告は、報告のとおりといたします。

日程第 4、報告第 3 号、幕別町土地開発公社に係る平成 16 年度事業計画書及び平成 15 年度決算に関する書類が、議長宛に提出されておりますので、お手元に配付してあります。

本件につきましては、説明を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、説明を省略することに決定いたしましたので、後刻ご覧いただきたいと思います。

日程第 5、報告第 4 号、幕別町農業振興公社に係る平成 16 年度事業計画書及び平成 15 年度決算に関する書類が議長宛に提出されておりますので、お手元に配付してあります。

本件につきましては、説明を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、説明を省略することに決定いたしましたので、後刻ご覧いただきたいと思います。

日程第6、報告第5号、専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 報告第5号、専決処分した事件の報告につきましてご説明申し上げます。

議案書の4ページをお開きいただきたいと思います。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、報告するものであります。

専決処分第6号になりますが、議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、平成16年4月21日付けで専決処分を行ったものであります。

本報告につきましては、平成16年1月8日午後3時ごろ、町道緑町明野線を西進しておりました公用車が、幕別町字明野358番地先より右折しようとしたところ、後方より追いついてきた小型乗用自動車と接触し、相手方の車両に物的損害が生じたものでありまして、相手車両の損害額20万1,863円に対しまして、過失割合50%により相殺計算した額10万932円を相手方に賠償し和解するものであります。

損害賠償及び和解の相手方ではありますが、帯広市南の森東4丁目2番地の16、林竜治氏であります。

損害賠償及び和解の内容につきましては、損害賠償として林氏に支払う額は車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないとするものであります。

なお、自動車損害共済に加入しておりますことから、賠償額については全額保険給付されております。

また、職員に対しましては、故意又は重大な過失はないと認めるところではありますが、今後、慎重な運転を心がけるとともに安全運転の励行に努めるよう指導をいたしましたところであります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

したがって、報告第5号、専決処分した事件の報告については、報告のとおりといたします。

#### [議案審議]

○議長（本保証喜） 日程第7、承認第3号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 承認第3号、専決処分した事件の承認につきまして、ご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたので、報告し承認を求めようとするものであります。

専決処分の内容につきましては、平成15年度幕別町一般会計補正予算であります。

補正予算書の2ページ目をお開きいただきたいと思います。

平成15年度幕別町一般会計補正予算第14号につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,845万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億4,872万9,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、3ページ、4ページに記載をしております第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

続きまして、地方債の補正でございますが、5ページをお開きいただきたいと思います。

第2表地方債の補正。

追加といたしましては、中央幕別道営畑総事業であります。変更といたしましては、近隣センター外構整備事業ほか全体で22件となります。今回の補正をいたしております地方債の関係につきましては、全体として5,930万円ほど増額補正をさせていただいておりますけれども、これらすべての起債につきましては、調整分として、各事業の一般財源部分に充当するための起債発行でございまして、調整債として認められております5,930万円を一般財源分に振り当てるような形で起債の変更をさせていただ

たものであります。

起債の調整分につきましては、元利償還分の50%が交付税で措置されるものでございます。

続きまして、17ページをお開きいただきたいと思います。

最初に歳出からご説明申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、17目基金管理費、補正額7,755万2,000円の追加でございます。今回、歳入で剰余が出ておりますので、その部分につきましては、減債基金の方に積立を行おうとするものでございます。

次にページになりますが、7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、90万7,000円の追加でございます。中小企業にかかわります利子補助金、あるいは保証料の補助金等の確定に伴います追加補正でございます。

続きまして、歳入でございますが、6ページにお戻りいただきたいと思います。

歳入、2款地方譲与税、1項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、3,010万5,000円の追加でございます。額の確定によるものでございます。

2項地方道路譲与税、1目地方道路譲与税、55万円の追加でございます。この目につきましても額の確定による追加でございます。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、326万円の追加でございます。本目も額の確定による追加補正でございます。

次のページになりますが、4款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、3,828万7,000円の追加でございます。額の確定による追加補正でございます。

5款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金、256万5,000円の追加でございます。ゴルフ場利用者の人数の確定によります追加補正でございます。

次のページになりますが、6款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金、717万8,000円の追加でございます。

次のページになりますが、8款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、1,450万2,000円の追加でございます。

12ページになりますが、9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、8,979万3,000円の追加でございます。特別交付税でございますが、平成15年度の特別交付税の確定額につきましては、2億9,113万4,000円でございます。前年度、平成14年度が2億9,381万3,000円でございますので、ほぼ平成14年度と同額の交付となっております。当初、特別交付税につきましては、総体として20%から30%の減額を予想いたしたところでございますけれども、8月の台風被害、さらには9月の地震災害等、災害にかかわります特別事情により、交付されたことによりまして、ほぼ14年度と同額の交付内容となっております。

続きまして、10款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金、50万4,000円の追加でございます。

次のページになりますが、17款繰入金、1項基金繰入金、1目減債基金繰入金、補正額1億6,758万5,000円の減額補正でございます。今回は、減債基金の繰入額を全額繰入しない形で減額補正をさせていただくことによりまして、当初、考えておりました財源対策債にあたる繰入額をオーバーする形で繰入することができたと。先ほどの積立金の項と合わせまして、平成15年度末で減債基金の現在高でございますが、10億9,574万6,000円ということになりまして、昨年度より240万円ほど増額となっております。

なお、財政調整基金等、基金全体といたしましては、14年度末、15年度末の比較で1億2,000万円ほど増額となるものでございます。

次のページになりますが、20款町債、1項町債、1目総務債、750万円の追加でございます。先ほど、地方債のところでも説明させていただきますように、今回は調整分として一般財源分に充当しておりますので、事業費の確定ということよりも、一般財源に充当するための起債発行でございます。



2目衛生債、280万円の追加でございます。

3目農林業債、1,370万円の追加でございます。

次のページになりますが、4目土木債、3,000万円の追加でございます。

5目教育債、440万円の追加でございます。

8目災害復旧債、990万円の追加でございます。

以上で、説明の方を終わらせていただきます。

承認のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり承認されました。

日程第8、承認第4号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 承認第4号、専決処分した事件の承認につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、平成16年3月31日に公布されまして、4月1日から施行されることに伴いまして、幕別町税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分をさせていただいたものでございます。

お手元に配付してございます説明資料のほかに、改正概要をお配りしているかと思いますが、概要の方で説明をさせていただきたいと思っております。

最初に、概要の1ページをご覧いただきたいと思っております。

はじめに、個人町民税についての改正であります。改正項目の1点目、条例第24条第2項につきましては均等割の非課税の範囲を規定したものであります。非課税基準を算定する際の加算額を20万円から18万円に引き下げるものであります。

これは、国民生活基準等との関連で低所得者層の税負担に配慮を加えるという趣旨でありまして、生活扶助基準額を勘案し設定されております。平成15年度にこの基準額が引き下げられたことに伴うもので、今回の改正により夫婦子供二人の標準世帯で130万円となりまして、これを給与所得者にあてはめると、給与収入が211万5,000円に相当するものであります。

次に、改正項目の2点目、条例第31条第1項につきましては均等割の税率についての規定であります。人口段階別の税率区分を廃止し3,000円に統一するものであります。

また、条例第24条第3項についてでございますけれども、均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻の均等割の非課税を廃止し、平成17年度分は2分の1の1,500円で課税し、平成18年度分から全額3,000円で課税するものであります。

概要の2ページをご覧いただきたいと思っております。

次に、改正項目の3点目、条例第34条の2につきましては所得控除についての規定でございますけれども、年齢65歳以上で前年の所得が1,000万円以下の方を対象とした老年者控除、これは48万円ということでございます。を廃止するもので、平成18年度分から適用となるものであります。

次に、改正項目の4点目、附則第5条につきましては所得割の非課税の範囲を規定したものであります。国民生活基準等との関連で低所得者層の税負担に配慮を加え、この配慮を加えという言い方おか

しいのですが、結局給与所得等が下がってきている、物価水準が下がってきているということで、生活保護基準額を勘案し設定されたものであります。平成 15 年度にこの基準額が引き下げられたことに伴うものでありまして、非課税基準額を算出する際に加算額を 36 万円から 35 万円に引き下げるものであります。この改正によりまして、夫婦子供二人の標準世帯で均等割の非課税限度所得額が 175 万円となりまして、これを給与所得者にあてはめると、給与収入が 275 万 7,000 円となるものであります。

次に、改正項目の 5 点目、条例附則第 6 条につきましては居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除について規定をいたしているものでございますけれども、譲渡資産に住宅借入金がない場合を適用対象に追加した上、適用期限を 3 年延長するものであります。

概要の 3 ページをご覧くださいと思います。

次に、改正項目の 6 点目、条例附則第 6 条の 2 につきましては特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除についての規定をいたしているものでございますけれども、買換えに加え、借家への住替え等についても、居住用財産の譲渡損失の金額のうち、住宅ローンの残高が譲渡価額を超える場合、その差額を限度として、譲渡損失の他の所得との損益通算及び繰越控除を認める制度を創設するものであります。

次に、改正項目の 7 点目、条例附則第 17 条につきましては長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例について規定をいたしているものでございますが、税率を現行 4,000 万円以下 4%、4,000 万円を超える場合については 5.5%を 3.4%に改め、100 万円の特別控除、土地等の譲渡による所得以外の所得との通算、及び翌年度以降への繰越控除を廃止するものであります。

次に、改正項目の 8 点目、条例附則第 17 条の 2 につきましては優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について規定をいたしているものでございますが、税率を現行、長期所得額が、4,000 万円以下 3.4%、4,000 万円を超える場合が 4%を、2,000 万円以下 2.7%、2,000 万円を超える場合を 3.4%に改正し、国等に対する譲渡等の特別控除を適用した場合には併用不可とし、土地等の譲渡による所得以外の所得との通算及び翌年度以降への繰越を廃止するものであります。

概要の 4 ページをご覧くださいと思います。

次に、改正項目の 9 点目、条例附則第 18 条につきましては短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例についての規定でございますけれども、税率を現行 9%を 6%に、国等に譲渡する場合については、現行 4%を 3.4%に改正し、土地等の譲渡による所得以外の所得との通算及び翌年度以降への繰越を廃止するものであります。

次に、改正項目の 10 点目、条例附則第 19 条につきましては株式譲渡に係る譲渡所得等に係る個人町民税の課税の特例について規定をいたしているものでございますが、税率を現行 4%から 3.4%に改正するものであります。

概要の 5 ページをご覧くださいと思います。

次に、改正項目の 11 点目、条例附則第 21 条につきましては特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除及び譲渡所得等の課税の特例についての規定でございますけれども、特定株式の譲渡期間等の要件を緩和する改正でありまして、上場等の日以後における譲渡について、譲渡の日において同日前 3 年を超え所有し、かつ、上場等の日以後 3 年内の間の譲渡をした場合。

上場等の日以前の譲渡について、譲渡の日において同日前 3 年を超え所有し、かつ、一定の要件を満たした特定株式の譲渡をした場合について、課税の特例の対象とするものであります。

次に、法人町民税についての改正であります。条例第 31 条につきましては法人税の均等割の税率について規定したものでありますけれども、法人である防災街区整備事業組合については、本来の事業が公益的な性格を有することから、公益法人等として取り扱うこととし、収益事業以外の事業に係る所得について非課税とするものであります。

概要の 6 ページをご覧くださいと思います。

次に、固定資産税の改正についてであります。改正項目の 1 点目、条例第 54 条につきましては固定

資産税の納税義務者等についての規定であります。家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けした附帯設備については、家屋に付号している場合には民法の規定により所有権が家屋の所有者に帰属するという事となることから、今回の改正により、当該附帯設備を取り付け、その事業の用に供している者を所有者とみなして課税することができるというふうにしたものであります。

この改正は、平成16年4月1日以降に取り付けた附帯設備に係る平成17年度分の課税から適用されることとなるものであります。

次に、改正項目の2点目、条例附則第10条の2につきましては新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定であります。密集市街地における整備の促進に関する法律が改正され、防災街区整備事業が新たに導入されたことにより、この事業により新築された建築物を減額措置の対象とする規定の創設であります。

なお、本条例の適用日は、平成16年4月1日ですが、それぞれの税目に係る適用及び経過措置につきましては、附則に規定をいたしたところであります。

以上で説明を終らせていただきます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○2番（中橋友子） 2点について、お尋ねをいたします。

専決処分でありますので、お尋ねすることだけになりますけれども、これは今年3月31日に改定されたということで、一連の国の法改正、一般国民に対する増税、併せて高額の人に対する減税が行われた一貫の負担増になる事業であったというふうには押さえています。

それで、改正の2、それから改正の3、特にこの辺が町民に与える影響と、幕別町全体の経済に与える影響が大きいものというふうには、マイナスの影響が大きいと考えるのですが、それぞれの該当する影響の総額、これはいくらになるのでしょうか。

○議長（本保証喜） 税務課長。

○税務課長（久保雅昭） まず、均等割の税率に關しての規定でありますけれども、均等割の税率が2,000円から3,000円に上がりましたことによりまして、8,896人の方に均等割を賦課しておりますので、1,000円上がったことによりまして、889万6,000円、今回、増額になったという形になっております。

それから、あと、妻の非課税の廃止にかかわってですけれども、17年度が1,500円、18年度が3,000円ということになります。これは推測でありますけれども、約1,800人の方が影響を受けるのではないかなというふうには考えております。

17年度については、1,500円が1,800人ということで、約270万円。18年度については、3,000円で1,800人で、約540万円ということになるのかなというふうには思っております。

それから、その次に、老年者控除の關係でありますけれども、これは15年度の課税状況からの数字でありますけれども、676人の方が老年者控除を受けております。そのうちの約600人が、税率の区分が200万円まで、700万円までという段階がありますので、一番多いところが200万円までの課税の方ということなんですけれども、その方たちが約600人おりまして、町民税、道民税合わせますと5%の税率になりますので、2万4,000円影響を受けるという。ただ、今、15%の減税というのがありますので、実際には2万400円ということ。あと、それから実際には控除額が48万円ということではありますけれども、万度に48万円を受けている方と、そこまですべていなくても何て言いますか、例えば、課税標準が35万円ぐらいであれば48万円までではなくて、33万円までの段階までということになりますので、2万400円までの範囲で、ちょっとその範囲がどの程度になるかわかりませんが、影響を受けるということになるというふうには思います。

町税として、全体としている影響額としては、約1,000万円程度になるのではないかなというふうには考えております。以上です。

○議長（本保証喜） ほかにございませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長(本保証喜) 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、原案のとおり承認することに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(本保証喜) 起立多数であります。

したがって、本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第9、承認第5号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役(西尾 治) 承認第5号、専決処分した事件の承認につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本専決処分につきましては、承認第4号の説明の際にも申し上げましたとおり、地方税法等の一部を改正する法律が平成16年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴いまして、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分をさせていただいたものでございます。

議案の説明資料の19ページをお開きいただきたいと思います。

議案説明資料の19ページでございますが、附則第3項につきましては、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例を規定いたしているものでございますが、地方税法の改正によりまして、長期譲渡所得に係る100万円の特別控除が廃止されたことに伴いまして、文言を整理するものであります。

附則第4項は、短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例を規定いたしているものでございますが、同様に改正によりまして文言を整理するものであります。

なお、附則に規定いたしておりますとおり、本条例につきましては、平成17年度以後の国民健康保険税から適用し、平成16年度分までの国民健康保険税については従前の例によるものとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議の上、承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(本保証喜) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(本保証喜) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり承認されました。

日程第10、承認第6号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役(西尾 治) 承認第6号、専決処分した事件の承認について、提案の理由をご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決処分をさせていただきましたので、報告し承認を求めようとするものでございます。

専決処分した内容につきましては、平成16年度幕別町老人保健特別会計補正予算でございます。

補正予算の2ページをお開きいただきたいと思います。

平成16年度幕別町老人保健特別会計補正予算第1号につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出

それぞれ143万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億4,304万4,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、3ページ、4ページに記載をしております第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

続きまして、6ページをお開きいただきたいと思います。

歳出、5款繰上充用金、1項繰上充用金、1目繰上充用金、143万6,000円の追加補正でございます。平成15年度の老人保健特別会計で143万6,000円ほどの赤字が生じますことから、この赤字財源を補てんするため、16年度で繰上充用金として補正をさせていただくものでございます。

老人保健特別会計の会計のあり方でございますけれども、国・道・町、さらには社会保険診療報酬支払基金からの財源措置によりまして、会計が成り立っているものでございますけれども、当該年度分のそれぞれの負担分につきましては、一定の期間までの実績を見て概算交付されることから、例えば、後半において老人の医療費が伸びた場合については、概算請求分では逆に赤字が生じるという結果になります。この部分につきましては、翌年度について補てんをする措置になってございますので、年度ごとにおいては、赤字が生じる場合も出てくるということでご理解をいただければなというふうに思います。

前のページに戻りまして、歳入でございますが、1款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目医療費交付金、143万6,000円。先ほどご説明申しましたように、精算によりまして、過年度分として医療費分交付をされることから、その分で充当をさせていただくものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

承認のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、原案のとおり承認されました。

日程第11、議案第31号、幕別町重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第31号、幕別町重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案の説明資料の21ページをお開きいただきたいと思います。

重度心身障害者の方々や母子家庭等の方々への医療費の助成につきましては、これまでも幕別町におきましては、北海道の医療給付事業の補助を受け実施してきたところであります。

北海道では、急速な高齢化や国の医療保険制度の改正に伴う事業費の増大、また、少子化対策などの新たなニーズへの対応が求められている中で、将来にわたり制度の安定的な運営を図っていくために、平成16年度において、給付と負担のあり方など事業の抜本的な見直しを行うこととされたところであります。

見直しに際しましては、3歳未満児や低所得者の方々のご負担を現行どおりに据え置くなど、必要な受診を妨げることのないよう配慮がなされたところであります。

重度心身障害者と母子家庭等の方々への医療費助成に係る改正の内容は、一つには、父子家庭を助成対象に加えること。

二つ目には、課税世帯に属する対象者の方から医療費の1割を自己負担していただくこと。ただし1

割の自己負担には、月を単位として世帯ごとの上限額を設定することなどありますが、幕別町におきましても、このたび北海道の補助要綱の改正内容に沿って、助成条例を改正いたしたく、ご提案するものでございます。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

条例の名称でございますが、先ほど申し上げたとおり、父子家庭を助成対象に加えることに伴いまして母子家庭等をひとり親家庭等に改めるものでございます。

第1条につきましても同様にひとり親家庭等に改めることによる文言の整理であります。

第2条第2項につきましても同様にひとり親家庭等に改め、第2号を第3号と改め、新たに第2号として父の定義を加えるものであります。

第5項につきましては、1割負担の導入に伴いまして、初診時一部負担金を一部負担金に改めるものであります。

続きまして、議案の説明資料の22ページになりますけれども、第6項につきましては、訪問看護を利用した際の自己負担額である基本利用料を規定いたしておりますが、これまでは所得の状況により医療費の1割あるいは2割であったものを、1割に改めるものであります。

第3条につきましては、助成の対象を規定いたしておりますが、第1条、第2条と同様に文言をひとり親家庭等に改めるとともに、助成対象外とする重度心身障害者に、第4号ウとして、老人保健法による医療を受けることができる者のうち、法第28条第1項第2号に定める一定以上所得者、2割負担者という意味合いでございますが、市町村民税世帯非課税者を除いた者を加えるものであります。言い換えますと、老人保健制度で自己負担が1割である方で、その世帯に属する世帯員に市町村民税の課税者がいる場合には、助成対象外とするという内容でございます。

老人保健制度で1割負担とされている障害者の方が課税世帯に属する場合には、1割負担となることによりまして、実益がなくなることから助成対象外とするというものでございます。

後段は、医療保険制度において、同様の負担、これは1割負担で医療を受けることができる方も助成の対象外とするという内容でございます。

第4条第1項につきましては、助成の額を規定をいたしておりますが、1割の自己負担の導入によりまして、従来の初診時一部負担金から一部負担金へと改めるものであります。

この一部負担金は、規則で定めることとしておりますが、規則では、受給者が3歳未満又は市町村民税世帯非課税者である場合には初診時一部負担金を、それ以外の場合には医療費の1割相当額の負担と、定めるものでございますが、この1割相当額には、外来診療で個人ごとに1万2,000円、外来と入院の合算で4万200円、これは世帯ごと、老人保険制度と同様の上限額を設定するものであります。

議案書に戻っていただきまして、21ページをお開きいただきたいと思います。

附則第1項に規定いたしているとおり、本条例につきましては平成16年10月1日から施行するものであります。第2項では、改正規定の適用区分につきまして定めたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） この際、11時まで休憩をいたします。

(10:43 休憩)

(11:00 再開)

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○2番（中橋友子） その後の条例改正も、4点の今回の道の医療制度改正に伴う中の31号の提案だというふうに思います。

それで、今まで母子家庭しか対象でなかったものが、父子家庭に拡大されたという点については、これは町民にとってはありがたいことだというふうに思うのですが、しかし、これまで優遇されておしま

した医療費の負担については、1割負担の導入というのがありまして、この点での影響は非常に大きいものだというふうに思うのですよね。

それで、幕別町におきまして、重度心身障害者、あるいはひとり親家庭、それぞれこの制度の対象となる人たち、人数は何人いらして、この制度改正によって受ける影響はそれぞれ幾らになるのか。

まず、全体として幾らになるのか。そして一人当たりどのぐらいになるのか伺います。

○議長（本保証喜） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） はじめに、重度心身障害者の関係で申し上げますけども、これにつきましては、老人医療受給者対象者とそれ以外ということで分かりますけども、まず、一般受給者ということでございますけども、15年度の末で受給されている方は172名ございます。そのうち、60%ぐらいが今回の1割負担の影響を受けるだろうと想定しております。この人たちの額につきましては、月で約4,800円程度とみております。

それと、老人医療受給対象者、これにつきましては271人ございまして、そのうち30%が影響を受けるだろうということで、約81人ということで、この方は月8,000円程度影響を受けるだろうとみております。

それと、母子家庭等の母子医療につきましては、現在521名の母と子がございます。これにつきましては約20%の方が影響を受けるということで、月にしまして約360円程度とみております。

それと、ひとり親につきましては、ちょっと手元に資料がございませんけども、12年度の国勢調査の人数でいきますと、24世帯ということで押さえております。

それで、総額につきましては、重度、母子で対象者の総額といたしましては1,300万円ほど影響を受けるということで押さえております。以上でございます。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○2番（中橋友子） 1カ月にしまして、一般で4,800円、さらに8,000円ということであると、年額にすると相当な金額になっていくというふうに思うのですよね。

ご承知のとおり、重度心身障害者というのは、所得そのものが障害年金であったり、限られているということと、定期的に医療機関にかからなければならないという状況におかれている方だと思うのですよね。その方たちが全体の保障は今、年金の方は保障が増えていない中で、むしろ逆の傾向の中でこのような医療費が負担になっていくということは、与える影響は非常に大きいと思うのです。その辺の対応はどのように考えてられますか。

○議長（本保証喜） 民生部長。

○民生部長（石原敬敏） 今の北海道の医療給付事業の改正ということでもあります。今回、改正いたしました中身といたしましては、今、課長の方から説明ございましたけども、今回の事業の見直しにつきましては、社会経済情勢の大きな変化の中で、事業の安定的な運営を図っていくという大きな題目の中で、今回実施される。

また、北海道の予算の可決のときですね、実はこういう附帯条件がついております。事業の執行に当たっては、今後の市町村における議論の動向や見直しに伴う対象者の影響などの実態把握に努め、必要な対策を講じるべきであるとの道議会での附帯意見がついているところであります。

附帯意見にありますように、必要な対策につきましては、本事業とは別に、障害者等の保健福祉施策の充実といった観点から、別途検討を進めていくということに道の方で表明されております。これを受けて本町もそれに向けての推移を見ながら対応をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○2番（中橋友子） それだけ附帯が出たということは、北海道道民にとって与える影響が大きいということを物語っているのだと思うのですよね。

それで、そういう推移を見守りながら事業を行っていくということではありますが、もう現実には10月1日からこういう制度、適用されてしまうわけですから。目前にして障害者の、特に重身の方たちの困難が大きくなると思うのです。

先ほど助役の説明の中では、一定の上限が設けられるということでありましたけれども、これは道の設けた基準そのものだと思うのですよね。こういうことを配慮して、各自治体ではその上限をもっと下げて対処するとか、独自の手だてもとるところが生まれております。

そういう点でのお考えはないのでしょうか。

○議長（本保証喜） 助役。

○助役（西尾 治） ご質問の趣旨は十分理解はしているつもりでございますけれども、今、全道的に今回の道の主体事業でございますので見直しが行われると。それぞれの町村の判断によりまして、一部負担、あるいは上限の関係について、特別な定めをするというような情報も道内の町村の中ではいくつかあるということも、情報として私ども理解しております。

ただ、私どもの町のように、ある程度対象者が多いような町村にとりましては、なかなかそういった部分を一般財源として町がやっていけるというような現実的な状況にあるのかどうなのか。これはこの場合ばかりではなくて、例えば、後段の条例の中に出てきております老人医療費の関係についても同様のことが言えるのだろうというふうに思っております。

今、私どもの考えとしては、少なくとも道の事業として今日まで私どもの町も実施した経過がございますので、やはり昨今の地方財政状況等を勘案して、道も一定の安定的な制度にするための見直しを行ったところでありますので、その趣旨は私どもの町としても同様の趣旨として受け止めながら、事業を今後も安定的にできるように、当然のことながら町としての一般財源も必要とする事業でございますので、それらの観点にたつて、今、言われるようなことで町として単独の上積みをするという考え方は、現在のところ持っておりません。

○議長（本保証喜） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（本保証喜） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立多数であります。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第32号、幕別町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第32号、幕別町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案の説明資料の24ページをお開きいただきたいと思います。

6歳未満の乳幼児の方々への医療費の助成につきましては、これまでも北海道の医療給付事業の補助を受けまして、加えて、一部拡大をして実施してきたところでございます。

議案第31号の説明の際にも申し上げましたとおり、北海道では、将来にわたり制度の安定的な運営を図っていくために、給付と負担のあり方など事業の抜本的な見直しを図ることといたしているところでありますが、乳幼児への医療費助成に係る改正の内容につきましては、少子化の原因の一つとされる経済的負担への助成の拡大を図るという観点から、一つには、従来、入院にあっては、6歳に到達した日の属する月の末日までといたしておりました助成期間を、就学前6歳に達した以後の最初の3月31日までに、また、通院にあっては3歳に到達した日の属する月の末日までとしていたものを就学前まで



拡大をすること。

二つには、対象者が3歳以上で課税世帯に属する場合に、医療費の1割を自己負担していただくこと。

ただし1割の自己負担につきましては、月を単位として世帯ごとの上限額を設定することなどありますが、幕別町におきましても、北海道の補助要綱の改正内容におおむね沿った形で、助成条例を改正いたしたく、ご提案するものでございます。

以下、条文に沿いまして、ご説明申し上げます。

第2条第1項では乳幼児の定義を規定しておりますが、助成期間を就学前までに拡大することに伴い、定義を改めるものでございます。

第5項につきましては、訪問看護を利用した際の自己負担額である基本利用料を規定しているものでございますけれども、これまでは、所得の状況により医療費の1割あるいは2割であったものを、1割に改めるものであります。

第4条第2項につきましては、医療費助成の額を規定しておりますが、1割の自己負担の導入によりまして、規則で定める一部負担金へと表現を改めるものでございます。

この一部負担金は、規則において、受給者が3歳未満又は市町村民税世帯非課税者である場合を除いて、医療費の1割相当額とし、この1割相当額には、先ほどと同様に、外来診療で個人ごとに1万2,000円、外来と入院の合算で4万200円、これは世帯毎、老人保険制度と同様の上限額を設定するものでございます。

言い換えますと、3歳以上の対象者が属する世帯の世帯員に市町村民税が課税されている方がいる場合には、医療費の1割相当額を自己負担していただくという内容でございます。

幕別町では、昨年10月から、3歳以上6歳未満の方々の通院に係る医療費の自己負担額、3割の2分の1を単独で助成をいたしておりましたが、今回の改正で、これが3分の2へと上乘せされるものであります。一方、従来全額が助成されてきました入院に関しましては、逆に1割の自己負担が生ずるといふものであります。

引き続きまして、議案の説明資料の25ページをご覧くださいと思います。

第4項では、重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による対象者が、乳幼児である場合において、初診時一部負担金を負担した場合には、当該初診時一部負担金相当額を助成すると改めるものであります。

議案書の方に戻っていただきまして、22ページになりますけれども、附則の第1項に規定いたしておりますとおり、本条例につきましては平成16年10月1日から施行するものであります。第2項では、改正規定の適用区分につきまして定めたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○2番（中橋友子） 前段同様に、この事業の対象者の人数と影響額を伺いたいということと、それから、この見直しによりまして、これまで幕別町が独自に行っていました2分の1助成、これが1割導入ということになります。道の事業ということになりますから、そういった点での町の予算は削減されるというふうに思います。それで、個人の影響と併せまして、幕別町がこの事業によって必要としない予算、これは幾らになりますでしょうか。

○議長（本保証喜） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 乳幼児医療の対象者でございますけれども、3歳未満につきましては637名でございます。3歳以上につきましては741名でございます。

これで、大体3歳以上の方につきましては、約95%の子供さんが影響すると、優遇されるということになります。

それで、年でございますけれども、約5,000円程度減額になるというような計算になります。

それと、これに伴っております予算でございますけれども、歳出ベースでは220万円ほど増額になります。しかしながら今回、道の補助が2分の1受けられるということでございまして、一般財源では約400万円減額になるというような数字になります。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○2番（中橋友子） 道からの補助もあって、全体としては400万円の減額ということですね。幕別町は昨年の10月の事業実施に当たって、少子化対策といいますか、子育ての支援という形で3歳以上の2分の1の助成ということに踏み切ったわけですね。

この点では、3割の2分の1、1.5割であったものが1割になるわけですから、町民としてはこの点では軽減されることにはなりますが、逆に比較的金額が多くかかる入院の方での負担が多くなるという点では、これも大変厳しい状況になっていくのだというふうに思うのですよね。

それで、私はやっぱりこういうふうにして、今回の見直しによって、生まれてくる余剰財源といいますか、そういうものは極力制度の趣旨に、当初、幕別が子育て支援として行った、医療費を助成というところに生かすというのが大事ではないかと思うのですが、今回、400万円減額になるということでありますから、その点ではこれをどのように考えているのか伺います。

○議長（本保証喜） 民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 全体の財源、例えば、プラス、マイナス、それはすべてどういうふうなことで、医療費で使うのかということになると、予算、なかなか組みづらいものもございまして。

それで、先ほど、道の考え方も附帯意見だとかいろんなことの中で、道の考え方ありますけれども、そういう方向で、例えば、医療費そのものを見直すということではなく、違ういろんな諸々の施策、その中でそういう方の部分を救えるような、いろんな物の考え方、やり方、例えば、子育て支援センターの、一般質問の中でもありましたけれども、そういう方の充実だとか、いろんなことを考えていかなければならないのではないかと。例えば、今、子育て支援センターでも、今、建物をどうのという話でありますけれども、ただ、今やっている中でも、今、職員も今年1名増員して、そして事業に当たっているということでもあります。そういうことも逆に計算されると、いろんな町としての独自の対策もそういうふうな形でうっているのも事実であります。

ただ、道議会でもそういうことで、いろんな検討、町村の意見を聞くとか、いろんな状況を判断して、その回答がいろんな形で出てくると思います。それをまた見守りたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○2番（中橋友子） 総合的な政策の中で前進させるという考え方は否定いたしません。

ただ、少子化で昨今の数字でも1.3を切ったというようなことの、その応援する手だてとして、医療費の応援というのは、かなり大きな役割を果たしてきたということは歪めない事実だと思います。

ですから、その点で力を入れていくということも大切なことではないでしょうか。

そういう点では、先ほど助役も管内でいろいろ取り入れられるところがあると聞いておりますが、お答えになりましたけれども、広尾町であるとか大樹町であるとか、今回の実施を道に合わせてやるのを見送ったというような自治体も生まれているというふうに聞いております。札幌市では、上限の限度額を3,000円まで下げるとも聞いております。そういうことを、実際にやっている自治体があるわけですから、そういう点で全く浮いたお金がないというのであれば、これはいたし方ないというふうに考えられますけれども、そういう制度の改定に伴う、住民に対する負担は極力減らしていくという姿勢が大事ではないでしょうか。

どうですか。

○議長（本保証喜） 西尾助役。

○助役（西尾 治） 今、ご指摘ございますように、それぞれの町の取り組みによりましては、制度改正そのものはやられるのでしょうけれども、今、言われる1割負担のあり方をどうするのだというようなことで、いろいろ施策を講じている事例も、私どもとして調査はいたしております。

ただ、今回の私どもの考え方としては、先程来お話がございましたように、町として単独で15%、2分

の1をご負担をさせていただいていただくと。今回、1割負担、なおかつ入院に適用されることによって、現に受けている乳幼児医療の対象者の方々が、今よりも制度的に悪くなるのかどうかという観点が一番大事だろうという思いもいたしております、今、総体で私ども試算しておりますと、通院についてはおおよそ月額5,000円程度の減額になるのではないかと。入院の実態から考えますと、逆に月額3,000円ぐらい入院では増額になる可能性があるだろうということで、トータルとしては、現行よりも制度的に良くなるというようなことも一つ観点としてございました。

ですから、私どものやっている施策以上に悪いような状況になるのであれば一定の手だてが必要なのではと思うけれども、現在のやっている施策以上のことが、道として実施されるというようなことがございますので、私どもとしては、道の施策に乗っていきたく。

それと、多分に対象者によりまして、各町村の考え方としては、大きな負担にならない町村、私どもの方が、例えば、1割を負担することによって、1,200万円から1,500万円ぐらいの負担が出てくるというようなこともございまして、なかなか先ほど申し上げましたように、そういうことを私どもの町にストレートに当てはめていきますと、現実的には非常に制度を維持していくのが難しい状況にあるのかなど。これは町財政全般の中から考えても、確かに何に力点を置くのかという観点はありますけれども、制度としては安定的にやるためには、やっぱり現行より良くなるということでご理解をいただきたいというふうに考えてございます。

○議長（本保証喜） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（本保証喜） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立多数であります。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第33号、幕別町老人医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第33号、幕別町老人医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案の説明資料26ページをお開きいただきたいと思います。

65歳以上70歳未満の一人暮らし高齢者の方々などへの医療費の助成、いわゆる「道老」につきましては、これまでも北海道の医療給付事業の補助を受けまして、実施してきたところでございます。

先程来申し上げましたとおり、北海道では将来にわたる制度の安定的な運営を図っていくという観点から、事業の抜本的な見直しが図られたところでございます。

道老におきましては、平成14年の制度改正によりまして、老人保健法による医療の受給対象年齢が70歳以上から75歳以上に段階的に引き上げられましたことや、老人に対する意識、事業をめぐる状況に変化が見られることなどから、現に給付を受けている方に配慮し対象年齢を現行の60歳から段階的に引き上げ、平成20年3月をもって制度を廃止することを内容とした見直しがなされたところでございます。

幕別町におきまして、北海道の補助要綱の改正内容にそった形で、助成条例の改正をいたしたく、ご提案を申し上げます。

以降、条文に沿いましめてご説明申し上げます。

第2条第1項につきましては老人夫婦世帯を、第2項では老人と児童の世帯の定義を規定しておりますが、助成対象者を従来の「65歳以上の者」から「昭和14年7月31日以前に生まれた者」に限定することに伴い、定義を改めるものであります。

第3条につきましては、受給対象者を規定いたしておりますが、同様に、従来の「65歳以上70歳未満の者」から「昭和14年7月31日以前に生まれた者で、70歳未満のものであること」と改めるものでございます。

附則の改正につきましては、条例制定当初の附則を第1項とし、附則第2項に失効として、この条例が平成20年3月31日限りで効力を失う旨規定し、附則第3項では、条例失効後の経過措置を定めたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○2番（中橋友子） 同じように、これは比較的对象が少ないかなとは思いますが、人数と一人当たりの年間の影響額を伺います。

○議長（本保証喜） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 老人医療費につきましては、75歳以上の方が、15年度の末でございますけども、71人ございます。影響額でございますけども、月約6,700円でございます。以上でございます。

○議長（本保証喜） ほかにございせんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（本保証喜） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立多数であります。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第34号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第34号、財産の取得について、提案の理由をご説明させていただきます。

議案書の24ページをお開きいただきたいと思います。

本案件につきましては、公園用地といたしまして用地を取得するものでございます。取得する土地の所在地、種別、数量であります。所在地は中川郡幕別町新町132番地の8及び新町139番地の4の2筆でございまして、地目は宅地であります。面積につきましては、2筆の合計で8,632.75㎡であります。

買収の目的でございますけども、先ほど申し上げましたとおり、公園用地でございます。

買収の方法につきましては随意契約でありまして、買収予定価格は8,343万5,528円であります。平米当たりの単価になおしますと9,665円であります。

買収の相手方は、ニッタ株式会社、代表取締役社長古賀伸一氏であります。

取得個所につきましては、議案の説明資料28ページの位置図を参照いただきたいと思います。周辺は、図書館、保健福祉センター、幕別南コミュニティセンター、町民プール等が立地しておりまして、

当面は緑地帯として整備を図ってまいりますのでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第35号、町道の路線認定及び変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第35号、町道の路線認定及び変更につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

今回認定を行おうとする路線につきましては4路線、変更しようとする路線は2路線であります。

認定する路線の総延長は1,448.04mであります。変更によります路線延長の減少が957.90mありますので、全体では490.14mの延長増となるものでございます。

議案の説明資料の30ページをお開きいただきたいと思います。

最初に認定しようとする路線でございますが、1番の北栄町3号通234.74m、2番北栄5号84.15m、3番北栄6号84.15mにつきましては、北栄町におけます土地区画整理事業にかかわります新規認定であります。

説明資料の31ページをご覧くださいと思います。

4番の稲志別川沿線1,045mにつきましては、中稲志別豊岡線の起点変更に伴う認定替によります路線認定であります。

説明資料の32ページになりますけれども、次に変更しようとする路線であります。新田線道路7号につきましては、新町の図書館に隣接いたします新田社宅内の道路部分の廃止に伴い、新田通を起点に変更することによりまして、路線延長が53.50mの減少するものであります。

説明資料の33ページになりますけれども、中稲志別豊岡線につきましては、町道として引き継がれる予定でございます幕別ダム工事用道路の山水橋と稲志別線の合流部分を起点といたしまして変更することにより、路線延長が904.40m減少するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

千葉議員。

○19番（千葉幹雄） ちょっとお伺いしたいのですが、変更する路線の方であります。新田通の関係ですが、変更前はいいのですけれども、変更後なのですが、この起点が新田通というのでしょうか、そこから始まるということなのですが、これは現在、道路のないところが路線認定されているような気がするのですが。これは元の北星の緑町ののぞみ公園のところから北へ向かって行って、道路がつながっている。これが現道だと思うのですが、これはないところを町道認定して、現在あるところをしないというのは、ちょっと素朴な疑問なのですが、どういうことなのかなというふうに思いますが。

それと、ずっといきますと、これは印刷がずれているのかどうか分かりませんが、町道認定しているところと現道とずれているところもありますよね。

その辺、これはどういう、単純に上の方は印刷が現道とずれているのが印刷ミスなのか、それとも、あくまでも路線として現道とずれているということなのか。

ちょっとご説明いただきたいと思います。

○議長（本保証喜） 土木課長。

○土木課長（田中光夫） 新田通線7号でございますが、この区間につきましては、まず今回の変更分については、先ほどの用地買収に伴いまして、その起点部分を変更いたしました。

その中で、この図面について、大変申し訳ございません、これについては、起点の位置を新田通ということに改めることにしたわけですが、その線上で若干ずれた形で、一応書いてしまったということで、大変申し訳なく思っております。

それと、現道部分につきまして、奥の部分のこの質問かと思いますが、この部分については新田線7号及び新田線8号ということで、過去から認定しているということで、この部分についてはこの土地利用を考えた段階で変更いたしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（本保証喜） 千葉議員。

○19番（千葉幹雄） ちょっと詳しく聞き取れなかったのですが、この下の起点が、用地を買収することで下げたという、それはわかるのですが、現道とずれていますよね。

これはどういうことなのということなのですか。

そして、将来的なことを考えても、この四叉路ありますよね。これから起点にした方がいいような気がするのですが。

○議長（本保証喜） 建設部長。

○建設部長（三井 巖） 今、土木課長からご説明申し上げましたが、私どもの方で今回提示する図面の中で、図面の表示そのものが、今、間違っていたということでございますので、お詫び申し上げたいと思います。

○19番（千葉幹雄） ということは、起点は、昔はこうだったけども、今度はこの四叉路のところ起点になるのだよということですね。

これはそしたら印刷ミスということですね。

○議長（本保証喜） 土木課長。

○土木課長（田中光夫） 千葉議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（本保証喜） ほかにございせんか。

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第36号、平成16年度幕別町一般会計補正予算第1号を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第36号、平成16年度幕別町一般会計補正予算第1号につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,044万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億7,816万4,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページにございます第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思っております。

最初に歳出からご説明申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思っております。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、15目交通防災費、110万円の追加でございます。工事請負費として、防犯灯の整備工事として追加するものでございますが、4月の28日、札内春日町にございます防犯灯に車両が衝突をいたしまして、防犯灯を破損したということから、防犯灯の修繕に係ります110万円を弁償金として全額町にお支払いをいただき、その費用をもって修復をするというものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、2目福祉医療費、160万円の追加でございます。先ほど、条例改正でご議決をいただきました各種医療費の改正に伴いまして、今の電算システムの改修に伴います委託料の追加補正でございます。

次にページになりますが、7款商工費、1項商工費、4目観光費、125万円の追加でございます。それから5目の特産品開発費、同じく125万円の減額補正でございますが、4目、5目につきましては、本年に観光協会及び物産協会が新たに観光物産協会として再編されましたことから、今までの補助金を再編するものでございまして、物産協会の補助金を減額し、観光協会の補助金も同じく減額し、新たな団体に対して同額の補助をするものでございます。予算の組み替えに伴います補正でございます。

8款の土木費、3項都市計画費、2目都市環境管理費、610万円の追加補正でございます。前段でご議決をいただいております財産の取得に伴いまして、その敷地内にございます建物解体工事に伴います工事請負費の追加補正でございます。

次のページになりますが、10款教育費、1項教育総務費、5目国際化教育推進事業費、34万2,000円の追加でございます。国際交流員の方につきましては、帰国をされることが決定されましたことから、新たに国際交流員の派遣をいただくこと。当然のことながら、帰国の旅費あるいは派遣の旅費、それに伴います旅費の増額補正でございます。

5項社会教育費、3目保健体育費、130万円の追加でございます。町民プールのボイラーの修繕にかかります追加補正でございます。

歳入でございますが、4ページにお戻りいただきたいと思えます。

歳入、20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、934万円の追加補正でございます。

次のページになりますが、21款諸収入、5項雑入、2目弁償金、110万円の追加でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第37号、平成16年度幕別町老人保健特別会計補正予算第2号を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第37号、平成16年度幕別町老人保健特別会計補正予算第2号につきまして、説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億4,369万4,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページにございます第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

最初に歳出でございますが、5ページをお開きいただきたいと思います。

歳出、3款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目償還金及び還付金、65万円の追加でございます。

償還金利子及び割引料として、支払基金交付金の精算還付金、これは15年度にかかります医療費の支払手数料分にかかわる精算還付でございます。国庫支出金の精算還付金につきましては、医療費分にかかります精算還付金でございます、8月末の支払いを予定しておりますことから、今回、補正をお願いするものでございます。

前のページに戻りまして、歳入でございますが、1款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目医療費交付金、65万円の追加でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第40号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第40号、工事請負契約の締結につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

今日、お配りしております議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

契約の目的につきましては、JR札内駅構内西側を横断する人道跨線橋の工場製作工事でございます。

平成16年6月16日、株式会社日本製鋼所室蘭製作所、株式会社榑崎製作所札幌支店、函館 Dock 株式会社札幌支社、桜井鉄工株式会社、株式会社釧路製作所釧路支店、株式会社旭鉄工所の6社によりまず指名競争入札を執行いたしましたところ、7,402万5,000円をもちまして、株式会社釧路製作所釧路支店が落札することとなりましたので、同社の代表であります、釧路市川北町9番19号株式会社釧路製作所釧路支店、支店長橋本政敏氏と契約を結ぼうとするものでございます。

工期につきましては、平成17年3月20日までを予定いたしております。

本日、お配りをしております、議案説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

本工事につきましては、交通安全施設等整備国庫補助事業の採択を受けまして、札内駅西側に建設いたします、人道跨線橋にかかる工場製作工事であります。

工事内容につきましては、鋼製のプレートや鋼管などの鋼材を加工組み立てし、説明資料の赤塗りで表示をいたしております箇所を工場で作成するものであります。

使用する鋼材重量につきましては111トン。でき上がり形状といたしましては、主桁として幅3.80m、桁の長さにつきましては38.3m、南側の斜路付き階段が35.2m及び北側の斜路付き階段が31.6mとこれらの桁及び階段を支える橋脚4本を製作するものであります。

なお、本人道こ線橋の概要といたしましては、歩道有効幅員3mの鋼製歩道橋に耐衝撃性に優れたプラスチックのひとつであります、ポリカーボネート板のアーチ型の上屋を設けまして、降雨時はもとより冬期間の利用時も安全に通行できるようになってございます。

また、昇降施設としまして、有効幅員2.6mの傾斜の緩い斜路付き階段と、車いす及び自転車が乗降できるエレベーターを設置し、通路内部には点字表示付きの手すりや点字ブロック、及び防犯対策といたしまして防犯カメラの設置を予定いたしております。高齢者及び身体障害者を含む幅広い利用者に安心して利用できる跨線橋として、平成17年度末に完成を予定いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。



よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

議事の都合により、明19日から22日までの四日間は休会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、6月19日から6月22日までの四日間は休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（本保証喜） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は6月23日、午前10時からであります。

(11:48 散会)

# 第2回幕別町議会定例会

## 議事日程

平成16年第2回幕別町議会定例会  
(平成16年6月23日 9時58分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）  
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名  
5番 前川敏春 6番 助川順一 7番 堀川貴庸
- 日程第2 議案第38号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
日程第3 議案第39号 監査委員の選任につき同意を求めることについて  
日程第4 議案第41号 工事請負契約の締結について  
(本町2団地公営住宅建設工事その1(建築主体))  
日程第5 議案第42号 工事請負契約の締結について  
(本町2団地公営住宅建設工事その2(建築主体))
- 日程第6 陳情第2号 国鉄分割・民営化にともなうJR不採用問題について政府の責任において解決することを求める意見書採択に関する陳情  
日程第7 陳情第3号 国の緊急地域雇用創出特別交付金制度の延長・改善を求める意見書採択に関する陳情  
(以上産業建設常任委員会報告)
- 日程第8 陳情第4号 「寒冷地手当見直しに関する意見書」の提出を求める陳情  
日程第9 陳情第5号 「30人以下学級実現等教育予算の充実と、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情  
(以上総務文教常任委員会報告)
- 日程第9の1 発議第4号 緊急地域雇用創出特別交付金制度の延長・改善を求める意見書  
日程第9の2 発議第5号 寒冷地手当見直しに関する意見書  
日程第9の3 発議第6号 30人以下学級実現等教育予算の充実と、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書
- 日程第10 議員の派遣について  
日程第11 常任委員会所管事務調査報告  
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)
- 日程第12 閉会中の継続調査の申出  
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

# 会 議 録

平成16年第2回幕別町議会定例会

1. 開催年月日 平成16年6月23日
2. 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
3. 開会・開議 6月23日 9時58分宣告
4. 応集議員 全議員
5. 出席議員 (22名)  
議長 本保証喜  
副議長 瀬瀬太郎
  - 1 豊島善江
  - 2 中橋友子
  - 3 野原恵子
  - 4 牧野茂敏
  - 5 前川敏春
  - 6 助川順一
  - 7 堀川貴庸
  - 8 乾 邦広
  - 9 小田良一
  - 10 前川雅志
  - 11 杉山晴夫
  - 12 佐々木芳男
  - 13 古川 稔
  - 14 坂本 偉
  - 15 芳滝 仁
  - 16 中野敏勝
  - 17 永井繁樹
  - 18 伊東昭雄
  - 19 千葉幹雄
  - 20 大野和政
6. 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 岡田和夫 助 役 西尾 治 収 入 役 小野成義  
代表監査 吉川 宏 教育委員長 辺見政孝 教 育 長 沢田治夫  
農業委員会会長 上田健治 総務部長 新屋敷清志 企画室長 金子隆司  
民生部長 石原尉敬 経済部長 中村忠行 建設部長 三井 巖  
教育部長 藤内和三 札内支所長 瀬瀬良征 総務課長 菅 好弘  
企画参事 羽磨知成 企画参事 飯田晴義 町民課長 熊谷直則  
税務課長 久保雅昭保 健福祉センター所長 佐藤昌親 農林課長 増子一馬  
商工観光課長 本保 武 土木課長 田中光夫 土地改良課長 角田和彦  
施設課長 小野典昭 水道課長 前川満博 糠内出張所長 横山義嗣  
会計課長 堂前芳昭 車両センター所長 橋本孝男 経済部参事 古川耕一  
学校教育課長 飛田 栄 生涯学習課長 長谷 繁 図書館館長 平野利夫  
監査事務局長 森 広幸 農業委員会事務局長 長屋忠弘
7. 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博
8. 議会提出議案  
陳情第2号 国鉄分割・民営化にともなうJR不採用問題について政府の責任において解決することを求める意見書採択に関する陳情  
陳情第3号 国の緊急地域雇用創出特別交付金制度の延長・改善を求める意見書採択に関する陳情 (以上産業建設常任委員会報告)  
陳情第4号 「寒冷地手当見直しに関する意見書」の提出を求める陳情  
陳情第5号 「30人以下学級実現等教育予算の充実と、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情 (以上総務文教常任委員会報告)  
発議第4号 緊急地域雇用創出特別交付金制度の延長・改善を求める意見書  
発議第5号 寒冷地手当見直しに関する意見書  
発議第6号 30人以下学級実現等教育予算の充実と、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書  
議員の派遣について  
常任委員会所管事務調査報告  
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

閉会中の継続調査の申出

(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

9. 町提出議案

議案第38号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第39号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

議案第41号 工事請負契約の締結について(本町2団地公営住宅建設工事その1(建築主体))

議案第42号 工事請負契約の締結について(本町2団地公営住宅建設工事その2(建築主体))

10. 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

11. 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

5番 前川敏春      6番 助川順一      7番 堀川貴庸

# 議 事 の 経 過

(平成16年6月23日 9:58 開会・開議)

## [開議宣告]

○議長（本保証喜） これより本日の会議を開きます。

## [議事日程]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番前川敏春議員、6番助川議員、7番堀川議員を指名いたします。

## [諸般の報告]

○議長（本保証喜） 次に、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。

西尾助役。

○助役（西尾 治） お手元の方に議案第35号の追加資料を配付させていただきました。

議案第35号につきましては、6月18日、町道の路線認定及び変更につきましてご協議をいただき、議決をいただいたところであります。

審議の過程におきまして、千葉議員の方より説明資料の路線図について一部誤りがあるのではないかとのご指摘をいただいたところでありまして、私どもの方から誤りにつきまして訂正をし、陳謝申し上げたところがございます。たまたま口頭でのやりとりでございましたので、改めて変更路線図の正しい部分を追加資料として提出をさせていただいたところがございます。

議案審議にあたりましては、当然のことながら重要な部分となります説明資料でございます。

今後、このようなことがないように十分配慮して、細心の注意を払って、作成に努めてまいりたいというふうに考えております。

今回のことにつきましては、大変申し訳なく思っているところでありまして、今後、このようなことを繰り返さないように、十分心してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

## [付託省略]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

日程第2、議案第38号から、日程第5、議案第42号までの4議案については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、議案第38号から、日程第5、議案第42号までの4議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第2、議案第38号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 議案第38号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案の理由をご説明申し上げます。

本件は、現固定資産評価審査委員であります吉田正司氏が、平成16年6月26日をもちまして任期満了となりますことから、同氏を引き続き選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

なお同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料 34 ページに記載をいたしておりますので、ご参照いただき、選任につき同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（本保証喜） 本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、ただちに採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は、21人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は○印を、本案を否とする諸君は×印を記載の上、職員の点呼に応じて、順次投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

○事務局長（高橋平明） 議席番号とお名前を申し上げます。

1 番豊島議員、2 番中橋議員、3 番野原議員、4 番牧野議員、5 番前川敏春議員、6 番助川議員、7 番堀川議員、8 番乾議員、9 番小田議員、10番前川雅志議員、11番杉山議員、12番佐々木議員、13番古川議員、14番坂本議員、15番芳滝議員、16番中野議員、17番永井議員、18番伊東議員、19番千葉議員、20番大野議員、21番瀬瀬議員。

○議長（本保証喜） 投票漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に堀川議員及び乾議員を指名いたします。

よって、両議員の立会をお願いします。

投票の結果を報告いたします。

投票総数21票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、賛成21票、反対ゼロであります。

以上のおおり、賛成多数であります。

よって、本案は原案のおおり可決されました。

日程第3、議案第39号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 議案第39号、監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本件は、現監査委員であります吉川宏氏が本年6月30日をもちまして、任期満了となりご勇退されますことから、その後任として、幕別町札内青葉町9番地の7、市川富美男氏を選任いたしたく、同意を求めるものであります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料の35ページに記載をいたしておりますのでご参照いただき、選任につきご同意賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（本保証喜） 本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、ただちに採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は、21人です。

投票用紙を配付いたさせます。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は○印を、本案を否とする諸君は×印を記載の上、職員の点呼に応じて、順次投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

○事務局長（高橋平明） 議席番号とお名前を申し上げます。

1番豊島議員、2番中橋議員、3番野原議員、4番牧野議員、5番前川敏春議員、6番助川議員、7番堀川議員、8番乾議員、9番小田議員、10番前川雅志議員、11番杉山議員、12番佐々木議員、13番古川議員、14番坂本議員、15番芳滝議員、16番中野議員、17番永井議員、18番伊東議員、19番千葉議員、20番大野議員、21番額額議員。

○議長（本保証喜） 投票漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に小田議員及び前川雅志議員を指名いたします。

よって、両議員の立会をお願いします。

投票の結果を報告いたします。

投票総数21票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、賛成21票、反対ゼロであります。

以上とおり、賛成が多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第41号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第41号、工事請負契約の締結につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本日、お配りをいたしました議案書の1ページをご覧いただきたいと思います。

契約の目的につきましては、本町2団地公営住宅建設工事その1建築主体であります。

平成16年6月21日、川田工業株式会社、株式会社ネクサス、岡田建設株式会社、堂前・藤原経常建設共同企業体、佐藤・大野経常建設共同企業体の5社によります指名競争入札を執行いたしましたところ、1億426万5,000円をもちまして、堂前・藤原経常建設共同企業体が落札することとなりましたので、同企業体の代表であります、中川郡幕別町幸町54番地の3、堂前建設株式会社代表取締役堂前護氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、工期につきましては、平成17年2月21日までを予定いたしております。

議案説明資料の1ページをお開きいただきたいと思っております。

本町地区への公営住宅の建設につきましては、公営住宅再生マスタープランに基づきまして旭町団地建替え事業の一環といたしまして、16戸を建設するものでありまして、昨年度1棟4戸を建設し、本年度残り12戸を建設するものであります。

本工事につきましては、12戸建設するうちの1棟8戸にかかる建築主体工事であります。

建設する位置につきましては、本町7番地の1ほかであります。

建物の構造規模につきましては、鉄筋コンクリート2階建てで、延べ床面積につきましては、710.81㎡であります。

建物の住戸内容につきましては、資料の2ページ、3ページの平面図を参照いただきたいと思っておりますが、住戸タイプはすべて2LDKで、住戸専用面積につきましては69.19㎡となっております。

1階部分につきましてはバリアフリーなど高齢者の方が暮らしやすい構造、設備を取り入れておりまして、玄関引き戸、段差の解消、上下可動式の流し台、洗面化粧台を備えており、車椅子での使用も可能となっております。また、階段は緩勾配と階段幅を広くし、上り下りが楽にできるよう改善を図っております。

なお、どの住宅にも、1戸当たり3.3㎡の専用物置を1階部分に配置いたしております。

立面図につきましては、資料の4ページを参照いただきたいと思っております。

なお、建設工期につきましては、先ほどお話しいたしましたように、平成17年2月21日となっておりますことから、平成17年3月中には入居できる見込みであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○2番（中橋友子） 工事のその1の、このような形になった考え方についてちょっと伺いたいのですが、この都市マスタープランに基づきまして工事建設がされているのですが、今、どこも公共事業が少なく、業者の方たちが大変な中で、町の工事発注というのがすごく待たれていると思うのですが、今回、その1という方で、今まで4戸ずつだったのが8戸一緒になりました。図面を見せていただくと、自転車置き場だけつないで8戸という形になっております。次の議案を参考にしても、価格的には一緒になった方が安くなっているなというふうに思いまして、そういうところを取り入れられてこういう形を取られたのだと思うのですが、たくさんの業者に発注していくという観点を考えれば、その1が8戸ではなくて、その1、その2、4戸ずつも分けられて発注できた可能性もあったのではないかと思います、その辺の考え方を伺います。

○議長（本保証喜） 施設課長。

○施設課長（小野典昭） その1の建築の計画でございますが、今、お話のように工事をつないでいるということでございますけれども、まず、建て方といたしましては、建築基準法に従います採光の問題。例えば、この空間地を、壁をくっつけた場合に、お互いの部屋の採光が取れないとか、いろいろな公営住宅法、建築基準法の制約がございます、採光の問題等がございます、まず第1点が。

それから、今、お話のように4戸4戸で別々に切り離して建てた場合には、当然建築費につきましては割高になるということから、こういう形を取らせていただいたというのが現状でございます。



- 議長（本保証喜） 中橋議員。
- 2番（中橋友子） その辺は理解いたしますが、極力、分離発注という考え方もこの中では生まれなかったのかなど、そこをお聞きしたかったのです。いろいろな業者の方にたくさん仕事をさせていただくという、今、経済状況の中からいったらそういう考えも持っていかなければいけないと思うのです。その辺はどのように検討なされましたか。確かに価格面で見ましたら170万円ぐらい安くなっておりますので、そこが優先されたとは思いますが、分離発注の考え方についてはどうでしょうか。
- 議長（本保証喜） 建設部長。
- 建設部長（三井 巖） 今、課長の方からお話ございましたけれども、基本的には敷地が大きければ1棟12戸の建て方をしたいというのが原則でございますけれども、敷地の関係もございまして、無理をせざるを得なかったということで8戸と4戸に分けたということでございまして、今回、それをさらに分割して分離発注するという考え方は、当初から持っておりませんでした。以上であります。
- 議長（本保証喜） ほかにございせんか。  
（なしの声あり）
- 議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議長（本保証喜） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。  
日程第5、議案第42号、工事請負契約締結についてを議題といたします。  
説明を求めます。  
西尾助役。
- 助役（西尾 治） 議案第42号、工事請負契約の締結につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。  
契約の目的につきましては、本町2団地公営住宅建設工事その2建築主体であります。  
平成16年6月21日、川田工業株式会社、株式会社ネクサス、岡田建設株式会社、堂前・藤原経常建設共同企業体、佐藤・大野経常建設共同企業体の5社により指名競争入札を執行いたしましたところ、5,386万5,000円をもちまして、佐藤・大野経常建設共同企業体が落札することとなりましたので、同社の代表であります、中川郡幕別町旭町24番地の45、株式会社佐藤建設代表取締役佐藤富士雄氏と契約を結ぼうとするものであります。  
なお、予定工期につきましては、平成17年2月21日を予定いたしております。  
議案説明資料の5ページをお開きいただきたいと思います。  
本工事につきましても、先の議案でご説明を申し上げましたとおり、本町地区に建設する16戸のうち本年度分12戸の残り1棟4戸にかかる建築主体工事でございます。  
建設位置につきましては、本町7番地の1ほかであります。  
建物の構造規模につきましては、鉄筋コンクリート2階建てで、延べ床面積につきましては、353.42㎡であります。  
建物の住戸内容につきましては、資料の6ページの平面図を参照いただきたいと思います。先の議案同様、住戸タイプはすべて2LDKで、住戸専用面積につきましては69.19㎡となっております。1階部分につきましてはバリアフリーなど高齢者の方が暮らしやすい構造、設備を取り入れておりまして、玄関引き戸、段差の解消、上下可動式の流し台、洗面化粧台を備えており車椅子での使用も可能となっております。また、階段につきましては緩勾配と階段幅を広くいたしまして上り下りが楽にできるよう改善を図っております。  
なお、どの住宅にも、1戸当たり3.3㎡の専用物置を1階部分に配置をいたしております。  
立面図につきましては、資料の7ページをご参照いただきたいと思います。

なお、建設工期につきましては、先ほどお話しいたしましたように、平成17年2月21日となっておりますことから、平成17年3月中には入居できる見込みとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### [一括議題・委員会報告]

○議長（本保証喜） 日程第6、陳情第2号、国鉄分割・民営化に伴うJR不採用問題について、政府の責任において解決することを求める意見書採択に関する陳情、日程第7、陳情第3号、国の緊急地域雇用創出特別交付金制度の延長・改善を求める意見書採択に関する陳情の2議件を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

委員長千葉幹雄議員。

○産業建設常任委員長（千葉幹雄） 朗読をもって委員会報告をさせていただきたいと思っております。

陳情第2号であります。

幕別町議会議長本保証喜様。産業建設常任委員長千葉幹雄。

産業建設常任委員会報告書。

平成16年6月14日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。平成16年6月14日、18日、2日間。

2、審査事件。陳情第2号、国鉄分割・民営化に伴うJR不採用問題について政府の責任において解決することを求める意見書採択に関する陳情。

3、陳情の趣旨。国鉄分割・民営化に伴うJR不採用問題は発生からすでに17年が経過、昨年12月の最高裁判決はJRに使用者責任はないとしたが、1,047名の国鉄労働者が解雇され、地労委・中労委が認定している不当労働行為が行われた事実は残されています。政府はこの間、裁判の推移を見守るとして、関係当事者間の話し合いの場を設けることを拒否してきたが、最高裁判決が出されたいま、見守るものは、もはやありません。

ILOは5回にわたって勧告を行い、採用における差別待遇は極めて重要な問題として、JR不採用問題の公正な解決、早急な解決を求めている。

いま政府が労働者の権利を守っていく姿勢を明確に示すことが求められています。ついては、政府・関係機関に対し一刻も早い問題解決に努めるよう、意見書を提出していただきたい。

4、審査の結果。不採択すべきものと決した。

続きまして、陳情3号であります。

幕別町議会議長本保証喜様。産業建設常任委員長千葉幹雄。

産業建設常任委員会報告書。

平成16年6月14日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。平成16年6月14日、1日間

2、審査事件。陳情第3号、国の緊急地域雇用創出特別交付金制度の延長・改善を求める意見書採択に関する陳情。

3、陳情の趣旨。地方財政が大きな困難をかかえている中、国の緊急地域雇用特別交付金制度の継続と改善をはかり、引き続き自治体が全額国費で失業者の雇用創出策を地域の失業状況に応じて実施できるよう、平成17年度以降も制度を継続するよう政府へ意見書を提出していただきたい。

4、審査の結果。採択すべきものと決した。

以上でございます。

よろしくご審議を賜りたいと思います。

○議長（本保証喜） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

[採決]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

陳情第2号、国鉄分割・民営化に伴うJR不採用問題について、政府の責任において解決することを求める意見書採択について関する陳情は、委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決をいたします。

陳情第2号は、採択と決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立少数であります。

したがって、本件は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

陳情第3号、国の緊急地域雇用創出特別交付金制度の延長・改善を求める意見書採択に関する陳情は、委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

[一括議題・委員会報告]

○議長（本保証喜） 日程第8、陳情第4号、寒冷地手当見直しに関する意見書の提出を求める陳情、日程第9、陳情第5号、30人以下学級実現等教育予算の充実と、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出を求める陳情の2議件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

委員長古川稔議員。

○総務文教常任委員長（古川稔） 朗読をもって委員会報告といたします。

陳情第4号につきまして、幕別町議会議長本保証喜様。総務文教常任委員長古川稔。

総務文教常任委員会報告書。

平成16年6月14日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

1、委員会開催日。平成16年6月15日、1日間。

2、審査事件。陳情第4号、寒冷地手当見直しに関する意見書の提出を求める陳情。

3、陳情の趣旨。人事院は、本年度の勧告で寒冷地手当の支給対象地域の見直し案を明らかにしました。しかしこの見直し案は、寒冷積雪地の生活実態や地域の実情を全く顧みないものであるばかりか、

寒冷地手当の意義さえ否定するものであります。

寒冷地手当は、寒冷積雪地に働き生活するものにとって欠くことのできないもので、しかも、支給対象者が公務員労働者だけでなく、多くの民間企業労働者、農協など団体職員、政府・地方自治体関連職員など多数が準拠しており、見直しの影響ははかり知れないものがあります。この見直しによって地域経済にも大きな打撃を与えることは必至であります。

よって、本年の人事院勧告や給与改定にあたっては、このような事情を十分に配慮し、現在の寒冷地手当制度や支給水準を維持するよう、関係機関に意見書を提出していただきたい。

4、審査の結果。採択すべきものと決した。

続きまして、陳情第5号。

幕別町議会議長 本保証喜様。総務文教常任委員長 古川稔。

総務文教常任委員会報告書。

平成16年6月14日日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。平成16年6月15日、1日間。

2、審査事件。陳情第5号、30人以下学級実現等教育予算の充実と、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出を求める陳情。

3、陳情の趣旨。政府は1985年以降、教職員の旅費と教材費、恩給費、共済費の追加費用を地方自治体に負担転嫁し、更に財政再建のため国庫補助金・負担金の整理合理化を一層すすめるようとしています。

学校事務職員・栄養職員をはじめとする教職員の給与費国庫負担適用除外や、負担割合の引き下げは地方自治体の財政を一層逼迫させ、ひいては保護者負担の増大につながることであります。また、深刻化するいじめや不登校等の問題を解決するためには、30人以下学級を基本とした学級編成とゆとりのある教職員の配置が必須であり、保護者負担を軽減し、地域・家庭の教育環境向上のため、義務教育諸学校の教科書無償制度の継続や私学助成の増額について、引き続き関係機関に必要な措置を講ずるよう求める意見書を提出していただきたい。

4、審査の結果。採択すべきものと決した。

以上です。

よろしくご審議のほど、お願いします。

○議長（本保証喜） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

[採決]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

陳情第4号、寒冷地手当見直しに関する意見書の提出を求める陳情は、委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

陳情第5号、30人以下学級実現等教育予算の充実と、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出を求める陳情は、委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

[追加日程表・付託省略]

○議長(本保証喜) 追加日程表配付のため、暫時休憩いたします。

(10:42 休憩)

(10:44 再開)

○議長(本保証喜) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、お手元に配付いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、委員会付託を省略し本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案を日程に追加し、委員会付託を省略し本会議で審議することに決定いたしました。

[説明・質疑・討論省略]

○議長(本保証喜) 日程第9の2、発議第4号、緊急地域雇用創設特別交付金制度の延長・改善を求める意見書、日程第9の3、発議第5号、寒冷地手当見直しに関する意見書、日程第9の4、発議第6号、30人以下学級実現等教育予算の充実と、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の、3議件を一括議題といたします。

3意見書については、先に報告のありました総務文教常任委員会・産業建設常任委員会の報告の、陳情の要旨と同じような内容でありますので、提出者の説明・質疑・討論を省略し、ただちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって提案者の説明・質疑・討論を省略し、ただちに採決いたします。

[採決]

○議長(本保証喜) お諮りいたします。

発議第4号、緊急地域雇用創設特別交付金制度の延長・改善を求める意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

発議第5号、寒冷地手当見直しに関する意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

発議第6号、30人以下学級実現等教育予算の充実と、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり決定いたしました。

[議員の派遣]

○議長（本保証喜） 日程第10、議員の派遣の承認についてを議題といたします。

お諮りいたします。

来たる7月6日、弟子屈町で開催される、北海道町村議会議長会主催による、平成16年度道東地区町村議会議員研修会に全議員を派遣いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、以上のとおり派遣することに決定いたしました。

[委員会報告]

○議長（本保証喜） 日程第11、総務文教・民生及び、産業建設常任委員長より、所管事務調査報告書が議長宛に提出されておりますので、お手元に配付いたしてあります。

後刻ご覧いただきたいと思っております。

[閉会中の継続調査申出]

○議長（本保証喜） 日程第12、閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長から所管事務調査にかかわる事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[代表監査委員退任あいさつ]

○議長（本保証喜） 代表監査委員より、発言の申し出がありますので、これを許します。

代表監査委員。

○代表監査委員（吉川 宏） 退任にあたりまして一言ごあいさつ申し上げます。

顧みますと、平成12年の7月、監査委員をお引き受けをいたしましてから早くも4年の歳月が経過いたしました。当月をもちまして、任期を終了することとなりました。

この間、岡田町長殿はじめ、理事者、職員、議員各委員の深いご理解とご協力を賜りました。微力な私を助けていただき、地方自治のまさに変革期の最中にありまして、その職責の一端を担わせていただきましたこと、誠に感謝に堪えない次第でございます。心から厚くお礼を申し上げる次第でございます。

任期中の一番の思い出は、なんと申しましても監査事務局の充実でございました。平成11年の通常国会におきまして、地方分権関連一括法案が成立いたしまして、地方分権が実行段階に入りました。当町におきましても、就任後、間もない平成13年の3月議会におきまして、十勝町村では初の条例に基づきます監査事務局の設置をしていただき、選任体制を引き、監査事務の強化充実が図られたことでございます。それを受けましてか、平成14年の春には初めての住民監査請求を受けましたが、関係各位の真摯な対応とご協力をいただきまして、無事、終結させていただいたことなど、私の晩年に取りまして大変大きな経験をさせていただきました。極めて充実した4年間であったわけでございます。改めて感謝を申し上げる次第でございます。これからも、お会いする機会があろうかと思っておりますが、どうぞひとつ、

お気軽にお声かけいただければ、幸いに存じるところでございます。

さて、今日の地方自治を顧みますとき、今ほど公正、公平、そして法律の英知が求められている時代はないのではないかというふうに思っております。

どうか、各位におかれましては、それぞれのお立場をとおして熟慮されまして、何よりもやっぱり大事なのは、先見性の上に立って努力を重ねられることであろうと思ひまして、そのことにつきましてもご期待を申し上げているところでございます。

終わりになりますが、皆様方の益々のご健勝、ご多幸、そして、一層のご活躍を心からご祈念申し上げまして、簡単粗辞でございますけれども、ごあいさつに代えさせていただきます。誠にありがとうございました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（本保証喜） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これを持って、平成16年第2回幕別町議会定例会を閉会いたします。

(10 : 53 閉会)